

令和7年度

光市地域防災計画修正（案）

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第1編 総則 第1章 計画の方針 第5節 防災関係機関の処理すべき業務 の大綱及び住民・事業所のとるべき措置	56	表	・関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

第8項 指定公共機関

機 関 の 名 称	事 務 又 は 業 務 の 大 綱
略	
NTT西日本西日本電信 電話株式会社山口支店	1 電気通信施設、設備の整備及び防災管理に関すること。 2 災害非常通信の確保に関すること。 3 被災電気通信施設、設備の応急復旧に関すること。
略	

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第1章 防災思想の普及啓発 第2節 防災知識の普及啓発	103	2	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第3項 住民（自治会等）に対する普及啓発

特別警報、警報、注意報発表時及び発災時に、住民が的確な判断に基づき行動できるよう、災害についての正しい知識や対応について、出前講座の実施、イベントの開催、市広報紙、防災マップ・パンフレット、ポスター及び市ホームページ等を活用し、県や防災関係機関と協力して次のようなことを普及啓発する。また、自治会等にも学習会等の開催を呼びかける。

なお、普及啓発に当たっては、防災週間、津波防災の日、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じるほか、映像、動画及び、体験型防災学習施設である光地区消防組合防災センター「あんしんねっと光」の活用を図る。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第2章 防災活動の促進 第1節 消防団（水防団）の強化	105	6	・山口県地域防災計画の修正 （中央防災会議防災基本計画の修正）

修 正 内 容

第1項 計画の方針

消防団（水防団）は、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、市は光地区消防組合消防本部と連携して必要な指導・支援し、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりに努めて消防団（水防団）の活性化を推進し、その育成を図っていく。

また、消防防災活動の技術習得について、教育訓練を実施する。

第2項 強化施策

- 1 消防団（水防団）の活性化等その育成強化を推進する。
- 2 消防団活性化総合計画を策定する。
- 3 団員の確保のため、青年層、女性層を対象に、消防団（水防団）への参加を促進するとともに、講習会の開催、防災訓練の実施等を通して地域内事業所との連携に努める。
- 4 大規模災害等に備えた消防団（水防団）の車両・資機材・拠点施設施設、装備の充実を推進する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第4章 自然災害に強い市域の形成 第1節 市域の現況と保全対策	124	20	・山口県地域防災計画の修正 (宅地造成及び特定盛土等規制法の 施行に伴う修正)

修 正 内 容

<新設>

第7項 盛土

1 現況

近年、記録的な集中豪雨等による災害が、全国で頻発・激甚化していることから、盛土の安全性確保に対する重要性が年々高まっている。

本県では、令和3年7月に静岡県熱海市において発生した土石流災害を受けて、同年11月までに201箇所の盛土の点検を行い、全ての盛土について安全性が確保されていることを確認し、公表した。

また、令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されたことに伴い、令和7年4月1日に同法に基づく規制区域を概ね県内全域に指定し、盛土に対する規制を開始した。

2 対策

規制区域指定後に新たに行われる一定規模を超える盛土等については、許可又は届出が必要となり、許可手続きにおいてその安全性を確認する。

また、既存の盛土等については所在する位置を把握し、必要に応じて、安全性把握のための調査や経過観察等を行う。なお、危険性が確認された盛土等に対しては、勧告や改善命令等の必要な措置を行う。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第4章 自然災害に強い市域の形成 第2節 災害危険区域の設定	127	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (宅地造成及び特定盛土等規制法の施行に伴う修正)

修 正 内 容

第2項

<p>宅地造成等工事規制区域・特定盛土等規制区域</p>	<p><u>設定の基準</u></p> <p><u>盛土等(盛土、切土及び土石の堆積)が行われれば、人家等に危害を及ぼしうる区域を対象として、おおむね県内全域を規制区域に指定。</u></p> <p><u>規制区域内で一定規模を超える盛土等を行う場合は、許可または届出が必要となる。また、規制区域内の盛土等が行われた土地では、過去の盛土等を含めて、土地所有者等が杖に安全な状態に維持する必要がある。</u></p> <p><u>(1) 宅地造成等工事規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u> <u>市街地・集落</u></p> <p><u>イ 対象区域</u> <u>市街地や集落の区域及びこれに隣接・近接する土地の区域</u></p> <p><u>(2) 特定盛土等規制区域</u></p> <p><u>ア 保全対象</u> <u>人が居住または活動を日常的に行う人家や施設等の土地及び人が日常的に往来する道路等の公共施設</u></p> <p><u>イ 対象区域</u> <u>宅地造成等工事規制区域を除く区域</u></p> <p><u>1— 工事等の規制の基準</u></p> <p><u>宅地造成規制区域で宅地造成に関する工事等を行う場合、災害防止のため必要な規制の基準</u></p> <p><u>(1) 2 mを超える切土、1 mを超える盛土又は切土、盛土をする面積が500 m²を超える土地については、知事(土地の面積が10,000 m²以上)又は市長(下関市及び周南市は全て、岩国市は10,000 m²未満)の許可を要する。</u></p> <p><u>(2) 切土、盛土をした崖面が、土質に応じて一定の勾配以上のものには、擁壁を要する。</u></p> <p><u>(3) 切土、盛土をする場合には、地表水を有効に排除できる排水施設を要する。</u></p> <p><u>2— 規制区域の指定</u></p> <p><u>宅地造成に伴い、崖崩れ又は土砂の流出のおそれが著しい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を管轄する市町村長の意見を聴いて知事が指定し、その区域は宅地造成に関する工事等による災害を防止するための必要な規制を行う</u></p> <p><u>3— 設定の状況</u></p> <p><u>本市は、規制区域の指定はされていないが、県内の指定状況は次のとおりである。</u></p> <p><u>(1) 昭和40年10月23日、岩国市、周南市、下関市の一部を規制区域に指定</u></p> <p><u>(2) 昭和43年5月1日、岩国市の一部を追加指定</u></p> <p><u>4— 対策の概要</u></p> <p><u>(1) 現地の状況把握のため常時パトロールを行う。</u></p> <p><u>(2) 災害防止のための危険箇所に対して勧告又は命令を行う。</u></p> <p><u>(3) 宅地造成王事中のものは現場に常時水防資材を設置させる。</u></p>
------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第5章 災害情報体制の整備	139 140	図 表	・ 時点修正 (防災危機管理課) ・ 関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

第1項 通信連絡施設の現況

市防災行政無線は、防災危機管理課を同報系親局として、主要な場所に拡声子局が設置されている。このほか、消防機庫や消防団車両等に消防団無線が配備されている。

また、災害時には電話が輻輳し、かかりにくい状況が予想されるため、市はあらかじめ災害時優先電話を [N T T 西日本西日本電信電話株式会社](#) に登録してある。

現在、市において使用可能な通信連絡設備は、次のとおりである。

~~5-1~~ **IP無線**

~~5-6~~ 衛星携帯電話

~~6-7~~ 市ホームページ

~~7-8~~ 消防団無線

~~8-9~~ 防災広報ダイヤル（一方向のみ）

~~9-10~~ メール配信サービス

~~10-11~~ 防災情報電話通知サービス

~~11-12~~ 市SNS

光市 ←→ 県防災危機管理課	県防災行政無線、電話、FAX
光市 ←→ 周南県民局	県防災行政無線、電話、FAX
光市 ←→ 大和支所	電話、市防災行政無線、 IP無線 、FAX、 庁内LAN
光市 ←→ 各出張所、光市総合福祉センター等	電話、市防災行政無線、 IP無線 、FAX、 庁内LAN
光市 ←→ 光地区消防組合消防本部	電話、県防災行政無線、市防災行政無線、FAX、 庁内LAN
光市 ←→ 光警察署	電話、市防災行政無線、FAX
光市 ←→ 消防団	電話、 IP無線
光市 → 住民	広報車、市ホームページ、市防災行政無線、電話、 防災広報ダイヤル、メール配信サービス、防災情報 電話通知サービス、市SNS
消防団 ←→ 光地区消防組合消防本部	消防団無線、グループメール

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第5章 災害情報体制の整備	142	1 ～ 25	・関係機関による見直し (組織改編、表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 情報通信体制の確保

5 電気通信事業者の対策

【~~NTT西日本株式会社西日本電信電話(株)~~】

(1) 電気通信設備の防災計画

ア 被災地に対する通信の途絶防止対策

(ア) 伝送路のループ化を推進する。

(イ) 孤立防止対策用衛星電話を設置する。

(ウ) 災害時用公衆電話 (特設公衆電話) の設置を行う。

(6) 災害用伝言サービス等ダイヤル・災害用伝言板の運用

地震や災害のため被災者等の安否連絡が多発したり電話の輻輳が想定される場合に運用する。

【~~NTTドコモ株式会社(株)NTTドコモ~~】

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第6章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制	145	表	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 ・組織改編に伴うもの

修 正 内 容

第1項 配備体制

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について次のように定める。

配備体制	配備基準		配備課	人 数	職 員 配 備 基 準
第1警戒 体 制	風水害 対 策	大雨 洪水 高潮 注意報	防災危機管理課	1	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 特に関係のある職員で配備し、気象 状況等の情報収集及び連絡活動を主と して、状況によりさらに高度の配備に 迅速に移行し得る体制とする。
			道路河川課	1	
		農林水産課	1		
		<u>有害鳥獣対策課</u> (高潮のみ)			
	雪害対策	大雪 警 報	防災危機管理課	1	
道路河川課			2		
大和支所 住民福祉課			1		
第2警戒 体 制	風水害 雪 害 対 策	大雨 洪水 暴風 暴風雪 高潮 波浪 警 報	防災危機管理課	2	あらかじめ所属長が指名した職員 ※ 災害応急対策に関係のある部課の所要 人員で配備し、情報収集、連絡活動及び災害 応急措置を実施するとともに、事態の推移に 伴い直ちに災害警戒本部体制に移行する体 制とする。 なお、状況に応じ主管部長の判断で適正な配 備体制を確立する。
			企画調整課	2	
			情報・DX推進課 (波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 除く。)	1	
			税 務 課	1	
			収 納 対 策 課	1	
			大和支所 住民福祉課 (高潮、波浪、暴風 (雪)(海上対象)警 報は除く。)	1	
			市 民 課	1	
			(波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 除く。)		
			地域づくり推進課	1	
			環境政策課	1	
			福祉総務課	1	
			高齢者支援課	1	
			<u>介護老人保健施設清算室</u>		
農林水産課	4				
<u>有害鳥獣対策課</u> (波浪、暴風(雪) (海上対象)警報は 2。)					
監 理 課	1				

			道 路 河 川 課 (波浪、暴風(雪) (海上対象) 警報は 2。) 建 築 住 宅 課 都 市 政 策 課 (波浪、暴風(雪) (海上対象) 警報は 除く。) 下 水 道 課 (波浪、暴風(雪) (海上対象) 警報は 除く。) 教 育 総 務 課 ひかり学園推進課 文化・社会教育課 (波浪、暴風(雪) (海上対象) 警報は 除く。) 	3 1 2 2 1 1 	
災害警戒 本部体制	風水害 対策	大雨 洪水 暴風 高潮 警報	防災危機管理課 企画調整課 財 政 課 行政経営室 情報・DX推進課 税 務 課 収 納 対 策 課 総 務 課 人材育成・女性 活躍推進室 入札監理課 大和支所 住民福祉課 各出張所 市 民 課 地域づくり推進課 環境政策課 福祉総務課 高齢者支援課 介護老人保健施設清算室 こども家庭課 こども政策課 健康増進課 農林水産課 有害鳥獣対策課 商工振興課 観光・シティプロ モーション推進課 監 理 課 道 路 河 川 課 建 築 住 宅 課 都 市 政 策 課 下 水 道 課 	全職員 4 1 1 2 3 2 5 1 2 各1 3 1 2 4 4 1 1 2 全職員 1 1 全職員 全職員 全職員 全職員 4 	事態の推移に伴い直ちに災害対策本部体制 に移行する体制とする。

			公共交通政策課 教育総務課 ひかり学園推進課 学校教育課 部活動改革推進室 文化・社会教育課	1 2 2 2	
災害対策 本部体制				全職員 体制	市の全力をあげて災害対策に取り組む体制とする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第6章 災害応急体制の整備 第2節 防災関係機関との連携体制	147 ～ 149	17 ～ 表	・表現の適正化、時点修正 (防災危機管理課) ・時点修正 (健康増進課) ・関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

第1項 協定の締結

1 市における協定の締結

- (5) 医薬品等の調達についての~~山口県薬剤師会光支部光市薬業組合、光市薬剤師会~~との協定
(9) 特設公衆電話の設置・利用に関する~~N T T西日本西日本電信電話株式会社山口支店~~との協定

(30) 災害時における避難所等の安全確保に関する総合警備保障株式会社との協定

(31) 災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関するDS SKY WORKS株式会社との協定

(32) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関するジェムカ株式会社との協定

(33) 災害時における物資輸送等における福山通運株式会社徳山支店との協定

(34) 光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する社会福祉法人光市社会福祉協議会との協定

資料編 [応援協定等] ○山口県消防防災ヘリコプター応援協定

○山口県内広域消防相互応援協定書

○中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書

～略～

○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書
(医療法人睦会)

○災害時における避難所等の安全確保に関する協定(総合警備保障株式会社)

○災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定(DS SKY WORKS株式会社)

○災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定(ジェムカ株式会社)

○災害時における物資輸送等における協定(福山通運株式会社徳山支店)

○光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書(社会福祉法人 光市社会福祉協議会)

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第6章 災害応急体制の整備 第2節 防災関係機関との連携体制	151	1	・山口県地域防災計画の修正 (中央防災会議防災基本計画の修正)

修 正 内 容

第2項 応援機関の活動体制の整備

- 1 国や近隣市町（消防本部）、隣接県、他の地方公共団体等からの応援職員等を受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の受入窓口、指揮命令系統等に必要な体制をあらかじめ整備しておくものとする。
- 2 救援活動において重要となる臨時ヘリポート等の確保に努めるものとする。
- 3 大規模災害時の多数の救助部隊の活動拠点を確保するため、災害類型等に対応した活動拠点の整理を行うとともに、高潮や津波被害を想定し、内陸部に活動拠点を確保する。
また、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努めるものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第6章 災害応急体制の整備 第3節 自衛隊との連携体制	152	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

陸 上 自 衛 隊	第 17 普 通 科 連 隊	山 口 市	083-922-2281 (県庁内線 5184) 防災無線 (衛星系) <u>8-035-217</u>
	第 13 旅 団	広 島 県	082-822-3101 防災無線 (衛星系) <u>8-034-101-941-157</u>
	中 部 方 面 総 監 部	兵 庫 県	072-782-0001
海 上 自 衛 隊	小 月 教 育 航 空 群	下 関 市	083-282-1180
	第 31 航 空 群	岩 国 市	0827-22-3181
	下 関 基 地 隊	下 関 市	083-286-2323
	呉 地 方 総 監 部	広 島 県	0823-22-5511 防災無線 (衛星系) <u>8-034-101-89-158</u>
	佐 世 保 地 方 総 監 部	長 崎 県	0956-23-7111
航 空 自 衛 隊	第 12 飛 行 教 育 団	防 府 市	0835-22-1950 (内線)
	航 空 教 育 隊	防 府 市	0835-22-1950
	西 部 航 空 方 面 隊	福 岡 県	092-581-4031
	第 3 術 科 学 校	福 岡 県	093-223-0981
	第 17 警 戒 隊	萩 市	0838-23-2011

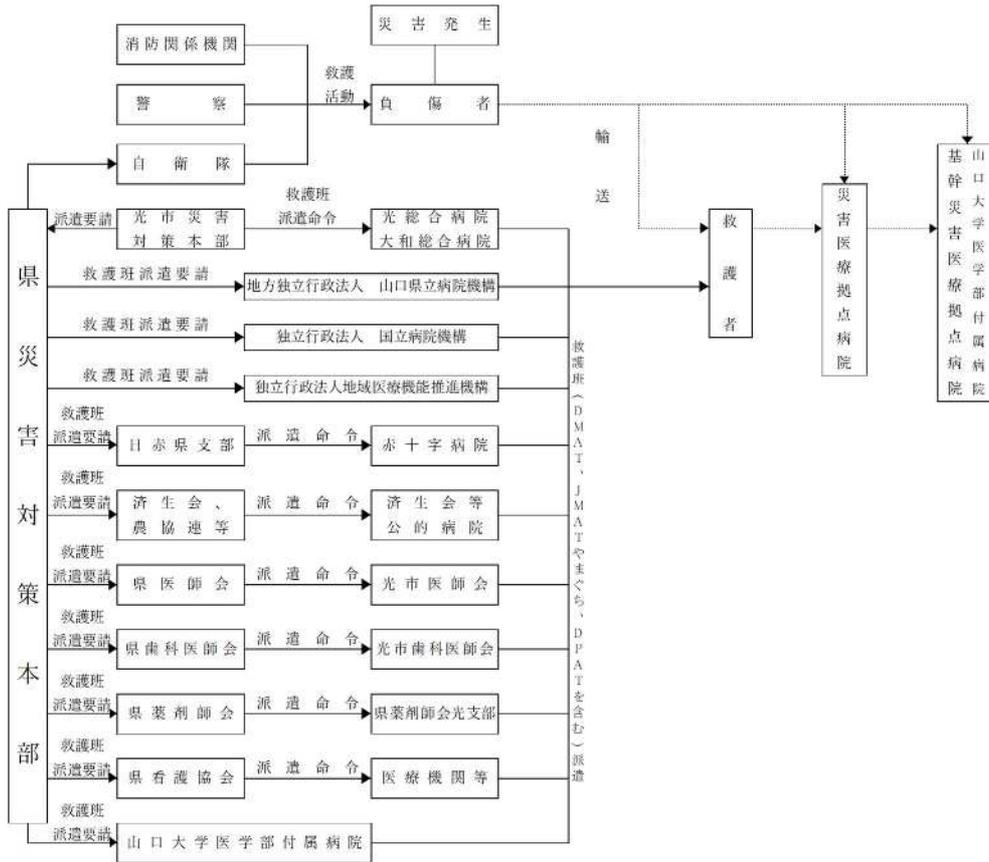
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第8章 救助・救急、医療活動 第1節 救助・救急活動	168	14	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 (光地区消防組合)
修 正 内 容			
<p>市及び光地区消防組合は、救助・救急体制を整備するため、次の事項を行うものとする。</p> <p>6 救助工作車、救急自動車、及びファイバースコープ等救助・救急用資機材の整備充実に努める。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第8章 救助・救急、医療活動 第2節 救助・救急活動	169	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (D P A Tの体制と活動内容を追記)

修 正 内 容

第1項 医療救護活動体制の確立

医 療 救 護 活 動 体 系 図



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第10章 緊急輸送活動 第3節 道路疎開	186	19	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第2項 啓開道路の選定

市は、県が指定する緊急輸送道路と市の防災拠点（災害対策本部の設置場所となる「市役所 防災庁舎市本庁舎」、物資の一時集積場となる「県立光高等学校」、臨時ヘリポートのほか、隣接市町、避難所、主要な病院等）とを結ぶ道路を緊急啓開道路と指定し、災害時において他の道路に優先して啓開ができるよう、大和町建設業協同組合等との連携を図るものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第12章 ボランティア活動の環境整備 第1節 ボランティアの位置付け	191 ～ 192	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

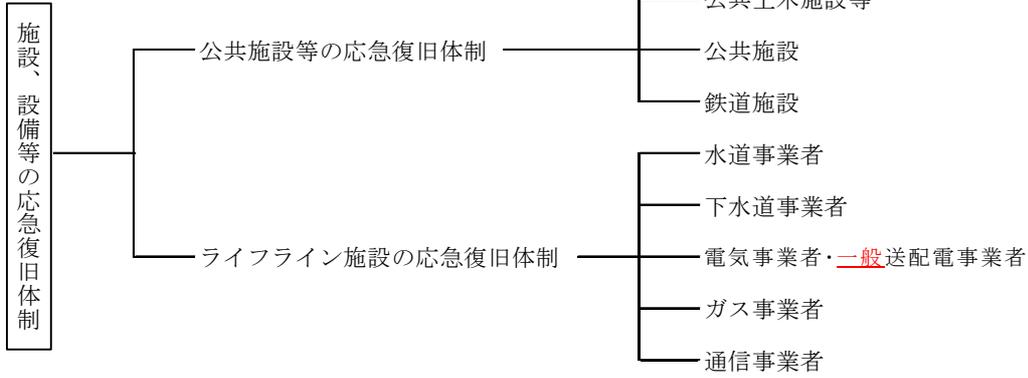
修 正 内 容

第2項 ボランティアの活動対象

区 分	活 動 内 容
専門ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・被災住宅等応急復旧（建築士、建築技術者等） ・建築物危険度判定（応急危険度判定士） ・土砂災害警戒区域危険箇所のの調査（斜面判定士等） ・医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師等） ・福祉（手話通訳、介護等） ・無線（アマチュア無線技士） ・特殊車両操作（大型重機等） ・通訳（語学） ・災害救援（初期消火活動、救助活動、応急手当活動等及びその支援等）
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害復旧技術専門家派遣制度（災害復旧活動の支援・助言） ・その他特殊な技術を要する者
一般ボランティア	<ul style="list-style-type: none"> ・救援物資の整理、仕分け、配分 ・避難所の運営補助 ・炊き出し、配送 ・清掃、防疫 ・要配慮者等への生活支援 ・その他危険のない軽作業

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第13章 施設、設備等の応急復旧体制	193	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第13章 施設、設備等の応急復旧体制 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	194	17 26	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化) ・ 関係機関による見直し (組織改編)
修 正 内 容			
<p data-bbox="129 439 1098 472">第3項 電気事業者・一般送配電事業者（中国電力ネットワーク（株））</p> <p data-bbox="129 533 1038 566">第5項 通信事業者（NTT西日本株式会社西日本電信電話（株））</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第14章 危険家屋移転促進対策 第2節 がけ地近接危険住宅の移転促進計画	196	25	・表現の適正化 (監理課)
修 正 内 容			
<p>第4項 国の補助制度</p> <p>国は、事業主体に対して、移転事業に要する次の各号に掲げる費用について、予算の範囲内においてその2分の1を補助する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険住宅の除去等に要する経費 2 危険住宅に代る住宅の建設（購入含む。）及び改修に要する経費 			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策	204	3	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 (光地区消防組合)
修 正 内 容			
<p>火災は、住民に最も身近な災害で、一旦発生すると貴重な人名と財産を一瞬のうちに失い、また炎症拡大した場合は地域全体を焼失させ、甚大な被害を発生させるおそれがある。</p> <p>火災の発生を未然に防止し、火災による被害の軽減を図るため、市、光地区消防組合消防本部は必要な火災予防対策を推進する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・表現の適正化 (光地区消防組合、防災危機管理課)
第2編 災害予防計画	204	9	
第15章 火災予防対策	～	～	
第1節 一般火災予防計画	206	3	

修 正 内 容

第1項 火災予防対策の推進

1 火災予防思想の普及啓発

火災予防思想の普及啓発については従来から積極的に取り組んできているが、なお一層の徹底を図るため、市及び光地区消防組合は、関係団体等と協力して地域に密着した効果的な~~防火思想~~の普及啓発活動を推進する。

特に、春季・秋季の全国火災予防運動期間中には、講習会の開催、広報車の巡回広報、広報紙の配布を行う。

(1) 地域に密着した~~火災予防た防火、防災~~思想の普及啓発

ア ~~火災予防思想~~防火思想普及の徹底を図るため、広報用品素材の充実、広報メディアの拡充、広報素材の有効活用等を図り、関係機関並びに団体と協力して防火対策の必要性を明確に伝える親しみやすい広報活動を展開する。

- (ア) 街頭広報による啓発活動
- (イ) イベント、集会等を利用した啓発活動
- (ウ) 巡回~~広報~~による啓発~~広報~~活動
- (エ) ~~戸別家庭~~訪問による防火指導
- (オ) 学校、職場等における防火指導
- (カ) 自主防災組織による啓発~~広報~~活動

イ 外国人に対する火災予防広報の実施

近年、市内に在住する外国人が増加していることから、これらの外国人に対する火気の管理~~等の、避難~~必要な広報活動を行う。

4 住宅防火対策の推進

(3) 住宅~~用~~防災機器等の普及

住宅用火災警報器、住宅用自動消火装置、防災寝衣類等の性能、効果等の認識を深めるため、これらの住宅用防災機器等展示コーナーの設置促進等を図る。

5 地域における防火安全体制の充実

(1) 自主防災組織の整備充実

火災や地震等の災害から地域を守るには、住民一人ひとりの自覚と、近隣居住者相互の協力が不可欠となる。このため、地域の実情に応じた、自治会、事業所及び女性・高齢者等の社会活動団体等による自主防災組織に対する指導・育成を図るとともに、幼年・少年・~~女性婦人~~防火クラブの活性化等についても一層推進する。

また、地域住民、自主防災組織等が火災等災害発生時において初期消火、救助救出活動が迅速に取り組めるように必要資機材の整備を推進する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・表現の適正化 (光地区消防組合)
第2編 災害予防計画	210	28	
第15章 火災予防対策	～	～	
第1節 一般火災予防対策	211	7	

修 正 内 容

第7項 文化財防火対策の推進

3 文化財防火対策の推進

(2) 予防対策指導の推進

利用の形態、建築物の構造等を踏まえ、次の事項を内容とする予防計画を策定する。

- ア 防火管理体制
- イ 市・消防本部への災害通報体制
- ウ 災害の起こり易い箇所の点検、確認等、~~組織等の確立~~
- エ 自衛消防組織の確立
- オ その他、注意札の設置、火気の使用禁止、浮浪者の侵入防止等

(3) ~~火災予防防火~~思想の普及啓発

毎年1月26日を文化財防火デーとし、関係者の協力を得て~~火災予防防火~~思想の普及啓発、防火訓練を実施するなどして文化財建造物の防火について広く住民の意識の高揚を図る。

- ア ~~火災予防防火~~思想の普及（市ホームページ、市広報紙、展示会、講演会、映画等による。）
- イ 防火訓練の実施（地域住民・消防・消防団との連携協力により、通報、消火（初期消火体制の構築・強化）、重要物件の搬出、避難等~~の総合的~~な訓練を~~にか~~消防本部の協力・指導のもとに行う。）

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第2節 林野火災予防計画	211 ～ 213	19 ～ 表	・表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第1項 出火防止対策の推進

林野火災は2月から5月までの乾燥した季節に多く発生し、その原因としては、火入れ、たき火等人為による失火が大部分である。

林野は、広大に広がり、そこには不特定多数の者が自由に出入りすることができること、及び林野の管理経営状態が多様であり、日常の防火管理が必ずしも十分でないこと等を踏まえ、市、光地区消防組合及び森林組合等は、林野火災に対する火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野の巡視の強化及び施設の整備等^の防火対策を推進し、林野火災の未然防止と被害の軽減を図る。

1 林野火災予防対策の推進

(1) 火災予防思想の啓発

市、光地区消防組合及び関係者は、協力して住民の林野火災防止に対する認識のより一層の向上を図るため、火災予防思想の普及啓発に必要な対策を推進する。

ア 広報活動の推進

林野火災対策においては、その出火原因が人為によるものが大部分であること、また、一旦発生するとその消火活動は困難を極める場合が多いこと等から、出火防止の徹底が特に重要となる。

そのため、市、光地区消防組合及び林野の所有者等が相互に密接な連携を図り、広報の時期、地域、対象者、媒体等について関連的に検討を行い、有効かつ強力な広報宣伝活動を実施する。また、林野火災は、空気が乾燥する2月から5月までが多発時期であるため、この期間を林野火災防止強調期間として予防施策を推進し、特に3月を林野火災予防月間と定め強力に啓発運動を展開する。

(ア) 広報車による巡回広報

(イ) ポスター、チラシ等の配布

(ウ) 広報紙による啓発

(エ) 学校等を通じた広報（児童生徒の火災予防思想の高揚）

(オ) 林野火災予防標識板及び立看板等による啓発

(カ) 森林保全巡視指導員による巡回指導

イ 協議会等の開催

各関係機関、団体等による協議会、研修会、講習会等を通じて火災予防の徹底を図る。

(2) 発生原因別対策

区 分	対 策
一般入山者対策	<p>登山、ハイキング、山菜採取、溪流魚釣等の一般入山者に対して、次の事項を推進する。</p> <p>ア たばこ、たき火による失火については、十分な<u>火災予防</u>思想の啓発を図る。</p> <p>イ 山林内、休憩所、駐車場等に火災防止標識板を設置するなどして啓発を図る。</p> <p>ウ 山林内でのタバコのポイ捨てを防止するため、空缶等を利用した簡易吸殻入れの携帯運動を推進する。</p> <p>エ 危険時期等における入山制限の周知を図る。</p> <p>オ 観光事業者による<u>火災予防</u>思想の啓発を図る。</p>
山林内事業者(作業者)対策	<p>山林内において事業を営む者又は造林、伐採等の作業を実施する者は、次の体制をとるものとする。</p> <p>ア 火気責任者を定め、事業区域内に巡視員を配置する。</p> <p>イ 火気責任者は、あらかじめ事業所（作業箇所）内の連絡系統を定め、関係機</p>

	<p>関との連絡に万全を期する。</p> <p>ウ 事業所のにおいて喫煙所等において火気を取り扱う必要がある場合は、火気責任者が場所を設けるとともに、標識及び消火設備を完備する。</p> <p>エ 道路整備等山林内で事業を行う者は、事業区域内から失火することのないよう、森林所有者と協議し、万全の予防措置を講じる。</p>	
火 入 れ 対 策	<p>火入りに当たって、市及び光地区消防組合は、光市火入れに関する条例及び光地区消防組合火災予防条例に定める遵守事項の徹底を図り、火入れによる失火の防止に努める。</p> <p>林野火災発生多発期間における火入れは、極力避けるようにし、出来る限り11月から2月までの冬期に行うように指導するとともに、火入れ対策として次の事項の徹底を図る。</p> <p>ア 火入れを行う場合は、必ず市長の許可を受け、許可付帯条件の遵守を励行させる。</p> <p>イ 火入れ方法の指導</p> <p>ウ 強風注意報、乾燥注意報又は火災警報の発表・発令中又は発表・発令された場合、一切の火入れを中止する。</p> <p>火入者、責任者に対して火入れ中に風勢等により、他に延焼するおそれがあると認められるとき、又は強風注意報、乾燥注意報又は火災警報が発表・発令されたときは、速やかに消火を行うよう指導する。</p> <p>エ 火入れ跡地の完全消火を行い、責任者の確認を受け、また跡地には状況に応じ監視員を配置する。</p> <p>オ 森林法及び市条例等で規制している火入れ以外の火入れについても、特に気象状況を十分考慮して行うよう指導する。</p>	
道路、鉄道沿線等における火災対策	<p>J R西日本並びに防長交通（株）等の運送業者は、道路の利用者、乗客、乗員等による沿線火災防止のための予防対策を樹立し、路線火災の防止に努めるとともに、次の事項について協力するものとする。</p> <p>ア 危険地帯の可燃物の除去</p> <p>イ 路線の巡視</p> <p>ウ 車両通過中における火災発見の際の連絡系統及び周知方法の確立</p> <p>エ 林野火災巡視の際の用地通行及び消火活動の際の路線通行の便宜</p> <p>オ 緊急時における専用電話利用の便宜</p>	
森 林 所 有 者 対 策	<p>森林所有者は、自己の所有する林野から放火、失火が生じないよう、次の事項を実施するものとする。</p> <p>ア 一般住民に対する防火意識の啓発</p> <p>イ 無許可入山者の排除</p> <p>ウ 火入れに対する安全対策の徹底</p>	

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第2節 林野火災予防計画	214	13	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第2項 林野火災消防対策の推進

2 活動体制の整備

このため、市及び光地区消防組合 ~~消防本部~~ は、迅速な火災発生速報が行えるよう、あらかじめ必要な体制を確立しておく。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・表現の適正化 (光地区消防組合)
第2編 災害予防計画	238	3	
第17章 産業災害予防対策	～	～	
第2節 危険物等災害予防計画	239	1	

修 正 内 容

第2項 石油類等の災害予防対策（消防法、労働安全衛生法）

3 災害予防対策

(1) 危険物施設の災害予防対策（消防法第10条、労働安全衛生規則第2編第4章）

製造所、貯蔵所、取扱所の危険物施設の位置、構造及び設備の技術上の基準に適合するよう、次の措置を行う。

ア 実施責任者（消防法第11条、16条の5、労働安全衛生法第88条、91条）

(ア) 光地区消防組合管理者

(イ) 労働局長、労働基準監督署長

ウ 指導対策

(イ) 定期点検自主査察

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、~~（一社）山口県危険物安全協会連合会と~~
協調して、危険物取扱者に命じて、危険物施設が技術上の基準に適合しているか否かを
定期自主的に点検査察し、必要に応じ施設の整備改善に努める。

(2) 危険物の取扱いに関する災害予防対策（消防法第10条、16条の5、労働安全衛生法第20条、91条）

指定数量以上の危険物の取扱いについては、その種類、貯蔵される状態により、それぞれ災害予防対策は異なるので、消防法の規定により予防対策を推進する。

(イ) 安全管理対策

危険物施設の所有者、管理者又は占有者は、~~（一社）山口県危険物安全協会連合会と~~
協調して危険物取扱者に対して、危険物の貯蔵、取扱い等について教育・訓練講習会等
を実施し、安全管理の徹底を図る。

(3) (ウ)運搬対策 (消防法第16条)

危険物の運搬は、その容器、積載方法及び運搬方法について危険物の規制に関する政令第28～第30条で定める技術上の基準に従って行う。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第2節 林野火災予防計画	239	23 ～ 27	・表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第3項 高圧ガス等の災害予防対策（高圧ガス保安法（以下本項において「法」という。）、労働安全衛生規則、ボイラー及び圧力容器安全規則）

3 災害予防対策

(2) 許可の基準（法第8条、~~16条~~）

(3) 指導対策

ウ 保安統括者等の選任及び届出 （法第27条の2）

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・時点修正、表現の適正化 (光地区消防組合)
第2編 災害予防計画	239	37	
第15章 火災予防対策	～	～	
第2節 林野火災予防計画	240	32	

修 正 内 容

第4項 ガス工作物、ガス用品の災害予防対策

1 ガス工作物の災害予防対策（ガス事業法）

(1) 経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長の行う予防対策（ガス事業法第20条、21条、~~32条、~~57条、~~61条、68条、~~82条、~~84条、94条、96条、101条、~~172条、176条）

経済産業局長又は中国四国産業保安監督部長は、ガスに起因する災害を防止するため、主要ガス工作物について、工事計画の事前届出及び随時の立入検査を行い、ガス工作物が技術基準に適合していないと認めるときは、その技術基準に適合するように命令を発する等により保安の確保を図る。

また、業務方法の改善命令等により災害の未然防止に努める。

なお、ガス小売事業者登録については、消防庁長官に通報することにより、消防活動が円滑に遂行できるよう措置する。

(2) ガス事業者の行う予防対策（ガス事業法第21条、24条、25条、30条、~~33条、34条、~~61条、64～66条、69条、71条、96～~~9899~~条、~~102条、~~104条）

ガス事業者は、ガス工作物が技術基準に適合するように維持するとともに、ガス主任技術者の選任及び保安規程の作成を通じて自主保安体制を確立する。

2 ガス用品の災害予防対策（ガス事業法）

(1) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（ガス事業法第~~140条、~~148条、157条、171～173条）

粗悪なガス用品による危険及び障害の発生を防止するため、ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者に対する届出、立入検査、改善命令及び災害防止命令を行うことにより、ガス用品の安全性を確保する。

(2) ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者の行う予防対策（ガス事業法第145条、146条）

ガス用品製造事業者及びガス用品輸入事業者は、に対し技術基準適合義務を遵守し、~~+~~適合性検査を受検する定めることにより、事故発生を防止する。

資料編—〔消—防〕◦市内液化石油ガス製造事業所—覧

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第2編 災害予防計画 第15章 火災予防対策 第2節 林野火災予防計画	241	7 ～ 37	・時点修正 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第5項 電気工作物、電気用品の災害予防対策

2 電気工作物の災害予防対策（電気事業法。以下、この項において「法」という。）

(1) 経済産業大臣（又は中国四国産業保安監督部長）の行う予防対策（法第40条、47条、48条、49条、51条、54条、55条、56条、~~67条~~、71条、107条）

4 電気用品の災害予防対策（電気用品安全法。以下、この項において「法」という。）

(1) 知事又は市長の行う予防対策（法第46条、~~同法施行令第5条~~）

~~子~~ ~~立入検査~~

知事又は市長の委任を受けた職員は、販売事業者の事務所、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、電気用品、帳簿、書類その他の物件を検査し、関係者に質問することができる。

(2) 経済産業大臣（又は経済産業局長）の行う予防対策（法第3条、~~5条~~、11条、12条、42条の5（経済産業大臣のみ）、45条、46条、46条の2）

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・ 時点修正 (光地区消防組合)
第 2 編 災害予防計画	242	16	
第 1 5 章 火災予防対策	～	～	
第 2 節 林野火災予防計画	243	15	

修 正 内 容

第 6 項 放射性物質の災害予防対策（放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、この項において「法」という。））、電離放射線障害防止規則）

放射性物質の使用、販売、廃棄、その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び汚染されたものの廃棄、その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止するものである。

また、金属スクラップ等に混入した放射性物質が発見される等の事故の発生及び事故による被害の拡大を防止するものである。

- 1 放射線障害予防規程の設定（法第 ~~213~~ 条、同法施行規則第 21 条）

~~— 7 — 放射性物質の所在状況
資料編に掲げるとおり~~

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画	301	表	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第 1 章 応急活動計画

活 動 の ポ イ ン ト

第 1 災害対策本部

1 市本部設置者

- ① 市長（本部長） ⇒ ② 副市長（副本部長） ⇒ ③ 総務部長 ⇒
④ 建設部長 ⇒ ⑤ 政策企画部長

2 市本部設置場所

~~市役所防災庁舎（災害対策本部会議室）市役所本庁（第5会議室、大会議室）~~ ⇒
光地区消防組合消防本部庁舎 ⇒ 光市総合福祉センター

3 市本部設置又は廃止 ⇒ 関係機関等へ通知又は公表（責任者：総務部長）

4 本部員会議の開催

- (1) 会議の構成員 ⇒ ①本部長、②副本部長、③本部員
(2) 会議の任務
ア 重要事項の決定
イ 応援要請の決定等
(3) 会議の庶務 ⇒ 総務対策部総務班（防災危機管理課）

第 2 現地対策本部

本部長が必要と認めたときに設置

第 3 災害警戒本部

1 本部長及び副本部長

- ① 本部長 ⇒ 総務部長 ② 副本部長 ⇒ 建設部長

2 警戒本部員会議の開催

- (1) 災害対策に係る基本方針を決定
(2) 災害対策本部設置の検討等

第 4 動員配備

1 連絡方法

- (1) 勤務時間内 ⇒ 庁内放送、電話、FAX、市防災行政無線、~~IP無線~~等
(2) 勤務時間外 ⇒ 一般加入電話のほか携帯電話等あらゆる手段を駆使

2 非常参集

交通機関等が途絶した場合 ⇒ 最寄りの支所又は出張所（コミュニティセンター）
へ参集

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	304 ～ 305	14 ～ 表	・時点修正 (防災危機管理課、大和支所住民福祉課) ・関係機関による見直し (時点修正)

修 正 内 容

第1項 災害対策本部の設置

3 市本部の設置場所

市本部の設置場所は次のとおりとする。ただし、災害の状況等を考慮して決定するものとする。

第1順位 市役所~~防災庁舎（災害対策本部会議室）本庁（第5会議室、大会議室）~~

第2順位 光地区消防組合消防本部庁舎

第3順位 光市総合福祉センター

6 市本部の設置（廃止）の通知等

通知又は公表先	担当課	主な通知又は公表方法
庁 内 各 部	防災危機管理課	庁内放送、電話、口頭、庁内LAN、 I-P無線
大——和——支——所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN、I-P無線
<u>大和支所及び</u> 各出張所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN
市 出 先 機 関	各主管担当課	電話、FAX、市防災行政無線（一部）、庁内LAN
県 防 災 危 機 管 理 課 周 南 県 民 局	防災危機管理課	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX、文書
光 地 区 消 防 組 合	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、使送、 庁内LAN、 I-P無線
光 警 察 署	〃	市防災行政無線、電話、FAX、使送
指 定 地 方 行 政 機 関 指 定 公 共 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関	防災危機管理課	県防災行政無線、電話、FAX、 <u>電子メール</u>
近 隣 市 町	〃	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX
一 般 住 民	企画調整課	広報車、電話（自治会長等を通じて）
	防災危機管理課	防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、 防災情報電話通知サービス、市SNS、 <u>光市防災ポータル</u>
	情報・DX推進課	市ホームページ
	大和支所 住民福祉課	電話（自治会長等を通じて）
報 道 機 関	企画調整課	電話、FAX、文書

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	311	図	<ul style="list-style-type: none"> ・表現の適正化、組織改編に伴うもの

修 正 内 容

別表第1

「市本部組織図」を別紙1のとおり修正する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	312	表	<ul style="list-style-type: none"> ・組織改編に伴うもの
修 正 内 容			
別表第2 「部、班の編成及び所掌事務」を別紙2のとおり修正する。			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	342 ～ 343	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第1項 気象警報・注意報等

気象特別警報・警報・注意報等の種類と概要

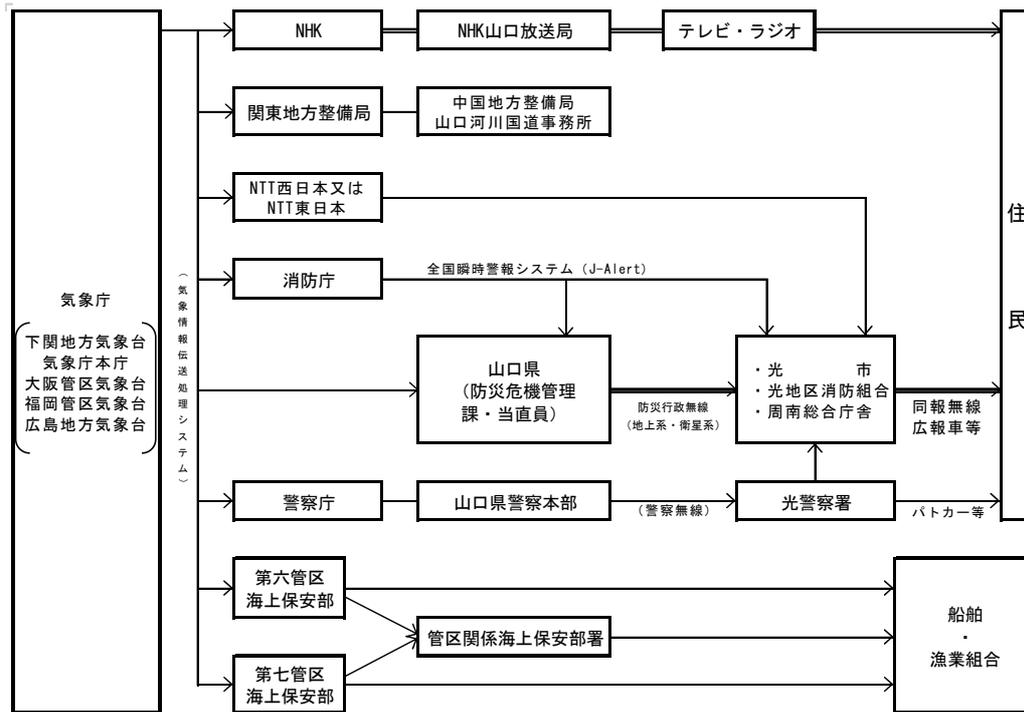
	(略)
竜巻注意情報	積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、 雷注意報が発表されている状況下において、 竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっている時に、西部・北部・中部・東部の地域単位で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が発表される。この情報の有効期間は、発表から概ね1時間である。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	347	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 気象警報・注意報及び気象情報に係る伝達

1 気象台からの伝達系統図



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	349	表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化) ・ 関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

第3項 関係機関による措置事項

1 気象警報・注意報等及び気象情報の伝達

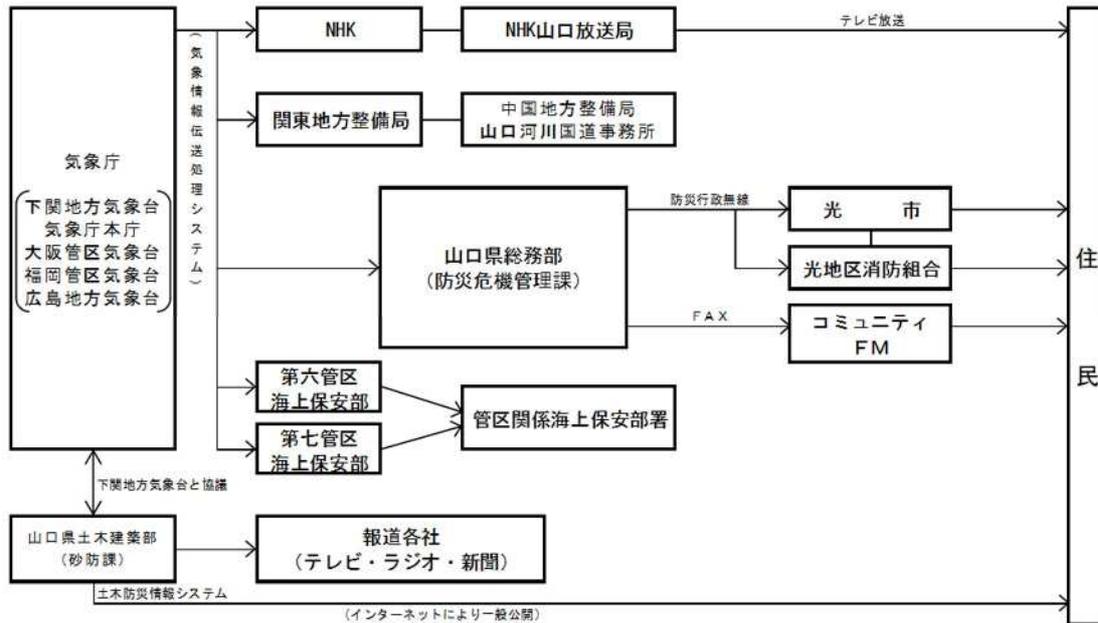
関 係 機 関	措 置 内 容
略	
警 察 本 部	<p>1 気象警報・注意報等及び気象情報の通報 警察本部は、気象台、中国四国管区警察局から気象情報の通報を受けたときは、警察署、交番、駐在所に通知するとともに、県(防災危機管理課)に連絡する。</p> <p>2 異常現象の通報 警察署長は、異常現象を認知したとき、又は住民からの通報を受けたときは、速やかに関係市町及び下関地方気象台に通報する。</p>
略	
<u>NTT西日本</u> 日本電信電話株 式会社	<p>警報の伝達 気象業務法に基づいて、下関地方気象台から伝達された警報は、関係市町に連絡する。</p>
略	

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	353	1	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第4項 土砂災害警戒情報（気象業務法第11条、災対法第40条及び55条、土砂災害防止法第27条）

8 土砂災害警戒情報の伝達



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第1節 災害情報計画	360 ～ 362	図 ～ 表	<ul style="list-style-type: none"> ・時点修正 (大和支所住民福祉課) ・山口県地域防災計画の修正 (令和6年能登半島地震を踏まえた 防災・減災対策の強化) ・関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

第3節 通信運用計画

防災危機管理課 企画調整課
大和支所住民福祉課 各出張所

第1項 通信連絡手段の現況

1 通信連絡手段の現況

市において使用可能な通信手段は、次のとおりである。

(5) 衛星電話・I-P無線

2 関係機関等との通信連絡方法

光市 ←→ 県防災危機管理課	県防災行政無線、電話、FAX、 <u>衛星インターネット機器</u>
光市 ←→ 周南県民局	県防災行政無線、電話、FAX
光市 ←→ 光地区消防組合	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、市内LAN
光市 ←→ 光警察署	市防災行政無線、電話、FAX
光市 ←→ 近隣市町	県防災行政無線、電話、FAX
光市 ←→ 支所、各出張所	市防災行政無線、 I-P無線 、電話、FAX、市内LAN
光市 → 住民	広報車、市ホームページ、市防災行政無線、電話、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、市SNS

第2項 通信の確保

2 通信の確保

市は、情報連絡手段としてあらかじめ整備している専用無線通信等の確保に努めるものとする。

(2) 衛星電話・I-P無線については、重要な応急対策への活用を図る。

3 通信手段の確保が困難な場合

(1) 電話・電報施設の優先利用

災害時における予警報の伝達、必要な通知、要請、警告等を迅速に行うため、電話若しくは電報施設を優先利用し、又は他機関が設置する専用電話を使用するなどして、通信の確保を図る。

ア 一般電話及び電報

事 項	対 策
1 非常緊急用電話の承認	<p>市は、災害時における非常通話等の迅速、円滑を図り、かつ輻輳を避けるため、加入電話をあらかじめ「災害時優先電話」として NTT西日本西日本電信電話株式会社山口支店 により承認を受けているところであるが、防災上重要な施設の中で、承認を受けた災害時優先電話が設置されていない施設については、重要度に応じて承認を受けておくものとする。</p>
2 非常・緊急扱い電報	<p>「非常扱い通話」に準ずる内容とする電報については、「非常扱いの電報」として、全ての電報に優先して取り扱われる。また、非常電報で発信するものを除き、公共の利益のため、緊急を要する事項を内容とする電報については、「緊急扱い電報」とし、他の電報（非常扱いの電報を除く。）に先立って取り扱われる。</p> <p>非常扱いの電報又は緊急扱いの電報は、受付電話番号 115 番に申し出る。その際、発信人はその旨を電報サービス取扱所に申し出るものとする。</p>

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第5節 広報計画	373	図	・時点修正 (大和支所住民福祉課)

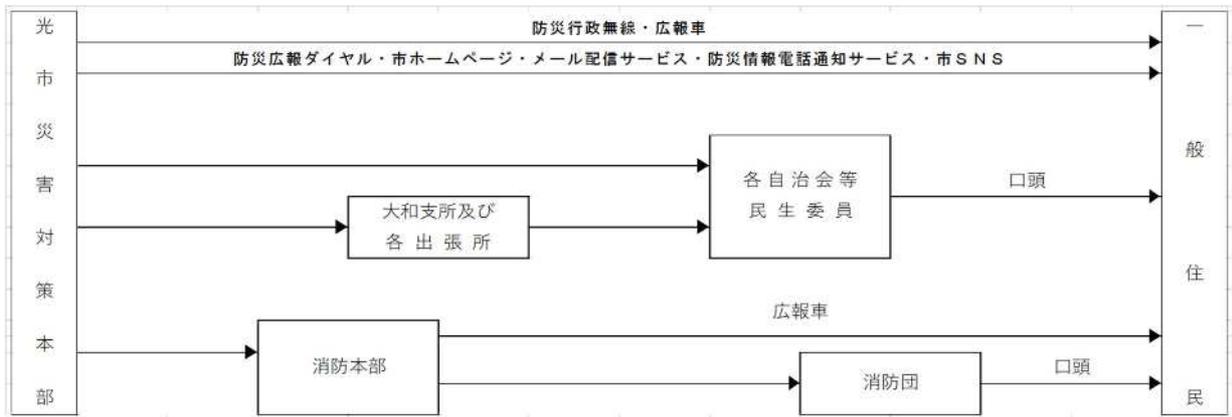
修 正 内 容

第2項 災害時の広報活動

2 災害広報に関する連絡等

(3) 市から住民への伝達

気象予警報等の伝達に準じ、次の系統で行う。



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・ 関係機関による見直し (表現の適正化)
第3編 災害応急対策計画	390	38	
第3章 事前措置及び応急公用負担計画	～	～	
第1節 事前措置計画	391	4	

修 正 内 容

第4項 水防管理者（市長）、水防団長又は消防機関の長の事前措置の要求（水防法第9条）

2 要求の対象

(1) 準用河川については、市長

(2) 2級河川、砂防指定地に係る河川については、知事

~~(3) 1級河川については、国土交通大臣又は知事~~

(3) ~~(4)~~ 普通河川については、条例の定めるところにより知事又は市長

(4) ~~(5)~~ 港湾施設たる海岸堤防については、港湾管理者

(5) ~~(6)~~ 漁港施設たる海岸堤防については、漁港管理者

(6) ~~(7)~~ その他の海岸については、県又は市が管理条例を制定している場合は、条例を制定した団体の長、その他の場合は、その海岸を改良、維持、災害復旧等の工事を施行している者

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第1節 救助・救急計画	409	7	・表現の適正化 (健康増進課)

修 正 内 容

第2項 傷病者の搬送

2 傷病者搬送体制の整備

(1) 情報連絡体制

傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するためには、収容先医療機関の被災状況、空きベッド数等情報の把握が必要となる。

このため、県（周南健康福祉センター）は広域災害→救急医療情報システムを活用して、災害発生と同時に管内医療機関の状況把握に努めるため、大規模な災害が発生した場合には、直ちに県（周南健康福祉センター）と緊密な連携を図り、空きベッド数の情報について救護所との連絡調整を図る。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	411	18	・表現の適正化 (健康増進課)

修 正 内 容

第2項 医療救護体制

1 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

オ 各機関は、災害時の医療施設の診療状況等の情報について、広域災害→救急医療情報システム等を活用し迅速に把握する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	412	27	・山口県地域防災計画の修正 (D P A Tの体制と活動内容を追記)

修 正 内 容

第2項 医療救護体制

1 医療救護活動

(2) 機関別活動内容

イ 県

(オ) 災害救助部長は、必要と認めるときは、災害派遣精神医療チーム（以下「D P A T」という。）の出勤を要請する。

出勤を要請する場合、災害救助部内にD P A T県調整本部を設置し、必要に応じて活動拠点本部を設置するとともに、D P A Tの指揮・調整、精神保健医療に関する被災情報の収集、関係機関との連絡調整等を行う。

(カ) ~~(オ)~~災害救助部長は、県の能力では十分でないとき、中国・四国・九州各県相互応援協定等の協定に基づき、近隣県に応援を要請するとともに、活動に必要な現地の体制を整備する。その際、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンは、県に対し適宜助言を行う。

(キ) 災害救助部長は、県内D P A Tでの対応が困難な場合は、D P A T統括者の判断を踏まえ、厚生労働省、D P A T事務局又は、他都道府県へD P A Tの応援派遣を要請する。

(ク) ~~(カ)~~災害救助部長は、保健医療福祉活動の総合調整が困難となった場合は、厚生労働省に対し、全国の都道府県及び指定都市からのD H E A Tの応援派遣に関する調整を依頼する。

(ケ) ~~(キ)~~必要に応じ、災対法第71条、救助法第7条に基づき、医療救護に必要な者（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師及び看護師）に対する従事命令を発する。

(コ) ~~(ク)~~救助を行ううえで特に必要があると認めるとき、救助法第9条に基づき、知事は病院、診療所の管理ができることから、災害の状況、救助活動の状況等により、当該医療機関の代表者と協議する。

(サ) ~~(ク)~~医療機関へのライフラインの復旧、水の供給の確保が優先的に行われるよう関係者へ要請する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	416	9	・表現の適正化 (健康増進課)

修 正 内 容

第3項 健康管理体制

1 市の活動内容

(1) 健康管理班の編成

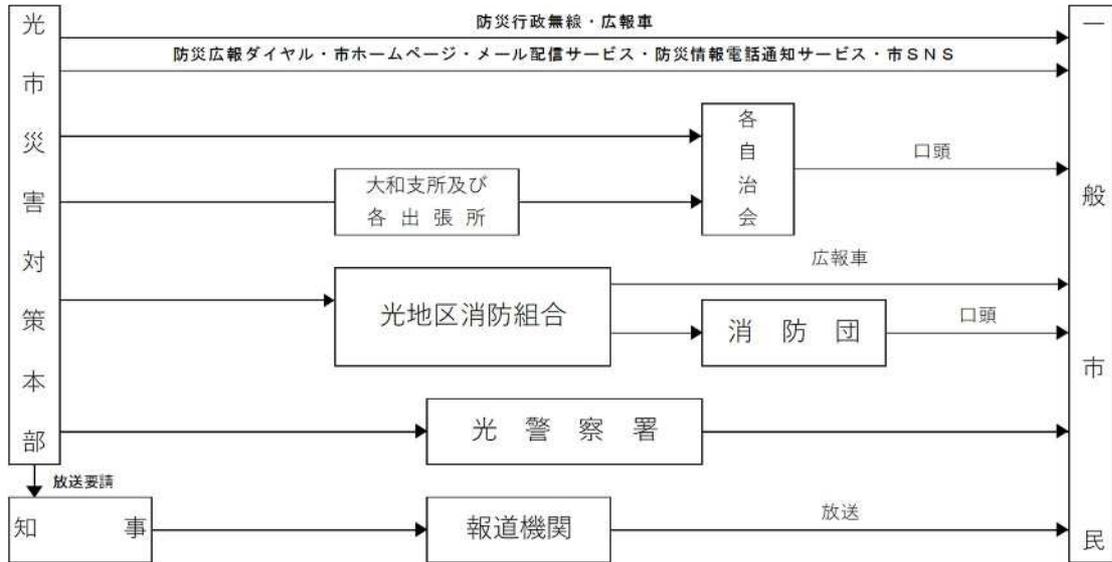
1班当たりの構成基準は、保健師・栄養士等を~~中心~~とし状況に応じて医師・看護職員等を編入する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第4章 救助・救急、医療等活動計画 第2節 医療等活動計画	420	18	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>第5項 医薬品・医療資機材の補給</p> <p>2 血液製剤等の確保</p> <p>(1) 各機関の対応</p> <p>イ 山口県赤十字血液センター</p> <p>血液製剤の備蓄場所（県中央：山口県赤十字血液センター、県西部：西部供給出張所、県東部：東部供給出張所）の被災状況及び備蓄量を調査し、状況に応じ血液製剤の確保を図る。</p> <p>(ア) 被害のない地域に移動採血車を配備し、県民からの献血を受ける。</p> <p>(イ) 血液製剤が不足する場合には、中四国ブロック血液センターに需給調整を要請し、県外からの確保を図る。</p> <p>(ウ) 後方医療機関、救護所等への血液製剤の供給には、県（災害救助部）及び日本赤十字社山口県支部と密接な連絡の下に行う。</p> <p>なお、原則として血液製剤の輸送は、山口県赤十字血液センターが行うが、陸送不可能な場合には、警察県警本部、自衛隊等に空輸や海上輸送の要請を行うなど、輸送体制の確保を図る。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画 第1節 避難指示等	440	図	・時点修正 (大和支所住民福祉課)

修 正 内 容

第1項 避難の実施機関及び実施体制



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画 第2節 避難所の設置運営	442	4	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第1項 避難所の開設・運営

2 避難所の管理・運営

(1) 避難所を設置した場合には、管理責任者を任命するとともに、円滑な管理運営を図る観点から連絡員を配置する（連絡員は、市本部に電話、~~又は~~防災行政無線~~又は~~~~IP無線~~により定期的に連絡する。）。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画 第2節 避難所の設置運営	444	9	・山口県地域防災計画の修正 (令和6年能登半島地震を踏まえた 防災・減災対策の強化)
修 正 内 容			
<p>第4項 広域一時滞在</p> <p>1 市において行う事項</p> <p>(3) 県から被災者の受入れを指示された場合は、直ちに避難所を開設し、<u>必要に応じて被災者生活再建支援システムを活用して、受入体制を整備する。</u></p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第1節 相互応援協力計画	466 ～ 468	表	・時点修正 (健康増進課、防災危機管理課)

修 正 内 容

2 防災関係機関との協定

協 定 名	協 定 締 結 先	応 援 協 力 内 容
山口県消防防災ヘリコプター応援協定	山口県	救援物資等の搬送、救急・救助活動
災害時の救護活動に関する協定	光市医師会	医療救護活動
医薬品等の調達に係る協定	<u>山口県薬剤師会光支部</u> <u>光市薬業組合、光市薬剤師会</u>	医薬品等の供給
災害時における協力に関する協定	光地区消防組合	災害対策本部予備施設としての施設、資機材等の一部使用
災害時における情報交換に関する協定	国土交通省中国地方整備局	情報交換

3 民間団体等との協定

協 定 名	協 定 締 結 先	応 援 協 力 内 容
略		
災害時における電気自動車の活用に関する協定	日産自動車株式会社、山口日産自動車株式会社、住友光井オートサービス株式会社	電気自動車の提供
<u>災害時における避難所等の安全確保に関する協定</u>	<u>総合警備保障株式会社</u>	<u>避難所や物資集積所の安全確保等</u>
<u>災害時等におけるドローンを使用した支援活動に関する協定</u>	<u>DS SKY WORKS 株式会社</u>	<u>災害発生現場の被害状況の把握、被災者の捜索など</u>
<u>災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定</u>	<u>ジェムカ株式会社</u>	<u>災害廃棄物等の収集・運搬、処分等</u>
<u>災害時における物資輸送等における協定</u>	<u>福山通運株式会社 徳山支店</u>	<u>災害時の物資輸送等</u>
<u>光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書</u>	<u>社会福祉法人 光市社会福祉協議会</u>	<u>災害ボランティアセンターの設置・運営</u>

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第1節 相互応援協力計画	471	10	・時点修正 (光地区消防組合)
修 正 内 容			
<p>第3項 応援協定</p> <p>5 光地区消防組合の応援協定締結状況</p> <p><u>(11) 武田薬品工業株式会社との消防活動等応援協定</u></p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第5章 避難計画 第2節 避難所の設置運営	474 ～ 475	表	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 災害派遣要請の手続

2 要請手続

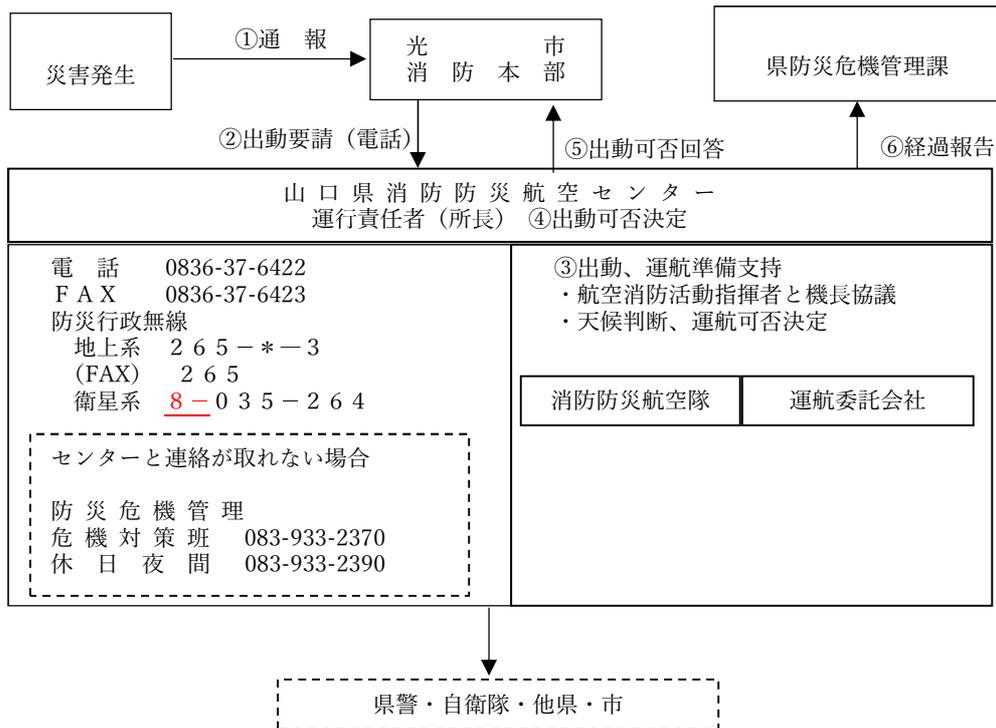
(4) 通知先

区 分	要 請 先	所 在 地	活 動 内 容
陸上自衛隊に対するもの	第17普通科連隊長 第13旅団長 中部方面総監	山口市上宇野令784 (083-922-2281) (県庁内線 5184) 防災無線(衛星系) 8-035-217 広島県安芸郡海田町寿町2-1 (082-822-3101) (防災無線(衛星系) 8-034-101-941-157) 伊丹市緑ヶ丘七丁目1番1号 (0727-82-0001)	車両・船艇・航空機・地上部隊による各種救助活動
海上自衛隊に対するもの	呉地方総監 佐世保地方総監 第31航空群司令 小月教育航空群司令 下関基地隊司令	呉市幸町8番1号 (0823-22-5511) (防災無線(衛星系) 8-034-101-89-158) 佐世保市平瀬町 (0956-23-7111) 岩国市三角町2丁目 (0827-22-3181) 下関市松屋本町三丁目2番1号 (083-282-1180) 下関市永田本町四丁目8番1号 (083-286-2323)	艦艇又は航空機をもってする人員、物資の輸送、状況偵察、応急給水等

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第6章 応援要請計画 第3節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画	481	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 応援要請



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画	487	表	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第7章 緊急輸送計画

活 動 の ポ イ ン ト

第1 市の緊急輸送道路

県指定の緊急輸送道路と接続し、市の防災活動拠点を結ぶ道路を指定

【市の防災活動拠点】

- 災害対策活動拠点 ⇒ 市役所~~防災庁舎~~、大和支所
- 避難拠点 ⇒ 指定避難所
- 航空輸送拠点 ⇒ 臨時ヘリポート
- 海上輸送拠点 ⇒ 光漁港、牛島漁港
- 物資集積拠点 ⇒ 県立光高等学校
- 医療活動拠点 ⇒ 光総合病院、大和総合病院、牛島診療所

～略～

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第2節 緊急道路疎開	492	1	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第2項 啓開道路の選定

2 市における対応

市は、県指定の市内緊急輸送道路と、市の災害対策の活動拠点となる「[市役所防災庁舎市本庁舎](#)」・「大和支所」、物資集積拠点となる「県立光高等学校」、物資輸送拠点となる「臨時ヘリポート予定地」、「光漁港」、避難拠点となる「避難施設」、医療活動拠点となる「光総合病院」・「大和総合病院」のほか、隣接市町等を結ぶ道路を緊急啓開道路と指定し、大和町建設業協同組合等に協力を依頼して他の道路に優先して啓開するものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第7章 緊急輸送計画 第3節 輸送車両等の確保	494	9 ～ 14	・山口県地域防災計画の修正 (令和6年能登半島地震を踏まえた 防災・減災対策の強化)

修 正 内 容

第1項 輸送手段の確保措置

2 輸送方法

(5) 自衛隊による輸送

上記他の輸送手段が確保できない場合、知事を通じて自衛隊の災害派遣要請の要求を行うものとする。

ア 自衛隊所有車両による輸送支援の要請

イ 海上自衛隊所属艦艇による輸送支援の要請

ウ ヘリコプター等航空機による輸送支援の要請

(6) その他

他の輸送手段による輸送が困難な場合等は、ドローンを活用した輸送を検討するものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第1節 食料供給計画	533	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (事務移管)

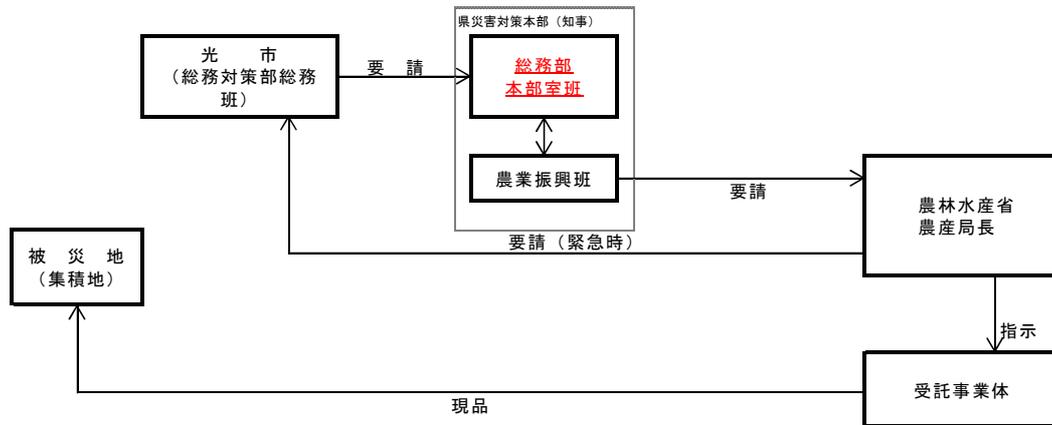
修 正 内 容

第1項 食料の供給体制

1 主食の供給

(1) 応急用米穀の供給

災害救助法が適用された場合の災害救助用米穀の供給経路図

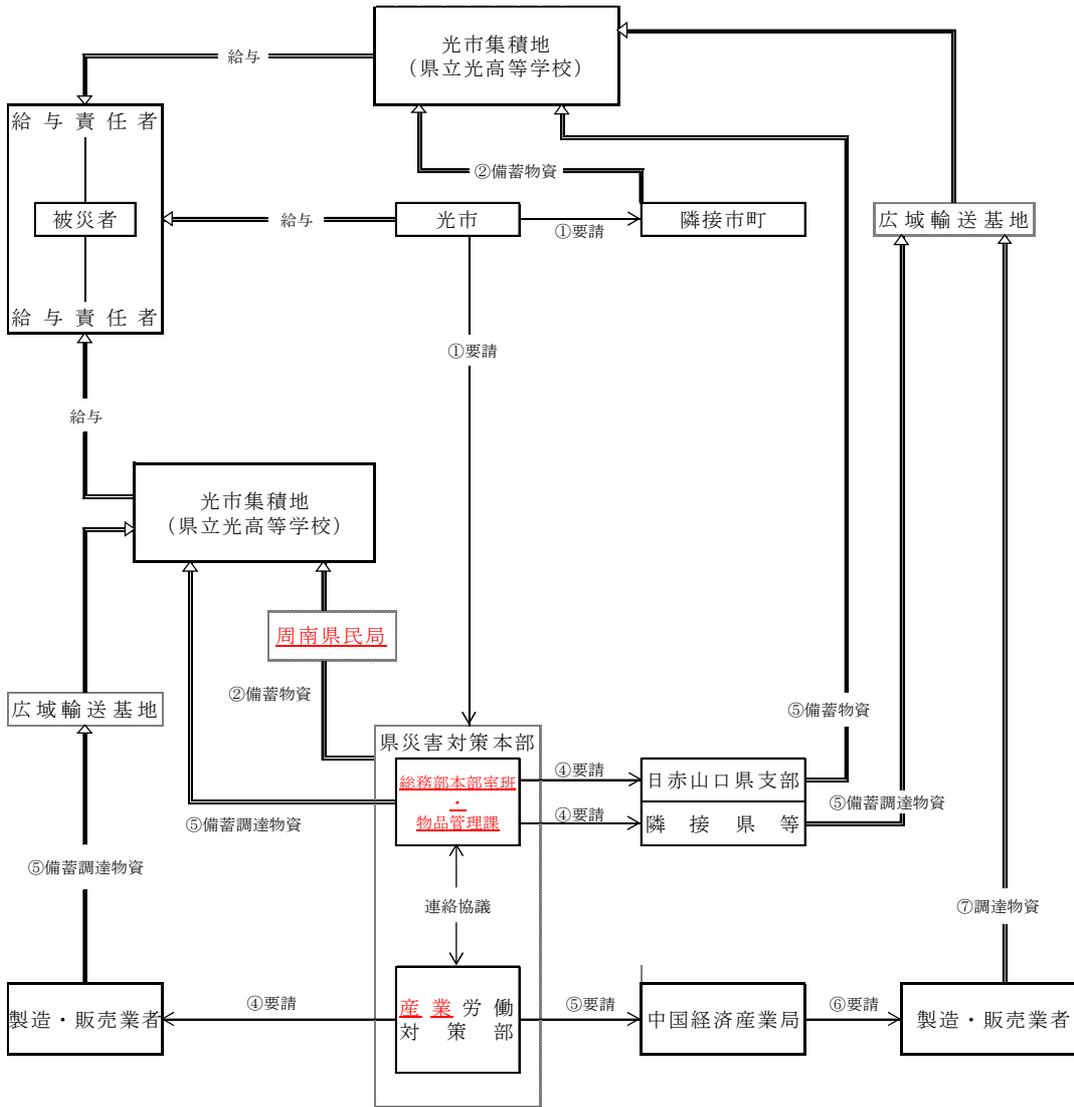


項目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画	539	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (事務移管)

修正内容

第1項 生活必需品等の供給体制

1 生活必需品等の調達・供給経路図



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の供給計画 第3節 生活必需品等の供給計画	540	23	・ 山口県地域防災計画の修正 (事務移管)

修 正 内 容

第1項 生活必需品等の供給体制

3 生活必需品等の給（貸）与

(3) 市の実施内容

ア 市長は、被災者に生活必需品等を給（貸）与する場合、その配分方法等について県（防災危機管理課厚政課）と協議し、あらかじめ定めておく。

イ 災害時における被災世帯に対する生活必需品等の給（貸）与は、市長（福祉対策部福祉救助班）が実施する。

なお、災害発生当初から日にちの経過とともに、被災者のニーズが変化していくため、ニーズの把握と適切な生活必需品の給（貸）与に努める。

ウ 市において、給（貸）与の実施が困難な場合は、市長は知事（防災危機管理課厚政課、周南健康福祉センター）に応援を要請する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・山口県地域防災計画の修正 (事務移管・表現の適正化)
第3編 災害応急対策計画	541	31	
第9章 食料・飲料水及び生活必需品等の 供給計画	～ 542	～ 8	
第3節 生活必需品等の供給計画			

修 正 内 容

第2項 救助法による生活必需物資の給（貸）与

2 給（貸）与の方法

(2) 物資の確保及び購入の措置

ア 市から応援要請があった場合の県の物資の購入については、緊急確保の必要性から、山口県物品規則別表第2の調達除外物品（災害用物品）として県災害対策本部（総務部本部室班救助総務班）が行うものとする。

イ 物資の確保について、県災害対策本部（商工総務班）が協力するものとする。

ウ 現地において調達可能な物資については、周南健康福祉センター所長及び市長において措置するものとする。

3 物資の送達及び配分の措置

(1) 救助物資の送達

ア 原則として県災害対策本部（総務部本部室班救助総務班・物品管理班）が実施するが、市が輸送能力を有し、かつ緊急に配分を要する事情があるときは、市が輸送を担当することもありうるものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第10章 保健衛生・動物愛護管理計画 第1節 防疫及び食品衛生監視	556 ～ 557	19 ～ 3	・時点修正 (健康増進課)

修 正 内 容

第1項 防疫活動

3 防疫薬剤の使用

(2) 消毒薬及び対象と使い方

屋外（床下や庭）の消毒は原則不要です。

次亜塩素酸ナトリウムは、汚染の程度がひどい場合や長時間浸水していた場合に使います。アルコール、塩化ベンザルコニウムは、色あせ、腐食などにより次亜塩素酸ナトリウムが使用できない場合に使います。

消毒薬	対象と使い方	
	食器類・流し台・浴槽	家具類・床
<u>次亜塩素酸ナトリウム</u> <u>(家庭用塩素系漂白剤でも可)</u>	<u>0.02%に希釈</u> <u>①食器用洗剤と水で洗う。</u> <u>②希釈した消毒液に5分間浸けるか、消毒薬を含ませた布で拭き、その後、水洗い・水拭きをする。</u> <u>③よく乾燥させる。</u>	<u>0.1%に希釈</u> <u>①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。</u> <u>②調整した液を浸した布などでよく拭く。</u> <u>③金属面や木面など色あせがきになる場所は、水で二度拭きする。</u>
<u>消毒用アルコール</u> <u>(70%以上のアルコール濃度のもの)</u> <u>※火気のあるところでは使用しない</u> <u>(第4類アルコール)</u>	<u>希釈せず、原液のまま使用する</u> <u>①洗剤と水で洗う。</u> <u>②アルコールを含ませた布で拭く。</u>	<u>希釈せず、原液のまま使用する。</u> <u>①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。</u> <u>②アルコールを含ませた布で拭く。</u>
<u>10%塩化ベンザルコニウム</u> <u>(逆性石けん)</u>	<u>0.1%に希釈</u> <u>①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。</u> <u>②調整した液を浸した布などでよく拭く。</u>	<u>0.1%に希釈</u> <u>①泥などの汚れを洗い流すか、雑巾などで水拭きをしてから、十分乾燥させる。</u> <u>②調整した液を浸した布などでよく拭く。</u>

(2) 使用薬剤及び方法

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。やむを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石けんの噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石けん液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石けん又はクレゾール石けん液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は、薬剤による消毒は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

(3) 代替薬剤と使用目的

- ~~→ クレゾール水 (家屋、便所、手指の消毒)~~
- ~~→ 塩化ベンザルコニウム (家屋、便所、手指の消毒)~~
- ~~→ 生石灰 (便所、溝の消毒)~~
- ~~→ 5%ダイアジノン乳剤 (はえ、蚊、のみ、ごきぶりの駆除)~~
- ~~→ オルソジクロールベンゼール剤 (オルソジクロールベンゼールの含有量50%以上)~~

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第11章 応急住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与	584	15	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第1項 応急仮設住宅の建設

2 応急仮設住宅に収容する被災者の条件

(2) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない者

これについては、具体的にはその判定が困難な場合が多いものと予想されるが、これらの者を例示すれば、次のとおりである。

- ア 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- イ 特定の資産がない失業者
- ウ 特定の資産がない~~一人親家庭未亡人、母子世帯~~
- エ 特定の資産がない~~要配慮者高齢者、病弱者、障害者~~
- オ 特定の資産がない小企業者
- カ 上記に準ずる経済的弱者

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第11章 応急住宅計画 第1節 応急仮設住宅の供与	585	7	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>第1項 応急仮設住宅の建設</p> <p>6 建設基準</p> <p>(2) 構造は、1戸建、長屋建、<u>共同住宅アパート式</u>のいずれか適当な<u>建て方構造</u>とする。 入居予定者の状況によって、高齢者、障害者向けの仕様にも配慮する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第13章 災害警備計画 第1節 陸上警備対策	615	14	・時点修正 (光警察署)
修 正 内 容			
<p>第1項 警備体制（災害警備実施計画）</p> <p>2 警備体制の種別</p> <p>(1) 第1次体制</p> <p>ア 管内に大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、災害に関する事前情報等から判断して災害の発生が予想されるとき。</p> <p>イ 管内において、震度4の地震が発生したとき。</p> <p><u>ウ 津波注意報が発表されたとき</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき</u></p> <p>(2) 第2次体制</p> <p>ア 管内に大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、相当規模の災害が発生し、又は発生が予想されるとき。</p> <p>イ 管内において震度5弱の地震が発生したとき。</p> <p>ウ 県内に津波警報、噴火警報が発せられ、相当規模の災害が発生し、又は情報等から判断して相当の被害の発生が予想されるとき。</p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u></p> <p>(3) 第3次体制</p> <p>ア 管内に大雨、暴風、洪水、高潮等の気象警報が発せられ、大規模な災害が発生し、又は発生が予想されるとき。</p> <p>イ 管内において震度5強以上の地震が発生したとき。</p> <p>ウ <u>大津波警報が発表されたとき。管内に特別警報が発せられたとき。</u></p> <p><u>エ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。</u></p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第13章 災害警備計画 第1節 陸上警備対策	616	10	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 警備対策（災害警備実施計画）

大規模な被害が発生した場合における警備対策は、次のとおりとする。

1 情報の収集等

(1) 被害状況の把握

警備体制を要する災害が発生した場合、直ちに被害実態を把握するため、ヘリコプター等による上空からの被害情報の収集を行うほか、併せて交番、駐在所、パトカー、白バイ等の勤務員をもって地上からの情報収集に当たる。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第14章 要配慮者支援計画 第2節 保健・福祉対策	623	18	・表現の適正化 (健康増進課)

修 正 内 容

第2項 保健対策

- 1 市の保健師等による避難所、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導・歯科保健指導

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第17章 ライフライン施設の応急復旧計画	655	図	・ 関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

第17章 ライフライン施設の応急復旧計画

大規模災害が発生すると電気、ガス、上下水道、電話等の施設も被災し、市民生活に大きな支障が生じるおそれがある。

これらの施設は、どれも住民の日常生活に欠くことのできないものであるため、被災後、速やかに応急復旧対策を実施する。



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第17章 ライフライン施設の応急復旧計画 第1節 電力施設	658	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

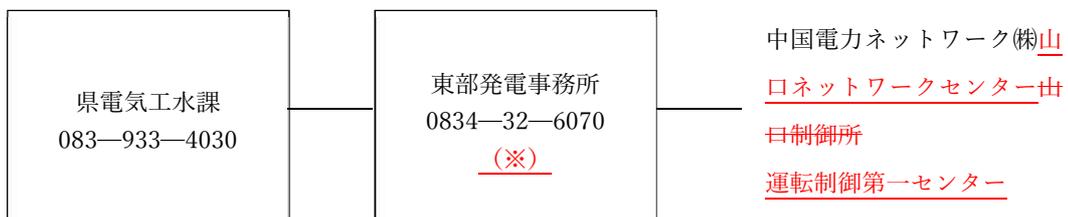
修 正 内 容

第3項 県営電力施設

2 応急対策

(1) 情報連絡体制

災害が発生した場合、定められた職員及び各事業所当直職員は、情報連絡系統図により職員を招集する。主管課と事業所との連絡及び関係機関との連絡を密に行い、情報収集に努める。



※生見川発電所については、中国電力ネットワーク(株)広島制御所

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編			・ 関係機関による見直し (組織改編)
第3編 災害応急対策計画	666	1	
第17章 ライフライン施設の応急復旧計画	～	～	
第5節 電気通信設備	667	1	

修 正 内 容

第5節 電気通信設備

[N T T 西日本株式会社](#)
~~西日本電信電話(株)~~
[N T T ドコモ株式会社](#)
~~(株) N T T ドコモ~~

今日、住民の日常生活、社会経済活動において情報通信は、非常に大きなウエイトを占めている。災害時においても、通信の途絶は、災害応急活動に重大な支障を及ぼすばかりか、被災地域の社会的混乱をも招くことになりかねない。

このため、災害時において、通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等について必要な事項を定める。

第1項 ~~N T T 西日本株式会社西日本電信電話(株)~~の応急活動体制

災害が発生した場合には、N T T 西日本山口支店が行う電気通信設備等災害応急対策及び災害復旧については、別に定める「N T T 西日本株式会社西日本電信電話株式会社災害等対策規程」及び同実施細則に基づき、必要な措置を講じる。

1 災害対策本部の設置

(1) 災害が発生し、又は発生するおそれのある場合において、当該災害の規模、その他の状況により災害応急対策及び災害復旧を推進するため、特に必要と認めたときは、N T T 西日本株式会社西日本電信電話株式会社職制の規定にかかわらず、N T T 西日本山口支店に災害対策本部を設置する。

(2) 災害情報の収集伝達概要

ア 災害状況等の報告経路

N T T 西日本山口支店災害対策組織は、各事業所の災害対策組織からの報告を取りまとめ、速やかにN T T 西日本災害対策組織に連絡する。

イ 災害対策情報の伝達

N T T 西日本山口支店は、各事業所からの速報を一元的に収集し、的確な災害対策を実施するため、必要な事項を指示又は通知するとともに、災害指定の要否についても検討する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第17章 ライフライン施設の応急復旧計画 第5節 電気通信設備	668	5 ～ 26	・関係機関による見直し (表現の適正化)
修 正 内 容			
<p>3 応急対策</p> <p>(2) <u>災害時用公衆電話 (特設公衆電話)</u> の設置と緊急・非常扱い電報の受付け</p> <p>ア <u>災害時用公衆電話 (特設公衆電話)</u> の開設</p> <p>救助法が適用された場合 (救助法の発動が現実と思われる場合を含む。) や事変その他の非常事態が発生した場合には開設される救助活動拠点、避難所、救護所等に<u>災害時用公衆電話 (特設公衆電話)</u> を開設する。</p> <p>(4) 応急措置</p> <p>オ <u>災害時用公衆電話 (特設公衆電話)</u> の設置</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第17章 ライフライン施設の応急復旧計画 第5節 電気通信設備	669	3	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による見直し (組織改編)
修正内容			
第2項 NTTドコモ株式会社(株) <u>NTTドコモ</u> の応急活動体制			

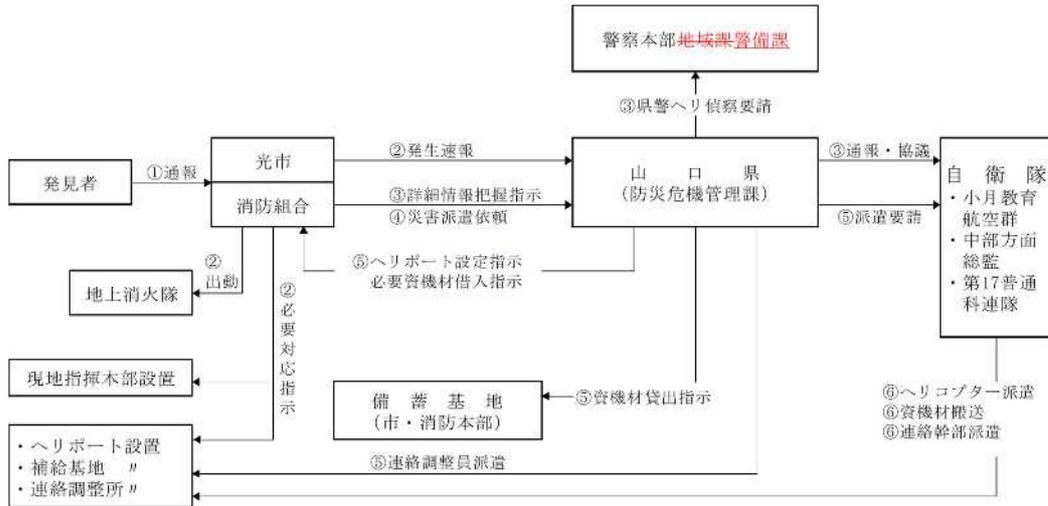
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第20章 火災対策計画 第1節 火災防ぎょ計画	690	8	・表現の適正化 (光地区消防組合)
修 正 内 容			
<p>第1項 実施機関及び組織</p> <p>2 消防活動体制</p> <p>(2) 警防体制</p> <p>ア 警防本部</p> <p>消防長は、警防活動の統制を図る必要があるときに消防本部に警防本部を設置する。</p> <p><u>イ 消防隊</u></p> <p>消防隊の運用、指揮、統制、連絡及び現場における情報の収集並びに防ぎょ対策を樹立するため、警防本部に指揮班、通信班、情報班、総務班をおき、本部長に消防長があたる。</p> <p>イ 消防隊</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第20章 火災対策計画 第2節 林野火災対策計画	702	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第5項 自衛隊の支援活動

3 林野火災発見から自衛隊ヘリコプター出動までの手順



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画	775	26 ～ 36	・表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第1項 石油類等の保安対策

2 応急措置

(2) 市の措置

オ 火災の防ぎよは、光地区消防組合~~消防本部~~が実施するが、火災の状況、規模、並びに危険物の種類により、化学消火剤の収集、化学消防車の派遣要請等の措置をとる。

(3) 光警察署の措置

ア 県及び市、光地区消防組合~~消防本部~~と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導、取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画	778	26 ～ 36	・時点修正、表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第4項 毒物劇物による事故対策

2 応急措置対策

(1) 毒物劇物取扱者の措置（毒物及び劇物取締法第17条）

資料編—[消—防]—市内毒物劇物製造所—覧

(3) 光警察署の措置

県及び市、光地区消防組合 **消防本部** と連絡をとり、施設管理者等に対する保安措置の指導取締りを行うとともに、警戒区域の設定並びに付近住民の避難措置等により被害の拡大防止に努める。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第1節 化学工場等災害対策計画	779	12	・山口県地域防災計画の修正 (周南地区化学消火剤共同備蓄会が解散)

修 正 内 容

第6項—化学消火剤共同備蓄会

~~1—化学消火剤共同備蓄会に関する規約等~~

~~消防機関及び関係企業は、周南地区において危険物火災、その他特殊火災の消火を有効適切に行うため、化学消火剤共同備蓄規約等を定めている。~~

~~2—化学消火剤、油処理剤等の調達先~~

~~市内における化学消火剤、油処理剤等の所在状況は、資料編に掲載のとおり~~

資料編—[消—防]—市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況—覧

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第2節 ガス災害対策計画	780	7	・表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第2項 県の措置

2 市及び光地区消防組合 **消防本部**が実施する消火活動について、特に必要があると認めるときは、必要な指示を行うとともに、市からの要請により他の市町に応援するよう要請する。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第2節 ガス災害対策計画	781	10	・時点修正 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第3項 液化石油ガス漏れ事故等に係る応急対策

3 応急対策

(2) ガス供給業者の措置

ア ガス消費者等から通報があったとき、又は自ら発見したときは、事故の状況を的確に把握し、速やかに必要な初動措置を講じなければならない。

イ ガス漏れ事故等が発生したときは、あらかじめ市・消防機関と協議された事項に基づいて、市・消防機関に必要な応じ協力し、又は指示を求めて速やかに初動措置を講じ、事故の拡大防止に努めなければならない。

ウ ガスの供給を停止したときは、当該供給先の安全性を確認した後でなければ供給を再開してはならない。

資料編—[消—防]—市内液化石油ガス製造事業所—覧

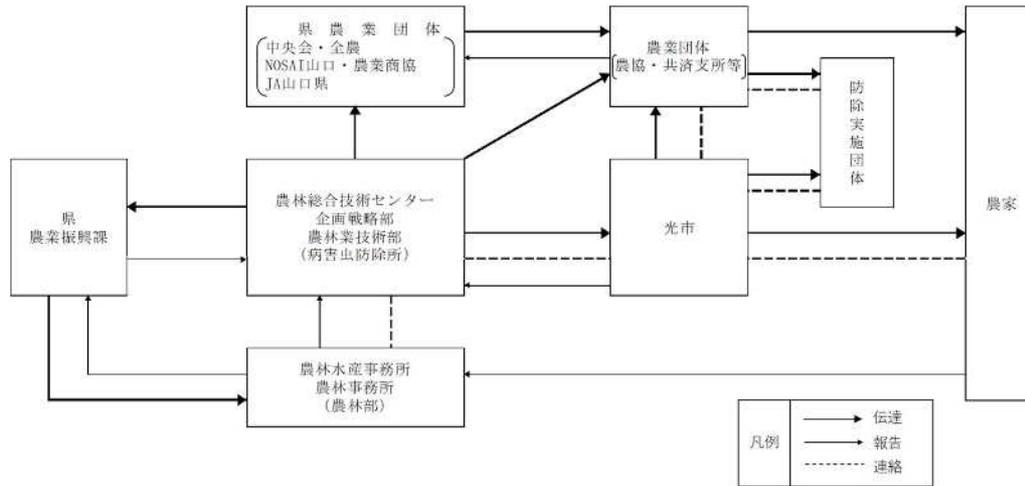
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画	782	図	・ 山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

1 病虫害発生予察

予察実施体系は、次のとおり



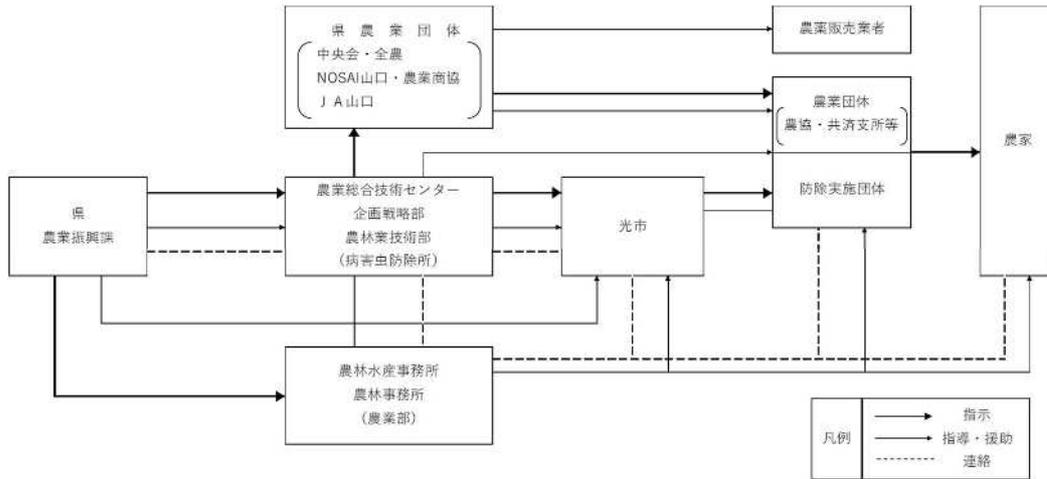
項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第3編 災害応急対策計画 第22章 産業災害対策計画 第3節 農産物対策計画	783	図	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

第2項 病虫害防除対策（植物防疫法）

2 県の防除体制

(3) 病虫害防除対策実施体系図



項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保	902	表	・山口県地域防災計画の修正 (中央防災会議防災基本計画の修正)

修 正 内 容

第1項 生活相談

機 関 名	措 置 事 項
略	
光 市	1 市は、被災者のための相談所を庁舎、支所、出張所、避難所等に設置し、苦情又は要望事項等を聴取し、その解決を図る。 2 解決困難なものについては、その内容を関係機関に連絡するなどして速やかな対応を講じる。 3 県、関係防災機関と連携を密にし、相談内容の対応への充実に努める。 <u>4 災害ケースマネジメントの実施に努める。</u>
略	

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保	904	9	・ 山口県地域防災計画の修正 (宅地造成及び特定盛土規制法の施行に伴う修正)

修 正 内 容

第5項 住宅の建設

4 住宅資金の確保

(1) 独立行政法人住宅金融支援機構の災害関連融資のあつせん

イ 災害予防関連融資

(イ) 宅地防災工事資金融資

宅地造成及び特定盛土等規制法第22条第2項、第23条第1項、第2項、第41条第2項、第42条第1項、第2項、第46条第2項、第47条第1項、第2項~~宅地造成等規制法第16条第2項、第17条第1項、第2項、第21条第2項、第22条第1項、第2項~~、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第9条第3項、第10条第1項、第2項又は建築基準法第10条第1項、第3項による勧告又は命令を受けた者が、当該勧告又は命令に係る擁壁、排水施設の設置、のり面保護等の防災工事を行うときに貸し付けられる。

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保	905	33	・山口県地域防災計画の修正 (利率変更)

修 正 内 容

第6項 生活資金の確保

3 縣市町中小企業勤労者小口資金

県内に居住し、中小企業の同一事業所に1年以上勤続している者等に対して貸し付けられるもので、県・市・労働金庫が協調して貸付けを行う。

- (1) 貸付限度額 災害資金100万円以内
- (2) 償還期間 10年以内
- (3) 利 率 年~~1.24~~1.58% (保証料別途)
- (4) 申込先 中国労働金庫

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第1章 被災者の生活再建計画 第1節 被災者の生活確保	911	38	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による見直し (組織改編)
修 正 内 容			
<p>第12項 その他の生活支援</p> <p>4 電話料金等の減免 (<u>NTT西日本株式会社</u>西日本電信電話株式会社)</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
基本計画編 第4編 復旧・復興計画 第4章 金融計画	934	7	・山口県地域防災計画の修正 (表現の適正化)

修 正 内 容

4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請

- (3) ~~電子被災地の手形~~交換所において、被災関係手形につき、呈示期間経過後の交換持出を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化 第2節 ライフライン施設の耐震化	1065	26	・関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

第3項 電話 (~~NTT西日本株式会社西日本電信電話(株)~~、~~NTTドコモ株式会社(株)~~~~NTTドコモ~~)

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第5章 建築物・公共土木施設等の耐震化 第4節 河川、海岸、港湾・漁港、砂防施設及び治山施設等の耐震性の確保	1067	27 ～ 30	・表現の適正化 (農林水産課)

修 正 内 容

第6項 ため池

資料編に掲載のとおり、市内には堤体が決壊するおそれのある危険ため池が~~2か所~~ある。

地震による破損等で決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池について、緊急連絡体制等を整備するとともに、決壊した場合の影響度が大きいため池から、ハザードマップの作成・周知、耐震化や統廃合等を推進するものとする。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制	1081 ～ 1082	表	・表現の適正化 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第1項 配備体制

1 体制の概要

(1) 地震

ア 災害対策本部未設置

配備の時期	種 別	体 制 の 概 要
震度3の地震が発生した場合	第1警戒体制	・災害の拡大を防止するため、災害情報の収集、危険箇所の巡視、住民への広報活動を主とする体制
震度4の地震が発生した場合	第2警戒体制	・局地的な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の体制で、情報収集、防災関係機関との連絡活動、災害予防応急措置等を実施する体制 ・事態の状況によっては、災害警戒本部体制に切り替える体制 (避難指示勧告等を発令する場合は災害対策本部体制に切り替え)
震度5弱又は5強の地震が発生した場合	災害警戒本部体制	・事態の状況によっては、直ちに災害対策本部体制に切り替える体制 ・全職員による体制

(2) 津波

ア 災害対策本部未設置

配備の時期	種 別	体 制 の 概 要
山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報が発表された場合	第1警戒体制	・海面監視、関係機関からの水象等の情報収集、住民への広報活動を主とする体制
山口県瀬戸内海沿岸に津波警報が発表された場合	第2警戒体制	・津波による災害の発生が予想されることから、災害情報の収集、住民への避難指示勧告、避難所の開設、防災関係機関との連絡活動、災害発生後における応急対策に必要な諸準備に取り組む体制 ・事態の状況によっては、災害警戒本部体制に切り替える体制 (避難指示勧告を発令する場合は、災害対策本部体制に切り替え)
山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報が発表され、相当な被害が発生し又は発生するおそれがあるとき	災害警戒本部体制	・事態の状況によっては、災害対策本部体制に切り替える体制 ・全職員による体制

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第8章 災害応急体制の整備 第1節 職員の体制	1083 ～ 1086	表	・組織改編に伴うもの ・時点修正

修 正 内 容

第1項 配備体制

2 配備基準による配備課等

職員配備基準の明確化を図るため、配備課、配備者について、あらかじめ次のように定める。

配備体制	配備基準	配 備 課	配 備 人 数		業 務 内 容	職員配備基準
			震度3	津波注意報		
第1警戒体制	光市に震度3の地震発生 山口県瀬戸内海沿岸に津波注意報	防災危機管理課 総務課 人材育成・女性活躍推進室	全職員 1	全職員 4	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への津波避難情報の提供 3 職員配備等の各部との連絡調整 4 被災情報、避難情報等の取りまとめ及び報告 5 県、関係機関等との連絡調整	あらかじめ所属長が指名した職員
		大和支所 住民福祉課	1		1 地震・津波情報の収集 2 被災情報等の取りまとめ及び報告	
		企画調整課 財政課 行政経営室 情報・DX推進課	1 1	4 1 2	1 広報車による海岸部への広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及び情報提供	
		生活安全課 人権推進課		2	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被害等の取りまとめ及び報告 3 あさえふれあいセンターの開設準備	
		地域づくり推進課	1	1	1 海岸部避難所(牛島、室積、光井、島田、浅江の各コミュニティセンター)の開設準備 2 施設の安全確認	
		福祉総務課 高齢者支援課 介護老人保健施設清算室 こども家庭課 こども政策課 健康増進課	1 1	3 3 1 1 2	1 総合福祉センターの避難所開設の準備 2 海岸部の避難行動要支援者との連絡調整 3 社会福祉施設等との連絡調整 4 関係機関等との連絡調整	

		農 林 水 産 課 <u>有 害 鳥 獣 対 策 課</u>	2	11	1 災害危険箇所のパトロール 2 関係施設や水門設備等の津波対策の実施 3 漁協との連絡調整 4 海面潮位の観測及び報告	
		観光・シティプロモーション推進課		1	1 観光施設との連絡調整 2 海水浴、観光客への津波及び避難情報の提供	
		監 理 課 道 路 河 川 課	1	全職員 全職員	1 災害危険箇所のパトロール 2 水門等の閉鎖 3 海面潮位の監視	
		建 築 住 宅 課		2	1 市営住宅等との連絡調整	
		都 市 政 策 課	1	2	1 関係施設等のパトロール 2 他課の津波対策の応援協力	
		公 共 交 通 課 政 策		1	1 牛島海運及び市内公共交通機 関との連絡調整	
		下 水 道 課		2	1 海岸部の下水道施設の被災警戒 2 関係機関等との連絡調整	
		教 育 総 務 課 ひ かり 学 園 推 進 課 文 化 ・ 社 会 教 育 課 ス ポ ー ツ 推 進 課	1 1	3 2 2	1 学校、教育関係施設の安全確認 2 体育施設、設備等の安全確認	

配備体制	配備基準	配 備 課	配 備 人 数		業 務 内 容	職 員 配 備 基 準
			震 度 4	津 波 警 報		
第 2 警 戒 体 制	光市に震度4の地震発生	防 災 危 機 管 理 課 総 務 課 人 材 育 成 ・ 女 性 活 躍 推 進 室 入 札 監 理 課	全職員 4 1	全職員 全職員 全職員	1 地震・津波情報の収集 2 海岸部を始め住民への避難勧告等の発令 3 職員配備等各部との災害対策の連絡調整 4 被災情報、避難情報等の取りまとめ及び報告 5 県、関係機関等との連絡調整	あらかじめ所属長が指名した職員
		大 和 支 所 住 民 福 祉 課	1	1	1 被災情報等の取りまとめ及び報告 2 他部の応援	
		各 出 張 所	各 1	各 1	1 管内の被害状況の把握等	

山口県 瀬戸内 海沿岸 に津波 警報	企 画 調 整 課 財 政 課 行 政 経 営 室 情 報 ・ D X 推 進 課	4 1 2	全職員 全職員 全職員	1 広報車による海岸部への広報 2 報道への対応 3 ホームページの開設及び情報提供
	税 務 課 収 納 対 策 課	4 3	全職員 全職員	1 人的・家屋等の被害状況の調査 2 避難誘導に関すること 3 その他市内の情報収集
	会 計 課	1	2	1 施設等の安全確認
	市 民 課	2	4	1 避難勧告等に係る住民情報の整理 2 安否確認資料、被災者名簿等の作成
	生 活 安 全 課 人 権 推 進 課	2 1	全職員 1	1 地震・津波情報の収集 2 交通災害による市民被害等の取りまとめ及び報告 3 あさえふれあいセンターの開設準備
	地 域 づ くり 推 進 課	1	2	1 海岸部避難所(牛島、室積、光井、島田、浅江の各コミュニティセンター)の開設 2 その他コミュニティセンターの避難所開設準備 3 関係施設等のパトロール 4 関係団体等との連絡調整
	環 境 政 策 課	2	4	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整 3 避難所(ペット関連)の開設準備
	環 境 事 業 課	1	2	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整
	福 祉 総 務 課 高 齢 者 支 援 課 介 護 老 人 保 健 施 設 清 算 室 こ ど も 家 庭 課 こ ど も 政 策 課 健 康 増 進 課	5 5 3 3 4	全職員 全職員 全職員 6	1 総合福祉センターの避難所開設の準備 2 海岸部の避難行動要支援者との連絡調整 3 社会福祉施設、保育園等との連絡調整 4 災害救助等 5 避難者の相談、健康対応

		農 林 水 産 課 <u>有 害 鳥 獣 対 策 課</u>	全職員	15	1 災害危険箇所のパトロール 2 関係施設との連絡調整 3 関係施設や水門設備等の津波対策の実施 4 海面潮位の観測及び報告
		商 工 振 興 課 観光・シティプロモーション推進課	1 1	1 2	1 商工観光施設との連絡調整 2 海水浴、観光客への津波及び避難情報の提供
		監 理 課 道 路 河 川 課	全職員 全職員	全職員 全職員	1 災害危険箇所のパトロール 2 水門等の閉鎖 3 海面潮位の監視
		建 築 住 宅 課	全職員	全職員	1 市営住宅等との連絡調整
		都 市 政 策 課 下 水 道 課	全職員 6	全職員 全職員	1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整
		公 共 交 通 政 策 課	1	1	1 牛島海運及び市内交通機関等との連絡調整
		教 育 総 務 課 ひ かり 学 園 推 進 課 学 校 教 育 課 部 活 動 改 革 推 進 室 人 権 教 育 課 文 化 ・ 社 会 教 育 課 ス ポ ー ツ 推 進 課	全職員 全職員 全職員 全職員 1	全職員 全職員 全職員 全職員 2	1 学校、教育関係施設の避難所開設準備 2 学校、教育関係施設の安全確認 3 体育施設、設備等の安全確認
		図 書 館	1	1	1 避難施設の開設
		学 校 給 食 セ ン タ ー	2		1 関係施設等のパトロール、警戒等 2 関係機関との連絡調整
		議 会 事 務 局	2	全職員	1 議員との連絡調整

配備体制	配備基準	配備課	配備人数		業務内容	職員配備基準
			震度5弱又は5強	大津波警報		
災害警戒本部体制	光市に震度5弱又は5強の地震が発生	全課室等	全職員	全職員	状況に伴い、直ちに災害対策本部体制に移行する体制とする	全職員

	山口県瀬戸内海沿岸に大津波警報					
--	-----------------	--	--	--	--	--

配備体制	配備基準	配備課	配備人数		業務内容	職員配備基準
			震度6以上	大津波警報		
災害対策本部体制	光市に震度6弱以上の地震が発生 大津波警報	全課室等	全職員	全職員	市の全力をあげて災害対策に取り組む体制とする	全職員

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第11章 火災予防対策 第1節 出火防止	1109	4 ～ 22	・表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

近年の地震においては、地震から数時間を経過しての電気器具による出火という過去の地震による出火と異なった形態を示す火災が起きている。機器の進歩、ライフスタイルの変化、安全対策の充実等により出火原因や火災の形態に変化が現れており、出火防止についても新たな対策が必要となってきた。

第1項 一般火気器具からの出火防止

地震時におけるガスコンロや石油ストーブ等の一般火気器具からの出火は、近年その割合を減少させているが、地震の発生直後に同時多発し消火が困難であること、ガスや油類は他の発火源における出火においても着火物となる可能性が高いことから、一般火気器具からの出火防止は重要である。

地震が発生した場合には、火を消すこと、火気器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に火気器具を設置すること等の防~~火~~災教育を積極的に推進する。

また、過熱防止機構の付いたガス器具、耐震自動消火装置付き石油ストーブ、耐震自動ガス遮断装置（マイコンメータ含む）等の普及促進を図る。

第2項 電気器具からの出火防止

近年の地震による出火原因では、電気関係による割合が増えて~~おりいたが~~、阪神・淡路大震災や東日本大震災で発生した火災は~~では~~、「不明」を除き約6割が電気に起因する火災である。「電気による発熱体」が発火源の最多となり、この傾向が顕著となっている。

~~また特に~~、停電後の通電により、地震から数時間を経過して出火する~~通電火災についてとくに~~新たな形態の火災が起きており、~~電気器具から~~の出火防止対策を講じていく必要がある。

電気ストーブ及び電気コンロについては一般火気器具の出火防止同様、器具周辺に可燃物を置かないこと、落下物に配慮した場所に器具を設置すること等の防~~火~~災教育を積極的に推進する。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第2編 災害予防計画 第11章 火災予防対策 第2節 ライフライン施設の応急復旧体制	1122	29	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による見直し (組織改編)
修 正 内 容			
第5項 通信事業者 (NTT西日本株式会社西日本電信電話(株))			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	1153	6 ～ 表	・時点修正 (大和支所住民福祉課、防災危機管理課) ・関係機関による見直し (時点修正)

修 正 内 容

第1項 災害対策本部の設置

3 市本部の設置場所

市本部の設置場所は次のとおりとする。ただし、災害の状況等を考慮して決定するものとする。

第1順位 市役所~~防災庁舎（災害対策本部会議室）本庁（第5会議室、大会議室）~~

第2順位 光地区消防組合消防本部庁舎

第3順位 光市総合福祉センター

6 市本部の設置（廃止）の通知等

通知又は公表先	担当課	主な通知又は公表方法
庁 内 各 部	防災危機管理課	庁内放送、電話、口頭、庁内LAN、 IP無線
大 和 支 所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN、IP無線
<u>大 和 支 所 及 び</u> 各 出 張 所	〃	電話、FAX、市防災行政無線、庁内LAN
市 出 先 機 関	各主管担当課	電話、FAX、市防災行政無線（一部）、庁内LAN
県 防 災 危 機 管 理 課 周 南 県 民 局	防災危機管理課	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX、文書
光 地 区 消 防 組 合	〃	県防災行政無線、市防災行政無線、電話、FAX、使送、 庁内LAN、 IP無線
光 警 察 署	〃	市防災行政無線、電話、FAX、使送
指 定 地 方 行 政 機 関 指 定 公 共 機 関 指 定 地 方 公 共 機 関	〃	電話、FAX、県防災行政無線、 <u>電子メール</u>
近 隣 市 町	〃	県防災情報システム、県防災行政無線、電話、FAX
一 般 住 民	企画調整課	広報車、電話（自治会長等を通じて）
	防災危機管理課	防災行政無線、防災広報ダイヤル、メール配信サービス、 防災情報電話通知サービス、市SNS、 <u>光市防災ポータル</u>
	情報・DX推進課	市ホームページ
	大 和 支 所 住 民 福 祉 課	電話（自治会長等を通じて）
報 道 機 関	企画調整課	電話、FAX、文書

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第1章 応急活動計画 第1節 市の活動体制	1154	表	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第2項 市本部の運営

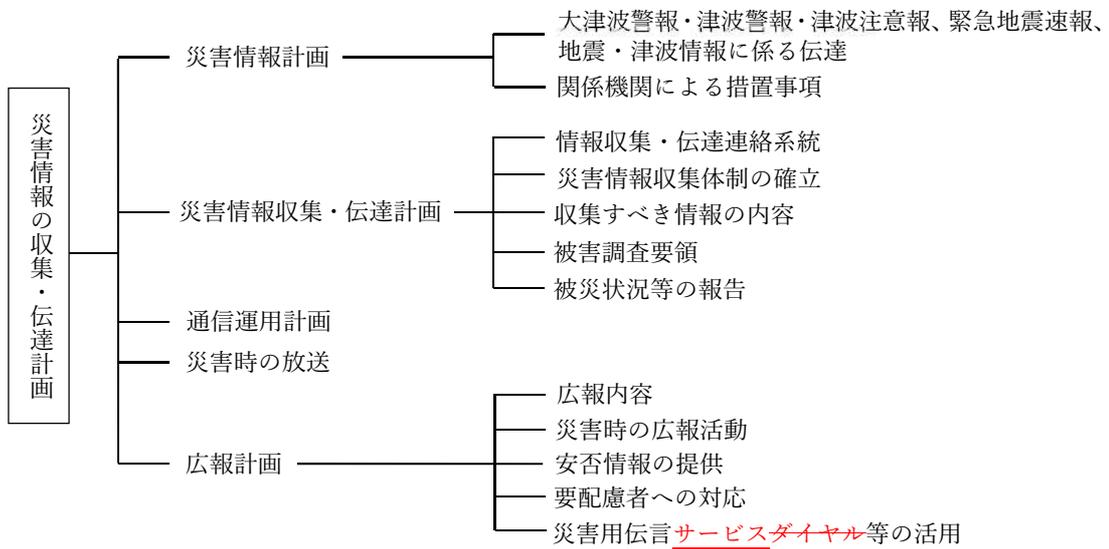
2 市本部運営上必要な資機材等の確保

総務班は、市本部が設置されたときは、他班の協力を得て直ちに必要な資機材等を確保する。

区 分	主 な 確 保 す べ き 資 機 材
開設に必要な資機材等の準備	<ul style="list-style-type: none"> ○標示板・腕章・標旗 ○管内地図 ○ラジオ・テレビ ○パソコン・FAX・コピー機 ○防災関係機関・関係団体等の名簿 ○ホワイトボード ○筆記用具 ○その他必要資機材
通信手段の確保	<ul style="list-style-type: none"> ○県防災行政無線 ○<u>衛星電話</u>IP無線 ○電話（携帯電話を含む。）
非常用発電設備の確保	○停電に備え、非常用発電設備の再点検の実施、小型発電機等の調達

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画	1189	図	・ 関係機関による見直し (表現の適正化)

修 正 内 容



項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第2章 災害情報の収集・伝達計画 第5節 広報計画	1210	14	・関係機関による見直し (組織改編・表現の適正化)

修 正 内 容

第5項 災害用伝言サービスダイヤル等の活用

災害発生時には、NTT西日本株式会社西日本電信電話(株)やNTTドコモ株式会社(株)~~NTTドコモ~~が電話がかかりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言板(web171)」、「災害用伝言ダイヤル(171)」を開設し、テレビ・ラジオ・インターネット等を通じて周知される。

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第11章 水防・消防、危険物等対策計画 第3節 危険物・高圧ガス・毒物劇物等災害対策計画	1241	表	・表現の適正化 (光地区消防組合)

修 正 内 容

第3項

2 応急対策実施機関及び措置

実 施 者	措 置 内 容
市長 光地区消防組合 消防本部	<p>(1) 放射性物質使用者、取扱関係事業者等から事故等の発生の通知を受けた場合は、直ちに県（防災危機管理課及び医務保険課）に通報する。</p> <p>(2) 放射線源の露出、拡散により人命への危険が切迫しているときは、警戒区域の設定又は付近住民等に対して避難の指示等を行う。</p> <p>(3) 危険の排除のため、使用者等に対して必要な応急措置をとるよう指導する。 ア 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置 イ 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置</p> <p>(4) 消防活動及び救助活動については、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」、「原子力施設等における除染等消防活動要領」を参考に実施する。</p>

資 料 編 ~~〔消 防〕~~ ○市内毒物劇物製造所一覧

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第18章 南海トラフ地震防災対策推進計 画 第4節 地震発生時の応急対策等	1305 ～ 1307	表	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

第3項 応援要請

<p>資料編 [応援協定等]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○山口県消防防災ヘリコプター応援協定 <li style="padding-left: 20px;">○<u>山口県内広域消防相互応援協定書</u> ○中国自動車道及び山陽自動車道における消防相互応援協定書 <li style="text-align: center;">～略～ ○災害時における福祉避難所の設置・運営に関する協定書 (医療法人睦会) ○<u>災害時における避難所等の安全確保に関する協定(総合警備保障株式会社)</u> ○<u>災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定(DS SKY WORKS株式会社)</u> ○<u>災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定(ジエムカ株式会社)</u> ○<u>災害時における物資輸送等における協定(福山通運株式会社徳山支店)</u> ○<u>光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書(社会福祉法人 光市社会福祉協議会)</u>

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第18章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第5節 津波からの保護、円滑な避難の確保及び迅速な避難救助に関する事項	1310	19	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関による見直し (組織改編)
修 正 内 容			
第5項 水道、下水道、電気、ガス、通信、放送関係 5 通信 (1) 指定公共機関 <u>NTT西日本</u> 西日本 <u>電信電話</u> 株式会社山口支店が行う措置			

項 目	頁	行	修正の理由
震災対策編 第3編 災害応急対策計画 第18章 南海トラフ地震防災対策推進計画 第6節 時間差発生等への対応	1313	41	・関係機関による見直し (組織改編)
修 正 内 容			
<p>第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置</p> <p>8 水道、電気、ガス、通信、放送関係</p> <p>(4) 通信</p> <p>指定公共機関 <u>NTT西日本西日本電信電話</u>株式会社山口支店は、【震災対策編 第3編 第16章 第5節】に準ずる措置及び当機関が策定する推進計画に定める措置を講じる。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1402 ～ 1403	表	・ 関係機関による見直し (組織改編) ・ 時点修正 (健康増進課)

修 正 内 容

第 5 指定公共機関

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
光郵便局	光市中央四丁目 1 番 1 号	0833-71-0100
岩田郵便局	〃 大字岩田 154 番地 1	0820-48-2200
N T T 西日本株式会社西日本電信電 話(株)山口支店	山口市熊野町 4 番 5 号	083-923-4281
略		

第 1 1 その他公共的団体

機 関 名	所 在 地	電 話 番 号
山口県農業協同組合周南統括本部	下松市西柳二丁目 3 番 48 号	0833-41-3100
山口県農業協同組合南すおう統括本部	柳井市中央三丁目 16 番 1 号	0820-22-9787
山口県漁業協同組合光支店	光市室積二丁目 17 番 13 号	0833-78-0130
山口県東部森林組合光事業本部	〃 中央五丁目 12 番 1 号	0833-72-4190
光商工会議所	〃 島田四丁目 14 番 15 号	0833-71-0650
大和商工会	〃 大字岩田 2488 番地 30	0820-48-2705
光市社会福祉協議会	〃 光井二丁目 2 番 1 号	0833-74-3020
大和町建設業協同組合	〃 大字束荷 1950 番地	0820-48-1888
光市管工事協同組合	〃 島田一丁目 16 番 17 号	0833-72-4775
光市医師会	〃 島田四丁目 14 番 15 号	0833-72-2234
光市歯科医師会	〃 島田四丁目 14 番 15 号	0833-72-8680
山口県薬剤師会光支部	〃 室積大町 22 番 16 号	0833-78-1101
光市薬業組合	〃 室積中央町 1 番 1 号	0833-78-1902

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1404	表	・ 関係機関による見直し (組織改編)

修 正 内 容

○光市防災会議委員名簿

会	長	光市長
略		
7	号	委 員
<u>NTT西日本株式会社西日本電信電話(株)</u> 山口支店長		
略		

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1408	表	・時点修正 (水道局)

修 正 内 容

「光市指定給水装置工事業者一覧」を別紙3のとおり修正する。

項目	頁	行	修正の理由
資料編 防災機関・団体	1413 ～ 1414	表	・時点修正 (光地区消防組合、防災危機管理課)

修正内容

○自主防災組織の結成状況

令和7年4月1日現在

	組織名称	設立年月日	管轄区域、基礎となる団体等	管轄消防分団
1	千坊台自主防災会	平成 15 年 4 月 1 日	室積千坊台地区	第 6 分団
2	野尻自主防災会	平成 17 年 4 月 1 日	束荷 野尻自治会	第 11 2 分団
略				
42	石原自治会自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 石原自治会	第 11 2 分団
43	新市自治会自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 新市自治会	第 11 2 分団
44	横尾自治会自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 横尾自治会	第 11 2 分団
45	大平自治会自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 大平自治会	第 11 2 分団
46	樋ノ口自治会自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 樋ノ口自治会	第 11 2 分団
47	黒杭自治会自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 黒杭自治会	第 11 2 分団
48	東自治会自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 東自治会	第 11 2 分団
49	束荷地区自主防災会	平成 24 年 5 月 1 日	束荷 束荷連合自治会	第 11 2 分団
略				
<u>127</u>	<u>紺屋浴団地自治会自主防災会</u>	<u>令和 7 年 2 月 9 日</u>	<u>光井 紺屋浴団地自治会</u>	<u>第 5 分団</u>

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1429 ～ 1433	表	・時点修正 (防災危機管理課)

修 正 内 容

「○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧」を別紙4のとおり修正する。

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1435 ～ 1436	表	・表現の適正化 (健康増進課)

修 正 内 容

○市内医療機関一覧

地区	医 療 機 関 名	住 所	電話番号 (0833)	診 療 科 <u>名</u> <u>目</u>	病床数
浅江	あきよし心療内科クリニック	虹ヶ浜三丁目16番30号 1階	74-1177	心内・内・精	0
	梅田病院	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	産・婦・ <u>小児</u> ・ <u>こう肛門</u>	34
	兼清外科	浅江三丁目1番25号	71-0800	外・ <u>整外整</u> ・内・消外・肛外・麻	0
	クリニック高橋眼科	浅江三丁目17番1-101	72-1010	眼	0
	河内山医院	大字浅江1340番地1	71-1040	内・ <u>小児</u> ・麻・ペインクリニック	0
	耳鼻咽喉科しみず医院	浅江三丁目9番5号	71-4187	<u>耳い耳鼻咽喉</u>	0
	佃医院	虹ヶ丘一丁目13番10号	71-0816	内・ <u>小児</u> ・外・リハ・麻	0
	虹ヶ浜整形外科クリニック	虹ヶ浜一丁目9番11号	44-7024	<u>整外整</u> ・リハ・リウ	0
	虹ヶ浜皮フ科クリニック	浅江三丁目17番18号	72-2720	皮・ <u>アレルギー</u>	0
	光市立光総合病院	光ヶ丘6番1号	72-1000	内・外・ <u>整外整</u> ・脳外・ <u>ひ泌</u> ・ <u>眼</u> ・ <u>耳い耳</u> ・麻・ <u>小児</u> ・皮・婦・ <u>精</u> ・放・リハ・ <u>緩和ケア内科</u>	210
	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	内・消・循・呼・放	0
	ひかり皮フ科クリニック	木園一丁目8番3号	74-1112	皮・ <u>形外形</u> ・ <u>アレルギー</u>	0
	ふなつ眼科光分院	木園一丁目5番22号	74-1288	眼	0
	みちがみ病院	光ヶ丘2番5号	72-3332	産・婦・内・ <u>小児</u> ・ <u>漢内漢方内科</u>	30
	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	内・糖尿・ <u>病内</u>	0
	やまて小児科・アレルギー科	浅江一丁目10番12号	72-5041	<u>小児</u> ・ <u>アレルギー</u> ・漢方小児	0
	ひかり医院	光ヶ丘5番18号	74-1223	内・皮・脳外・ <u>歯</u>	0
島田	いのうえ内科クリニック	島田六丁目13番26号	74-2211	内	0
	大田病院	島田五丁目3番1号	77-0621	精・神	204
	日本製鉄(株)九州山口製鉄所 光診療所	大字島田3434番地	71-5020	精	0
	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	内・循・消・外・リハ	0
	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	内・放・ <u>整外整</u> ・ <u>小児整外小</u> ・ <u>整外</u> ・外・麻・呼・消・脳外・リハ・ <u>乳腺外科乳外</u> ・ <u>アレルギー</u> ・ <u>こう肛</u> ・内視鏡内科	98
	耳鼻咽喉科前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	<u>耳い耳鼻咽喉</u>	0
	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	内・循内	0
周南ホームケアクリニック	島田二丁目23番8号 原田第一ビル1階	48-8878	内	0	

光井	武田薬品工業株式会社 光工場 診療所	光井字武田 4720	71-5625	内	0
	市川医院	中央三丁目 2 番 26 号	72-5700	内・リハ・ <u>消化器内科消・循環器内科循</u> ・糖尿・神内・外・ <u>病内科・皮・脳外</u>	7
	広田医院	中央二丁目 15 番 1 号	71-0225	内・ <u>小児</u> ・皮	0
	光市休日診療所	光井二丁目 2 番 1 号	74-1399	内・外	0
	松島こどもクリニック	光井三丁目 7 番 30 号	74-2552	<u>小児</u> ・アレルギー	0
	ひかり腎泌尿器科クリニック	中央四丁目 5 番 8 号	48-5000	内・ <u>泌尿</u>	0
室積	光市牛島診療所	大字牛島 762 番地 1	79-3197	内	0
	たけなか医院	室積中央町 5 番 5 号	78-0074	内・外・循・消・ <u>小児</u> ・リハ	0
	田村医院	室積大町 22 番 20 号	79-1231	内・ <u>小児</u> ・ <u>循内循</u>	0
	平岡医院	室積松原 4 番 7 号	79-1500	外・内・胃・リハ・麻	0
三井	河村循環器神経内科	三井六丁目 18 番 1 号	77-0606	内・ <u>小児</u>	1
周防	光武医院	大字小周防 1633 番地 1	77-3800	胃・外・リハ・放・麻・皮	0
大和	光市立大和総合病院	大字岩田 974 番地	0820 - 48 - 2111	内・呼内呼・ <u>消化器内科消・循環器内科循</u> ・外・ <u>整外整</u> ・婦・ <u>小児</u> ・ <u>耳い耳</u> ・歯・歯外・眼・脳外・脳内・リハ・放・ <u>泌尿</u> ・小歯	243

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1437	表	・表現の適正化 (健康増進課)

修 正 内 容

○市内歯科医療機関一覧

歯科医院	診療科 <u>名目</u>	所在地	電話番号 <u>(0833)</u>
浅江	あさえ歯科クリニック	歯科・小児歯科	浅江四丁目1番19号 48-8241
	儀本歯科医院	歯科	浅江三丁目25番9号 72-4200
	諏訪歯科医院	歯科	浅江三丁目20番1号 72-5755
	中川歯科医院	歯科	宮ノ下町11番6号 72-8049
	平田歯科医院	歯科・小歯	虹ヶ丘一丁目19番1号 72-8148
	くにもと歯科	歯科→矯正歯科→小児歯科→ 歯科口腔外科	虹ヶ浜一丁目5番37号 48-8750
島田	大上歯科医院	歯科	島田四丁目11番15号 71-4606
	くもい歯科医院	歯科	島田一丁目11番25号 72-8001
	しまた歯科医院	歯科	島田一丁目2番17号 72-5545
	よしはら歯科クリニック	歯科・小児歯科	上島田三丁目10番15号 76-0820
光井	すずき歯科医院	歯科・小児歯科	光井四丁目34番8号 71-4144
	佃歯科医院	歯科	光井九丁目10番10号 72-5337
	藤本歯科診療所	歯科・矯正歯科・小児歯科	中央五丁目11番7号 71-1342
	みなみ歯科医院	歯科	中央三丁目1番5号 72-8888
室積	たむら歯科	歯科	室積新開二丁目3番1号 79-0120
	松田歯科クリニック	歯科	室積松原4番3号 79-2533
	守田歯科医院	歯科・小児歯科	室積松原15番7号 78-0457
	友愛歯科医院	歯科・小児歯科	室積四丁目1番1号 79-0517
大和	ひかり歯科クリニック	歯科・小児歯科	大字岩田2346番地1 0820-25-3933
	大和歯科医院	歯科	大字岩田2483番地6 0820-48-4978
	光市立大和総合病院	歯科・小児歯科・歯科口腔外科	大字岩田974番地 0820-48-2111

項目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1438	表	・表現の適正化 (健康増進課) ・時点修正 (水道局)

修正内容

○市内薬局一覧

地区	店名	住所	電話番号 (0833)	備考
浅江	略			
	イオン薬局光店	大字浅江字木園 1756 番地 1	71-2971	
略				

○応急給水機器材所在状況一覧

(令和 ~~74~~ 年 4 月 1 日現在)

給水車				大型タンク				小型タンク				その他				
材質等	容量 m ³	数量	所管	材質等	容量 m ³	数量	所管	材質等	容量 ℓ	数量	所管	材質等	容量等	数量	所管	備考
給水車	2 t	1	水道局	ポリエチレン	1	7	水道局	ポリエチレン	500	1	水道局工務課	トラック	1.5 t	1	水道局	タンク運搬用
				アルミ	1	1			300	1						
				仮設水槽	1	5			20	19						
									10	38						

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 救援施設等	1439	表	・時点修正 (環境政策課)

修 正 内 容

○火葬場処理能力状況

施 設 名	使 用 燃 料 別 炉 体 基 数			1日火葬能力	管 理 者
	重油灯油	石炭	薪・その他		
<u>周南地区衛生 施設組合斎場</u> (<u>想い出の杜ホール</u>) <u>御屋敷山斎場</u>	<u>850</u> 9,000 ℓ/日	—	—	<u>1720</u> 体/日	周 南 地 区 衛 生 施 設 組 合

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 輸送	1440	表	・時点修正 (総務課、農林水産課、 有害鳥獣対策課、光地区消防組合)

修 正 内 容

○市公用車一覧

	軽自動車	小型・普通自動車	その他	計
総務課	<u>6</u> 5	<u>10</u> 11	1	17
税務課	1			1
収納対策課	2			2
生活安全課		1		1
あさえふれあいセンター		1		1
地域づくり推進課	9			9
環境政策課	2			2
環境事業課	3		5	8
下水道課	3			3
深山浄苑	1			1
総合福祉センター	8	6		14
農林水産課	<u>4</u> 6	1		<u>5</u> 7
<u>有害鳥獣対策課</u>	<u>2</u>			<u>2</u>
商工振興課		1		1
観光・シティプロモーション推進課	1			1
監理課	2			2
道路河川課	4	1	4	9
建築住宅課	1	1		2
都市政策課	3		1	4
教育委員会	5	4		9
学校給食センター	1		4	5
市議会事務局		1		1
消防団		1	<u>15</u> 16	<u>16</u> 17
合 計	<u>58</u> 55	<u>28</u> 31	<u>30</u> 31	<u>116</u> 117

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1463	表	・時点修正 (光地区消防組合)

修正内容

○光地区消防組合所有車両等一覧

(令和~~7~~5年4月1日現在)

種別	署別					計
	消防本部	中央消防署	中央消防署 東出張所	中央消防署 北出張所		
消 防 ポ ン プ 自 動 車		1	1	1		3
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車		2	1	1		4
小 型 動 力 ポ ン プ 積 載 車		1				1
屈 折 は し ご 消 防 車		1				1
化 学 車		1				1
救 助 工 作 車		1				1
小 型 動 力 ポ ン プ		3	1	1		5
高 規 格 救 急 車		3	1	1		5
資 機 材 搬 送 車	1					1
指 令 車 ・ 広 報 車 等	5	2	1	1		9
計	6	15	5	5		31

※予備車両を含む

○消防団車両等一覧

(令和~~7~~5年4月1日現在)

種類	消防ポンプ自動車	小型動力ポンプ積載車	小型動力ポンプ	無線機 (基地局含む)	発電機
計	4	<u>89</u>	<u>1722</u>	123	<u>1514</u>

○消防水利の現況

(令和~~7~~5年4月1日現在)

種 別	合 計
消 火 栓	<u>807806</u>
防 火 水 槽	105
耐 震 性 防 火 水 槽 (100 t)	6
耐 震 性 防 火 水 槽 (40 t 級)	18
井 戸	1
計	936

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1468	表	・時点修正 (光地区消防組合)

修 正 内 容

○市内危険物施設一覧

(令和 7 年 4 月 1 日現在)

製 造 所	貯 蔵 所							取 扱 所					計
	屋 内	屋 外 タ ン ク	屋 内 タ ン ク	地 下 タ ン ク	簡 易 タ ン ク	移 動 タ ン ク	屋 外	給 油	給 油 (自 家用)	第 一 種 販 売	第 二 種 販 売	一 般	
1	<u>25</u> <u>28</u>	<u>55</u> <u>54</u>		16		<u>7</u> <u>10</u>	<u>8</u> <u>9</u>	<u>16</u> <u>17</u>	<u>12</u> <u>13</u>			<u>47</u> <u>51</u>	<u>187</u> <u>198</u>

○市内危険物等主要事業所一覧

事業所名	所在地	主要製品名	危険物等品名
日本製鉄株式会社九州製鉄所大分地区光鋼管部	大字島田 3434 番地	各種鋼管	第4類：第1・2・3・4石油類、アルコール類 第5類：第2種自己反応性物資 指定可燃物：可燃性液体類
日鉄ステンレス株式会社製造本部 山一製鉄所 光エーリア	大字島田 3434 番地	ステンレス棒線、ステンレス冷延鋼板等	第4類：第1・2・3・4石油類、特殊引火物、アルコール類、動植物油類 指定可燃物：ぼろ及び紙くず、可燃性固体類、石炭・木炭等、可燃性液体類、木材加工品及び木くず、合成樹脂類
日本製鉄株式会社 山口製鉄所(光)	大字島田 3434 番地	各種鋼管 ステンレス棒線 ステンレス冷延鋼板等	第4類：特殊引火物、第1・2・3・4類、アルコール類、動植物油類 第5類：第2種自己反応性物質 指定可燃物
武田薬品工業株式会社 光工場	大字光井字武田 4720 番地	医薬品	第1類：第1・2・3種酸化性固体 第2類：引火性固体 第3類：第3種自然発火性物資及び禁水性物資 第4類：特殊引火物、第1・2・3・4石油類、特殊引火物、アルコール類 第5類：第2種自己反応性物質

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1469	表	・時点修正 (光地区消防組合)

修 正 内 容

○市内高圧ガス製造所・貯蔵所数一覧

第 1 種 製 造 者				第 2 種 製造者	第 1 種 貯蔵所	第 2 種 貯蔵所	特定高圧ガ ス消費
一般ガス	コンビ	L P ガス	一般・L P				
<u>78</u>		<u>21</u>		<u>1012</u>	1	8	4

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1470	表	・時点修正 (光地区消防組合)

修 正 内 容

○市内化学消火剤・油処理剤等の所在状況一覧

(令和75年4月1日現在)

所 有 者	化 学 消 火 剤		油処理剤 (ℓ)	オイルフェンス (m)	吸 着 剤 (kg)
	液 体 (ℓ)	粉 末			
日本製鉄株式会社 山口 製鉄所 日鉄ステンレス(株)製造 本部山口製造所光エリア			540	520	200
武田薬品工業(株)光工場	<u>14,340</u> 18,880			360	
光地区消防組合消防本部	<u>7,340</u> 1,980				

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 消防	1471	表	・時点修正 (大和支所住民福祉課)

修正内容

〔水 防〕

○水防用輸送設備、備蓄器具資材一覧

区分 倉庫の位置	輸送設備				備蓄器具										備蓄資材				
	乗 用 車 (台)	四 輪 駆 動 車 (台)	ト ラ ッ ク (台)		ス コ ッ プ	つ る は し	く わ	お の	掛 矢	か ま	べ ン チ	の こ	じ よ れ	ハ ン マ ー	照 明 器 具	ロ ー プ (本)	杭 (本) 2 m	土 の う 袋 (枚)	ブ ル ー シ ー ト (枚)
市 役 所	37	1	3	3	63	12	31	18	11	90	5	20	5	6	5	30	128	3,000	50
周 防 出 張 所				1	3	1	1	1	2	4	1	2		7	2			450	7
三 島 〃				1	3	1	1	1	2	4	3	2		2	2			400	5
浅 江 〃				1	3	1	1	2	2	5	1	2		1	2	2		600	15
光井コミュニティセンタ				1	3	1	1	1	1	2	1	2		1	2			400	4
室 積 出 張 所				1	3	1	1	1	1	4	1	1		1	2	2		200	6
大 和 支 所	1	+			3	1	1	1	1	2	1	1		1	2	2		200	4
島田コミュニティセンタ				1	3	1	1	1	1	4	1	1			2			270	5
計	37	2	3	9	84	19	38	26	21	115	14	31	5	17	19	38	128	5,520	96

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1475	表	・時点修正 (こども家庭課・健康増進課・福祉 総務課)

修 正 内 容

○市内要配慮者利用施設（浸水想定区域）一覧

＜島田川洪水＞

番号	施設種類	施 設 名	住所	電話	F A X	その他
略						
45	高齢者施設	ヴィラ虹ヶ浜	虹ヶ浜二丁目5番12号	72-6017	71-1811	停電時は 広報車等で 直接伝 達
46	児童福祉施設	梅田病院 (院内託児所、 病児保育)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
47	医療施設	梅田病院 (有床医療施設)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
<u>48</u>	<u>医療施設</u>	<u>虹ヶ浜整形外科クリニック</u>	<u>虹ヶ浜一丁目9番11号</u>	<u>44-7024</u>	<u>44-7025</u>	
<u>49</u>	<u>障害者福祉施設</u>	<u>西日本ケアサービス</u>	<u>浅江一丁目15番31号</u>	<u>72-0708</u>	<u>48-9599</u>	
<u>50</u>	<u>障害者福祉施設</u>	<u>タマリバ</u>	<u>大字立野1399番11</u>	<u>57-5826</u>	<u>57-5826</u>	

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1476 ～ 1478	表	・時点修正 (健康増進課)
修 正 内 容			
<p>「○市内要配慮者利用施設（高潮浸水想定区域）一覧」を別紙5のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1485	表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時点修正 (農林水産課)
修 正 内 容			
<p>「市内防災重点ため池一覧」を別紙6のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1486	表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 時点修正 (農林水産課)
修 正 内 容			
<p>「市内危険ため池一覧」を別紙7のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1494	表	・時点修正 (農林水産課)

修 正 内 容

○山地災害危険地区一覧

第2 崩壊土砂流出危険地区一覧

区 分	位 置	公共施設等							
		大字	字	人家戸数				公共施設	道路
				50戸以上	49～10戸	9～5戸	4戸以下		
略									
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	大田	73	0	0	0	2	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	70	0	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	0	37	0	0	0	市
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	下島田	284	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	石田	149	0	0	0	0	県
民有林	崩壊土砂流出危険地	島田	大田	80	0	0	0	2	県
<u>民有林</u>	<u>崩壊土砂流出危険地</u>	<u>島田</u>	<u>平島</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>0</u>	<u>市</u>
略									

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 災害危険個所	1514 ～ 1536	表	・時点修正 (監理課)
修 正 内 容			
<p>「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧」を別紙8のとおり修正する。</p>			

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 災害危険箇所	1538	表	・時点修正 (福祉総務課)

修 正 内 容

○市内要配慮者利用施設（土砂災害警戒区域）一覧

番号	施設種類	施 設 名	住所	電話	F A X	その他
略						
21	介護保険施設	グループホームはまゆう	大字室積村 1529 番地 1	79-3533	79-3533	停電時は広報車等で直接伝達
22	介護保険施設	光市牛島憩いの家 デイサービスセンター	大字牛島 708 番地 4	74-3020 (光市社会福祉協議会)	74-3073 (光市社会福祉協議会)	
23	医療施設	光市牛島診療所	大字牛島 762 番地 1	79-3197	—	
24	児童福祉施設	光市立大和保育園	大字三輪 1106 番地	0820-48-2810	0820-48-2277	
25	障害者福祉施設	大和あけぼの園	大字束荷 21 番地 2	0820-49-3000	0820-49-3001	
26	学校施設	束荷幼稚園	大字束荷 1622 番地	0820-48-4614	0820-48-4614	
<u>27</u>	<u>障害者福祉施設</u>	<u>アルセベベ</u>	<u>大字三輪 1145 番地 8</u>	<u>080-5202-0016</u>	<u>0820-25-3686</u>	

項 目	頁	行	修正の理由
資料編 水防	1961	表	・表現の適正化 (健康増進課)

修 正 内 容

○災害救助法による救助の程度、方法及び期間早見表

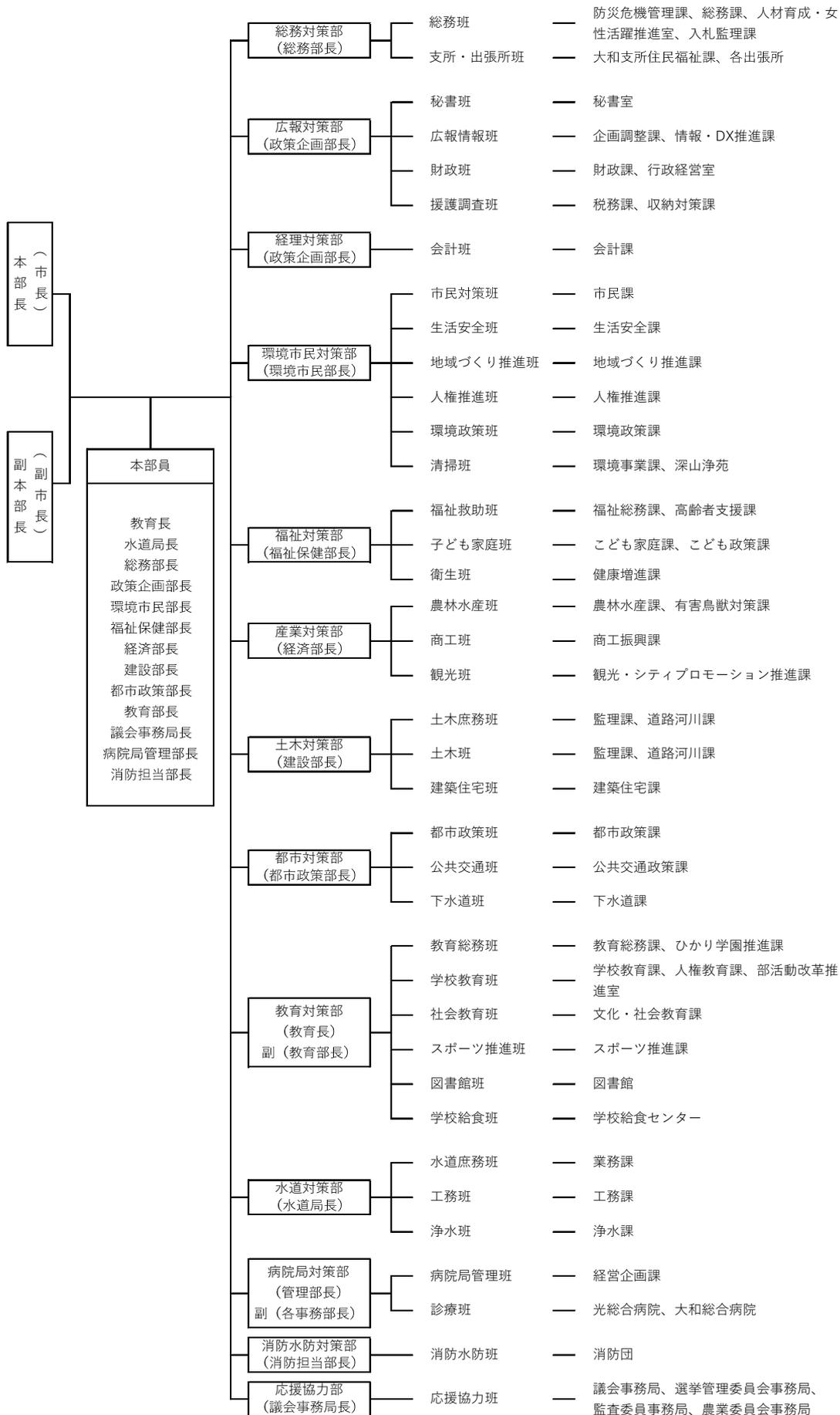
※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合は、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

救助の種類	対 象	費 用 の 限 度 額	期 間	備 考
略				
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊産等の移送費は、別途計上
略				

項 目	頁	行	修正の理由
全編共通			
修 正 内 容			
<p>計画全体を通じての修正内容</p> <p>1 市の見直しによるもの</p> <p>(1) 組織改編に伴う修正</p> <p>ア 「介護老人保健施設清算室」を削除する</p> <p>イ 「有害鳥獣対策課」を追加する</p> <p>(2) 防災協定の締結に伴う修正</p> <p>ア 締結に伴う記載追加及び「資料編（応援協定等）」への協定書追加</p> <p>(ア) 「災害時における避難所等の安全確保に関する協定（総合警備保障株式会社）</p> <p>(イ) 災害時におけるドローンを使用した支援活動に関する協定（D S S K Y W O R K S 株式会社）</p> <p>(ウ) 災害時における災害廃棄物処理等の協力に関する協定（ジェムカ株式会社）</p> <p>(エ) 災害時における物資輸送等における協定（福山通運株式会社徳山支店）</p> <p>(オ) 光市災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定書（社会福祉法人 光市社会福祉協議会）</p> <p>(3) 時点修正</p> <p>ア 光市薬業組合、光市薬剤師会の解散に伴う修正 →「山口県薬剤師会光支部」に修正</p> <p>イ I P無線の廃止に伴う修正</p> <p>2 関係機関の見直しによるもの</p> <p>(1) 資料編（1954頁）周防地区海上安全対策協議会会則の改定（徳山海上保安部）</p> <p>3 組織改編に伴う各節における担当所管の記載変更については、本表への記載を省略する。</p>			

別表第 1

市 本 部 組 織 図



別表第 2

部、班の編成及び所掌事務

部・班の編成及び所掌事務は次のとおりとする。なお、災害対策本部が設置されていないときであっても、次の所掌事務に従って防災対策を実施する。

部	班	担当課	所 掌 事 務
総務対策部 部長：総務部長	総 務 班	防災危機管理課 総 務 課 人材育成・ 女性活躍推進室 入札監理課	1 県及び防災関係機関との連絡調整に関する事。 2 各対策部との連絡調整に関する事。 3 本部員会議の庶務に関する事。 4 気象情報等の収集及び伝達に関する事。 5 本部長の指示等の周知・伝達に関する事。 6 職員の動員・配備に関する事。 7 各対策部からの災害情報、被害報告の取りまとめに関する事。 8 県、消防庁への被害報告に関する事。 9 各対策部の不足要員の調整に関する事。 10 県、他市町等への応援要請に関する事。 11 自衛隊の災害派遣要請の要求に関する事。 12 防災用車両の集中管理、配車に関する事。 13 緊急車両の確保に関する事。 14 緊急通行車両の確認申請に関する事。 15 避難情報、避難所情報の収集に関する事。 16 避難指示等に関する事。 17 ライフラインに関する情報の収集、提供に関する事。 18 防災行政無線等の通信手段の確保に関する事。 19 臨時ヘリポートの確保に関する事。 20 自主防災組織との連絡調整に関する事。 21 被害情報資料の作成及び報告事務に関する事。 22 職員の食事の確保に関する事。 23 被害状況の調査に関する事。 24 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 25 その他、他対策部に属さない事項に関する事。 26 災害対策本部の運営に関する事
	支所・出張 所 班	大 和 支 所 住民福祉課 各 出 張 所	1 支所・出張所利用者の安全確保対策に関する事。 2 管内の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関する事。 3 管内の関係団体、自治会、自主防災組織との連絡調整に関する事。 4 住民からの問い合わせ、要望、苦情等の取りまとめ、本部との連絡調整に関する事。 5 避難所の開設及び運営等の協力に関する事。 6 支所・出張所の被害状況調査及び応急復旧に関する事。
広報対策部 部長：政策 企画部長	秘 書 班	秘 書 室	1 本部長及び副本部長の秘書に関する事。
	広報情報班	企画調整課 情報・DX推進課	1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 住民等への広報活動に関する事。 3 住民等への避難情報等の連絡に関する事。 4 臨時広報紙等の発行に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 5 災害現場の写真撮影、記録の収集及び保管に関する事。 6 災害情報及び災害応急対策に係る報道機関との調整に関する事。 7 報道機関に対する記者会見等の対応に関する事。 8 災害に関する広聴活動に関する事。 9 災害視察者等に対する応接に関する事。 10 被害状況の調査に関する事。 11 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 12 庁内情報システムの保全管理に関する事。 13 システムの被害調査及び応急復旧対策に関する事。 14 市ホームページによる各種災害情報等の提供に関する事。 15 インターネットによる情報収集に関する事。
	財 政 班	財 政 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害対策の予算編成に関する事。 2 災害対策に必要な財政措置に関する事。 3 市有財産の被害状況の取りまとめに関する事。 4 被害状況の調査に関する事。 5 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 6 部内他班への応援協力に関する事。
	援護調査班	税 務 課 収納対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 避難所の開設・運営の協力に関する事。 2 救援物資の受取り、仕分け、配分等に係る応援に関する事。 3 土地・家屋、被災者等の被害状況調査に関する事。 4 市民税・国民健康保険税等の減免、徴収猶予等の措置に関する事。 5 被害状況の調査に関する事。 6 災害防止及び応急活動の応援に関する事。 7 部内他班・他部への応援協力に関する事。
経理対策部 部長：政策 企画部長	会 計 班	会 計 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害経費の出納に関する事。 2 救護金品の受入れ、配布その他救援物資等生活必需品の調達配布の協力に関する事。 3 他対策部への応援協力に関する事。 4 金融機関の調査（被害・業務状況等の確認）に関する事。 5 現金等の保管場所の確保に関する事。
市民対策部 部長：環境 市民部長	市民対策班	市 民 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 出張所との連絡調整に関する事。 3 被災者名簿の作成に関する事。 4 埋火葬の許可に関する事。
	生活安全班	生活安全課	<ul style="list-style-type: none"> 1 災害に対する住民からの問い合わせ、要望、苦情等の対応に関する事。 2 相談窓口の設置に関する事。 3 被災地における防犯に関する事。 4 災害時の交通安全対策に関する事。 5 飲料水対策に関する事。
	地域づくり 推 進 班	地域づくり 推 進 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 管轄組織等との連絡調整に関する事。 2 関係施設等の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。

	人権推進班	人権推進課	<ol style="list-style-type: none"> 1 人権推進施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関する事。 2 その他人権推進対策に関する事。 3 部内他班への応援協力に関する事。
	環境政策班	環境政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 環境対策全般に関する事。 2 関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。 3 飲料水汚染対策に関する事。 4 遺体の処置及び埋火葬に関する事。 5 産業公害、その他の環境対策に関する事。 6 災害応急活動の応援に関する事。 7 避難所の開設・運営に関する事。
	清掃班	環境事業課 深山浄苑	<ol style="list-style-type: none"> 1 ごみ、し尿、がれき等の収集、処理、清掃に関する事。 2 周南地区衛生施設組合、周南東部環境施設組合との連絡に関する事。 3 廃棄物関係施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。 4 し尿の処理に関する事。 5 し尿施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。 6 関係業者等との連絡調整に関する事。 7 仮置場の確保並びに管理に関する事。
福祉対策部 部長：福祉 保健部長	福祉救助班	福祉総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 総合福祉センター、社会福祉施設の被害状況の取りまとめ、並びに応急復旧対策、市本部への報告に関する事。 3 避難行動要支援者の被害状況の調査、安否確認、支援対策に関する事。 4 日常生活用具、補装具等の調達に関する事。 5 避難行動要支援者の入所施設確保、搬送等に関する事。 6 所管の社会福祉施設との連絡調整に関する事。 7 障害者団体への応援協力に関する事。 8 ボランティアの受付、活動支援に関する事。 9 市社会福祉協議会との連絡調整に関する事。 10 避難所の開設及び運営に関する事。 11 災害応急活動の応援に関する事。 12 福祉避難所の調整に関する事。 13 福祉関係の相談に関する事。 14 災害救助に関する計画の総括及び活用に関する事。 15 日赤山口県支部等救助に関する防災関係機関との連絡調整に関する事。 16 災害救助法の適用申請に関する事。 17 罹災証明書（火災を除く。）の発行に関する事。 18 被災者の移送、収容保護に関する事。 19 災害救助物資、義援金品、見舞金等の受入れ及び配布その他救援物資等生活必需品の調達・配布に関する事。

			<ul style="list-style-type: none"> 20 災害弔慰金、見舞金の支給に関する事。 21 その他被災者の生活支援に基づく事。 22 部内他班への応援協力に関する事。
	こども家庭班	こども政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 保育園・幼稚園児の安全対策に関する事。 2 保育園・幼稚園の被害調査及び災害応急対策に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。 4 その他こどもに関する事。 5 部内他班への応援協力に関する事。
		こども家庭課	<ul style="list-style-type: none"> 1 こどもの家庭に関する事。 2 部内他班への応援協力に関する事。
	衛生班	健康増進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 病院局対策部との連絡調整に関する事。 2 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。 3 医師会への医療救護班の派遣要請に関する事。 4 感染症対策に関する事。 5 避難者等の健康管理に関する事。 6 被災地における食品衛生及び生活衛生に関する事。 7 防疫の実施に関する事。 8 診療所等関係施設、設備の被害状況調査及び応急復旧に関する事。 9 医療救護所の開設及び運営に関する事。 10 医療品、医療資機材の確保に関する事。 11 部内他班の応援協力に関する事。
産業対策部 部長：経済 部長	農林水産班	農林水産課 有害鳥獣 対策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。 2 防災パトロール及び危険箇所の観測に関する事。 3 農地、農業用施設、畜産関係の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 4 農業関係団体との連絡調整に関する事。 5 農道、ため池等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。 6 農道、ため池等の二次災害の防止に関する事。 7 防災用主食及び副食の確保に関する事。 8 農業者への防災指導及び防疫に関する事。 9 種子、種苗の供給に関する事。 10 家畜の管理、飼料の需給に関する事。 11 災害金融対策に関する事。 12 雨量、潮位等の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関する事。 13 避難所の開設に関する事。 14 部内他班の応援協力に関する事。 15 里の厨の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 16 農村施設（農村婦人の家、周防多目的集会所等）の被害調査及び応急復旧対策に関する事。 17 水産関係施設等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。 18 水産関係施設等の二次災害の防止に関する事。 19 船舶の確保に関する事。

			<p>20 水産関係団体との連絡調整に関する事。</p> <p>21 治山、市有林、林道、山林関係等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>22 治山、市有林、林道、山林関係等の二次災害の防止に関する事。</p> <p>23 林業関係団体との連絡調整に関する事。</p>
	商 工 班	商工振興課	<p>1 商工業施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>2 緊急食料及び生活必需品の調達に関する事。</p> <p>3 売り惜しみ等対策に関する事。</p> <p>4 商工業者に対する経営指導及び金融対策に関する事。</p> <p>5 その他応急商工業対策に関する事。</p> <p>6 避難所の開設及び運営に関する事。</p>
	観 光 班	観光・シティ プロモーション推進課	<p>1 観光施設関係の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>2 滞留旅客対策に関する事。</p> <p>3 観光協会等との連絡調整に関する事。</p> <p>4 避難所の開設及び運営に関する事。</p>
土木建設対策部 部長：建設部長	土木庶務班	監 理 課 道路河川課	<p>1 水防に関する事。</p> <p>2 部内の庶務並びに連絡調整に関する事。</p> <p>3 建設業者並びに関係機関への協力要請に関する事。</p> <p>4 災害対策用備蓄器具、資材の整備・確保に関する事。</p>
	土 木 班	監 理 課 道路河川課	<p>1 防災パトロール及び危険箇所の観測に関する事。</p> <p>2 道路、河川、橋梁の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>3 道路、河川、橋梁の二次災害の防止に関する事。</p> <p>4 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>5 国土交通大臣所管の海岸及び港湾の二次災害の防止に関する事。</p> <p>6 道路啓開に関する事。</p> <p>7 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>8 砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設の二次災害の防止に関する事。</p> <p>9 緊急輸送道路の確保に関する事。</p> <p>10 河川内の障害物の除去に関する事。</p> <p>11 雨量、水位、潮位の情報の整理、現場状況の確認・観測及びこれに伴う状況判断資料等の作成に関する事。</p> <p>12 雪害対策に関する事。</p> <p>13 被災宅地の応急危険度判定に関する事。</p> <p>14 部内他班の応援協力に関する事。</p>
	建築住宅班	建築住宅課	<p>1 公営住宅、その他公共建物の警戒、被害状況の取りまとめ及び応急復旧対策に関する事。</p> <p>2 被災者への公営住宅の提供及び必要な措置、賃貸住宅の居室の借上げ等に関する事。</p>

			<ul style="list-style-type: none"> 3 応急仮設住宅の建設、被災住宅の応急修理に関する事。 4 応急仮設住宅の供与対象者及び入居予定者の選定に関する事。 5 被災住宅の応急危険度判定に関する事。 6 部内他班の応援協力に関する事。
都市政策対策部 部長：都市政策部長	都市政策班	都市政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 都市公園等都市計画施設の警戒、被害調査及び応急復旧に関する事。 2 被災宅地の応急危険度判定に関する事。 3 災害復興都市計画の策定に関する事。 4 部内他班の応援協力に関する事。
	公共交通政策班	公共交通政策課	<ul style="list-style-type: none"> 1 公共交通の施設及び車両等の警戒、被害調査及び応急復旧対策に関する事。 2 公共交通の運行調査に関する事。 3 公共交通事業者との連絡調整に関する事。 4 その他応急公共交通対策に関する事。
	下水道班	下水道課	<ul style="list-style-type: none"> 1 下水道施設の警戒、被害状況調査及び応急復旧対策に関する事。 2 周南浄化センター、周南流域下水道関係市町との連絡調整等に関する事。 3 建設業者及び一般廃棄物処理業者等への協力要請に関する事。 4 部内他班の応援協力に関する事。
教育対策部 部長：教育長	教育総務班	教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡調整に関する事。 2 児童生徒、施設利用者等の被災状況、教育施設の被害状況の取りまとめ、市本部への報告に関する事。 3 県教育委員会との連絡、報告等に関する事。 4 避難所の開設及び運営に関する事。 5 仮教室の設置に関する事。 6 教育委員会及び小中学校の管理に関する事。
	学校教育班	学校教育課 人権教育課 部活動改革推進室	<ul style="list-style-type: none"> 1 児童生徒の安全確保、避難対策に関する事。 2 避難所の開設及び運営に関する事。 3 応急教育に関する事。 4 被災児童生徒への教科書、学用品等の給与に関する事。 5 被災児童生徒への医療、防疫及び給食等に関する事。
	社会教育班	文化・社会教育課	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保対策に関する事。 2 社会教育施設等の被害調査、応急復旧対策に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。 4 文化財の被害状況の調査、応急復旧対策に関する事。
	スポーツ推進班	スポーツ推進課	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保対策に関する事。 2 施設利用者等の被災状況、社会体育施設の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関する事。 3 避難所の開設及び運営に関する事。
	図書館班	図書館	<ul style="list-style-type: none"> 1 施設利用者の安全確保対策に関する事。 2 施設利用者等の被災状況、図書館及び分館の被害状況の調査、応急復旧対策、市本部への報告に関する事。

	学校給食班	学校給食センター	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設・設備等の被害調査、応急復旧対策及び衛生管理に関すること。 2 給食の供給に関すること。
水道対策部 部長：水道局長	水道庶務班	業務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の庶務及び連絡調整に関すること。 2 上水道施設の被害状況の取りまとめ及び応急復旧計画に関すること。 3 水道関係の広報に関すること。 4 他水道事業者及び他関係機関への応援協力に関すること。 5 上水道施設の給水応急復旧計画の作成に関すること。 6 総務対策部及び市民対策部との連絡調整に関すること。 7 部内他班の応援協力に関すること。
	工務班	工務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 管路、配水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2 管路、配水施設の応急復旧計画に関すること。 3 光市管工事協同組合への応援要請に関すること。 4 応急給水計画の実施に関すること。 5 応急給水の実施に関すること。
	浄水班	浄水課	<ol style="list-style-type: none"> 1 取水、導水、浄水、送水施設の被害調査、応急復旧対策に関すること。 2 取水、導水、浄水、送水施設の応急復旧計画に関すること。 3 水質検査に関すること。 4 その他浄水場の運営管理に関すること。
病院局対策部 部長：管理部長	病院局管理班	経営企画課	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院患者、外来患者等の被災状況の取りまとめ、市本部への報告に関すること。 2 病院施設の被害調査、応急対策に関すること。 3 医師会、他の医療機関との連絡に関すること。
	診療班	光総合病院 大和総合病院	<ol style="list-style-type: none"> 1 入院患者、外来患者等の安全確保対策に関すること。 2 応急医療、助産に関すること。 3 医療救護班の編成に関すること。 4 医薬品、衛生材料等の確保に関すること。 5 遺体の処理に関すること。 6 避難所、応急仮設住宅への巡回医療に関すること。 7 入院患者、外来患者等の心のケアに関すること。
消防水防対策部 部長：消防担当部長	消防水防班	消防団	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 住民への避難指示等の伝達に関すること。 4 避難誘導に関すること。 5 救出活動に関すること。 6 行方不明者の捜索に関すること。 7 その他本部長が指示する災害応急措置に関すること。
応援協力部 部長：議会事務局長	応援協力班	議会議務局 選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 農業委員会事務局	<ol style="list-style-type: none"> 1 各事務局の災害応急対策に関すること。 2 他対策部への応援協力に関すること。

○光市指定給水装置工事業者一覧

給水装置工事業業者	住 所	電 話
吉 岡 組	光市室積二丁目 6 番 13 号	0833-78-1013
(有) 平 成 設 備	光市室積五丁目 11 番 23 号	0833-79-2092
後 藤 商 店	光市室積四丁目 9 番 2 号	0833-79-3003
古 谷 設 備	光市室積新開一丁目 2 番 1 号	0833-78-2557
(有) 光 建 産 業	光市室積松原 5 番 7 号	0833-79-1234
(有) 田 村 設 備	光市室積大町 24 番 13 号	0833-79-1113
(株) S . K 設 備	光市室積松原 5 番 10 号	0833-44-9843
(株) 海 田 商 会	光市光井一丁目 12 番 12 号	0833-71-1645
(株) 三 電	光市光井二丁目 4 番 5 号	0833-71-0510
(株) I S O B E	光市光井四丁目 27 番 16 号	0833-72-0025
(株) 野 村 水 道	光市中央五丁目 5 番 11 号	0833-71-0648
(有) エ ク シ ー ド	光市島田五丁目 9 番 12 号	0833-77-0556
住 久 設 備 (株)	光市島田七丁目 11 番 5 号	0833-72-2400
(有) 石 川 商 店	光市上島田三丁目 10 番 23 号	0833-77-1950
栄 建 設 (有)	光市上島田五丁目 13 番 16 号	0833-77-3085
(有) フ ジ カ ワ	光市大字小周防 10659 番地 1	0833-77-3118
葉 月 配 管	光市大字小周防 2547 番地 1	080-5612-5422
テ シ マ 電 機	光市大字小周防 2188 番地 1	0833-77-3772
山口ウォーターシステム(株)	光市大字小周防 1480 番地 7	0833-77-2385
(有) 宝 迫 建 設	光市大字小周防 1658 番地 5	0833-77-5788
(株) 前 田 商 店	光市浅江三丁目 24 番 26 号	0833-71-0233
(株) 五 栄	光市浅江六丁目 13 番 22 号	0833-74-1350
あ たら シ ス テ ム (有)	光市浅江七丁目 34 番 9 号	0833-72-4747
(株) 梅 松 建 設	光市浅江七丁目 32 番 20 号	0833-71-2774
中 林 建 設 (株)	光市虹ヶ浜二丁目 15 番 10 号	0833-71-1672
虹 設 備	光市虹ヶ丘五丁目 9 番 11 号	090-8240-7515
大 下 設 備	光市大字岩田 307 番地 12	0820-48-5669
(有) 古 谷 組	光市大字岩田 2383 番地 5	0820-48-2866
品 末 設 備	光市大字岩田 2415 番地 4	0820-48-2260
中 興 工 業 (株)	光市大字三輪 160 番地 4	0820-48-2910
(有) 石 城 設 備	光市大字三輪 1269 番地 5	0820-48-2532
河 野 設 備	光市大字束荷 2504 番地 2	0820-48-4626

キハラ建設(株)	下松市桃山町 109 番地 9	0833-46-0581
国益建設(株)	下松市潮音町三丁目 10 番 10 号	0833-41-0177
(有)森田設備工業	下松市瑞穂町三丁目 9 番 2 号	0833-43-0628
(有)梅山水道工業所	下松市新川三丁目 2 番 28 号	0833-41-1041
山田日之出ガス(株)	下松市大字平田 550 番地の 2	0833-43-2222
(株)新ホーム	下松市東陽六丁目 4 番 8 号	0833-48-8000
(株)竹安工事	下松市潮音町八丁目 2 番 5 号	0833-41-1850
南田設備	下松市切山 51-1	090-8996-1352
(株)タイセイ	下松市東海岸通り 1 番 13	0833-44-2578
(株)建工設備	周南市久米 1299 番地の 38	0834-36-0022
平村設備工業(株)	周南市横浜町 16 番 36 号	0834-31-0864
棟居設備工業(株)	周南市大字上村 305 番地の 3	0834-63-1331
(株)三保設備	周南市大字久米沖角田 3037 番地の 3	0834-25-0985
福本工業(株)	周南市桜馬場通一丁目 9 番地	0834-21-0124
(株)イタミ	周南市鼓海二丁目 118 番地の 71	0834-26-1188
(有)東亜設備	周南市西松原三丁目 4 番 5 号	0834-27-4110
西日本電業(株)	周南市御山町 8 番 1 号	0834-27-5111
(株)小池住設	周南市大字戸田 3065 番地の 2	0834-82-1291
和田水道建設(株)	周南市緑町三丁目 17 番地	0834-31-0561
(有)YOSHIOKA	周南市長穂 2073 番地の 9	0834-64-3425
(有)西村水道	周南市大字櫛ヶ浜字南浜 242 番 71	0834-25-0425
(株)西田設備	周南市大字八代 1506 番地	0833-91-2832
ODA 設備設計工事	周南市長田町 11 番 7 号	0834-33-9350
(株)K・H・T	周南市今宿町三丁目 23 番地	0834-32-1999
フジ総業(株)	周南市大字徳山 5041 番地	0834-31-9630
トータル 1 坂本	周南市大字小松原 1696 番地の 3	0833-91-6934
(株)ホームクリーン	周南市大字徳山 7510-37	0834-31-5828
(有)中村水道工事店	周南市古泉三丁目 828 番 7	0834-63-6514
周陽設備(株)	周南市大字大河内 10903 番地の 46	0833-91-3742
忠興(有)	周南市北山一丁目 16 番 5 号	0834-34-5505
(株)悠花設備	周南市宮の前二丁目 9-16	0834-51-5787
(株)濱崎工業	周南市大字栗屋 455 番地の 5	0834-25-1405
I 設備	周南市大字櫛ヶ浜 517 番地の 31	0834-26-2368
磯村工業	周南市大字櫛ヶ浜 272 番地の 1	090-3378-8478

貞 広 住 設 (株)	岩国市昭和町二丁目1番9号	0827-22-0466
東 洋 設 備 工 業 (有)	岩国市牛野谷町三丁目40番21号	0827-32-3882
(有) 水 谷 工 業	岩国市平田五丁目7番21号	0827-31-6236
(株) 藤 本 設 備	岩国市今津町一丁目6番25号	0827-28-6340
大 埜 住 設	岩国市周東町田尻996番地2	0827-84-1839
シ マ ヤ 設 備 (株)	岩国市錦見四丁目16番23号	0827-41-3705
栄 和 設 備 工 業 (株)	岩国市周東町下久原149番地1	0827-82-5021
(株) ム ラ ナ カ 設 備	岩国市今津町三丁目11番31号2F	0827-28-4498
(有) 片 山 設 備	岩国市岩国一丁目16番10号	0820-43-1895
和 幸 住 設	岩国市通津1985番地17	0827-38-2445
(有) 大 鉄 設 備 工 業	岩国市牛野谷町三丁目20番24号	0827-31-0070
(株) マ サ ・ エ ン ジ ニ ア リ ン グ	岩国市川西四丁目5番97-1号	0827-41-3112
(株) 創 亀 設 備	岩国市牛野谷町三丁目40番21-2	0827-35-6551
(株) 山 下 工 業	岩国市南岩国町三丁目7番60号	0827-31-6231
(株) 河 本 設 備 工 業	岩国市由宇町峯清509番地	0827-63-0113
(有) シ ョ ー エ イ	岩国市川西四丁目5-108	0827-35-6190
河 本 工 業	岩国市由宇町千鳥ヶ丘三丁目4-9	0827-63-2281
(株) C H A T A N I	岩国市平田六丁目24番12号	0827-28-4417
(株) 栗 原 設 備	熊毛郡田布施町大字下田布施728番地	0820-52-1129
(有) 尾 崎 設 備	熊毛郡田布施町麻郷3024番地3	0820-55-5924
牛 島 電 設 工 業 (株)	熊毛郡田布施町大字波野164番地の10	0820-52-2177
(株) カ ミ モ ト	熊毛郡田布施町大字波野33番地	0820-52-2727
コ ウ ノ 設 備	熊毛郡田布施町大字下田布施2823番地12	0820-52-9011
(株) オ カ ケ ン	熊毛郡田布施町大字波野2206番地5	0820-52-3788
(有) 大 三 也	熊毛郡田布施町大字麻郷588番地15	0820-52-3169
し ま は ら ホ ー ム	熊毛郡田布施町大字麻郷373番地6	0820-25-3906
(有) ミ ヤ サ ン 設 備 工 業	熊毛郡平生町大字平生町15番地の55	0820-56-7724
あ か り 電 気 (株)	熊毛郡平生町大字堅ヶ浜848番5	0820-56-1917
三 谷 設 備	熊毛郡平生町大字平生村920番地の8	0820-56-5690
積水ハウス建設中国四国(株)山口支店	山口市小郡上郷5412番地(告示)	0827-85-5050(徳山)
ノムラトータルサービス(株)	山口市仁保下郷960番1	083-929-1888
サ ン エ イ 設 備 (株)	山口市大内問田三丁目24番7号	083-902-7188
(株) い と う 住 宅 設 備	山口市吉田2338番1	083-923-5116
(株) ガ ー デ ン プ ロ	山口市上小鯖617番地	083-941-3673
ト オ ル 電 気 (株)	柳井市新市沖2番13号	0820-22-1378

中川石油ガス(有)	柳井市柳井 1529 番地 1	0820-22-0500
晃和興産(株)	柳井市南町七丁目 9 番 1 号	0820-22-1400
河内山設備	柳井市柳井 4645-7	0820-23-1954
(株)高村住宅設備	防府市大字田島 1747 番地の 1	0835-29-2656
矢吹商店	防府市大字高井 395 番地の 9	0835-24-6513
(有)シマモト設備	大島郡周防大島町大字久賀 2596 番地 16	0820-72-1013
(有)中央管工	広島県広島市南区丹那町 1 番 29 号	082-255-5005
(株)ユービーライフ(周防水道サービス)	広島県福山市加茂町字上加茂 119 番地	084-983-1474
(株)N - V i s i o n	広島県広島市中区鶴見町 8 番 57 号	082-275-5227
大成テクノ(株)	広島県大竹市南栄三丁目 1 番 11 号	0827-45-1900
(株)レイト	広島県広島市安佐北区口田四丁目 23 番 17 号	082-847-5836
(株)エネルギーアシスト	広島県広島市東区温品四丁目 14-24-2	082-508-6024
(株)イースマイル	大阪府大阪市中央区瓦屋町三丁目 7 番 3 号イースマイルビル	0120-123-456
(株)クラシアン	神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目 1 番地 9 (告示)	0120-500-500
三菱電機システムサービス株式会社	東京都世田谷区太子堂四丁目 1 番 1 号	083-972-8040

〔救援施設等〕

○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覽

令和7年6月1日現在

地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						海抜 (約 m)	所在地	電話番号	
			洪水* 計画 規模	洪水* 想定最大 規模	土砂 災害	高潮	地震	津波				大規模 な火事
周防	周防小学校校庭		○	×	○	-	○	○	○	14	大字小周防 1587 番地	-
	周防小学校体育館	□	○	×	○	-	○	○	○	14	大字小周防 1587 番地	0833-77-2076
	周防コミュニティセンター	■	○	○	○	-	×	○	○	15	大字小周防 1552 番地 1	0833-77-2022
	周防の森ロッジ	□	○	○	×	-	○	○	○	21	大字立野 1705 番地 1	0833-77-5789
	周防多目的集会所	□	×	×	○	-	○	○	○	13	大字小周防 2297 番地 1	-
三井	三井コミュニティセンター	■	○	○	○	○	○	○	○	9	三井六丁目 3 番 1 号	0833-77-0411
	三井小学校校庭		○	×	○	○	○	○	○	10	三井五丁目 9 番 1 号	-
	三井小学校体育館	□	○	○	○	○	○	○	○	11	三井五丁目 9 番 1 号	0833-77-0042
	やよい幼稚園	□	○	×	○	○	○	○	○	10	三井五丁目 9 番 2 号	0833-77-2690
	岩狩公園		○	○	×	○	○	○	○	41	岩狩一丁目 1-193	-
島田	農村婦人の家	■	○	×	×	○	○	○	×	10	上島田四丁目 8 番 6 号	0833-77-4301
	上島田小学校校庭		○	○	×	○	○	○	○	10	上島田三丁目 9 番 1 号	-
	上島田小学校体育館	□	○	○	×	○	○	○	○	10	上島田三丁目 9 番 1 号	0833-77-0006
	島田中学校校庭		○	○	×	○	○	○	○	18	中島田二丁目 7 番 1 号	-
	島田中学校武道場・体育館	□	○	○	×	○	○	○	○	17	中島田二丁目 7 番 1 号	0833-77-0255
	島田コミュニティセンター	□	○	○	○	○	×	○	○	5	島田四丁目 13 番 15 号	0833-72-1443
	地域づくり支援センター	■	○	▲ 1階を抜く	○	▲ 1階を抜く	○	△	○	4	島田四丁目 14 番 3 号	0833-72-8880
	中島田コミュニティセンター	□	○	○	×	○	×	○	○	22	中島田二丁目 8 番 16 号	0833-77-4066
	島田小学校校庭		○	○	×	○	○	○	○	16	島田五丁目 15 番 1 号	-
	島田小学校体育館	□	○	○	○	○	○	○	○	17	島田五丁目 15 番 1 号	0833-72-0038
	光市民ホール	□	○	×	○	×	×	○	○	5	島田四丁目 13 番 15 号	0833-72-1441

	地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						海抜 (約 m)	所在地	電話番号	
				洪水* 計画 規模	洪水* 想定最大 規模	土砂 災害	高潮	地震	津波				大規模 な火事
22	島田	新町公園		○	×	○	×	○	×	4	島田四丁目4	-	
23		アルク光店駐車場		○	×	○	×	○	×	3	島田一丁目12番20号	0833-72-1403	
24		上島田運動広場		○	○	○	○	○	○	25	大字島田1278	0833-74-3605	
25	浅江	浅江東保育園	□	○	▲ 1階を除く	×	○	○	○	6	大字浅江302番地1	0833-72-1448	
26		光テクノキヤンパス研修センター	□	○	○	○	○	○	○	26	光ヶ丘3番17号	0833-72-1519	
27		浅江小学校校庭		○	○	○	○	○	○	22	光ヶ丘2番10号	-	
28		浅江小学校校体育館	□	○	○	○	○	○	○	23	光ヶ丘2番10号	0833-72-0039	
29		浅江中学校武道場・体育館	□	○	×	○	×	※校舎2階以上	○	×	4	花園二丁目1番1号	0833-72-0027
30		浅江中学校校庭		○	×	○	×	○	○	×	3	花園二丁目1番1号	-
31		浅江コミュニティセンター	■	○	▲ 1階を除く	○	▲ 1階を除く	×	×	×	2	浅江三丁目18番11号	0833-72-1431
32		あさえふれあいセンター	□	○	▲ 1階を除く	○	▲ 1階を除く	×	×	×	3	浅江七丁目4番23号	0833-72-1445
33	わかば児童館	□	○	▲ 1階を除く	○	▲ 1階を除く	×	×	×	3	浅江七丁目4番17号	0833-72-1433	
34	勤労者体育センター	□	○	×	○	×	×	○	×	4	浅江七丁目14番1号	0833-72-4744	
35	西部憩いの家	□	○	○	○	○	○	○	○	10	中村町31番1号	0833-71-6380	
36	浅江南保育園	□	○	○	○	○	×	○	×	3	浅江七丁目4番23号	0833-72-1449	
37	花園町公園		○	×	○	×	×	○	×	3	花園二丁目30-1	-	
38	浅江公園		○	×	○	×	×	○	×	3	浅江五丁目4083-12	-	
39	わかば公園		○	×	○	×	×	○	×	3	浅江七丁目4	-	
40	虹ヶ浜北公園		○	○	○	○	○	○	×	4	虹ヶ浜一丁目1	-	
41	虹ヶ丘一丁目公園		○	○	○	○	○	○	○	14	虹ヶ丘一丁目5-3	-	

地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						海拔 (約 m)	所在地	電話番号	
			洪水 計画 規模	洪水* 想定最大 規模	土砂 災害	高潮	地震	津波				大規模 な火事
浅江	虹ヶ丘公園		○	○	×	○	○	○	△	26	虹ヶ丘二丁目 720-11	-
	大蔵池公園		○	○	○	○	○	○	○	26	光ヶ丘 3	-
	丸山町公園		○	○	×	○	○	○	△	23	丸山町 5	-
	宝町公園		○	×	○	○	○	○	○	8	宝町 16	-
	イオン光店駐車場		○	×	○	×	○	○	○	4	大字浅江字木園 1756 番地 1	0833-72-1403
	マルキュー浅江店駐車場		○	×	○	×	○	○	○	2	浅江三丁目 22 番 10 号	0833-72-1403

*洪水：計画規模…2日間の総雨量 331mm 想定最大規模…2日間の総雨量 546mm

○地区別指定緊急避難場所・指定避難所一覧

令和4年8月22日現在

地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						海拔 (約 m)	所在地	電話番号	
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事				
光井	光井教育委員会	□	○	○	○	○	○	○	○	28	光井九丁目 18 番 3 号	0833-74-3600
	光井中学校校庭		○	○	○	○	○	○	○	15	光井七丁目 18 番 1 号	-
	光井中学校武道場・体育館	□	○	×	○	○	○	○	○	15	光井七丁目 18 番 1 号	0833-72-0160
	光井小学校校庭		○	×	○	○	○	○	○	15	光井四丁目 23 番 1 号	-
	光井小学校体育館	□	○	○	○	○	○	○	○	16	光井四丁目 23 番 1 号	0833-72-0001
	光井コミュニティセンター	■	△	○	○	○	○	○	○	5	光井四丁目 28 番 1 号	0833-72-1446
	光井総合体育館	□	○	×	○	○	○	○	○	22	大字光井 1941 番地 1	0833-72-9100
	光井総合福祉センター	■	○	○	▲ 1階を除く	○	○	×	○	4	光井二丁目 2 番 1 号	0833-74-3000
	光井スポーツ館	□	○	○	○	×	○	○	○	28	光井九丁目 18 番 4 号	0833-74-3605
	光井スポーツ公園 (屋外)	□	○	○	○	○	○	○	○	45	大字光井 110 番地	0833-72-2334
	光井文化センター	□	○	○	○	×	○	○	○	21	光井九丁目 18 番 2 号	0833-72-5800
	浴公園		○	○	○	○	○	○	○	34	光井五丁目 1155-2	-
	長尾台公園		○	○	○	○	○	○	○	20	光井七丁目 631-28	-
	冠山総合公園		○	×	○	○	○	○	○	5	大字光井 599 番地 1	-
	アルク光井店駐車場		○	○	○	○	○	○	○	5	光井四丁目 33 番 1 号	0833-72-1403

	地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						海拔 (約 m)	所在地	電話番号
				洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事			
63	光井	メガガイア光ツインパークⅡ 駐車場		△	○	○	○	×	○	4	光井四丁目30番1号	0833-72-1403
64		情熱食堂光井店駐車場		△	○	○	○	×	○	4	光井四丁目30番1号	0833-72-1403
65	室積	室積中学校校庭		○	×	○	○	○	○	6	室積新開二丁目4番1号	-
66		室積中学校武道場・体育館	□	○	×	○	○	○	○	6	室積新開二丁目4番1号	0833-78-0133
67		サン・アピリティーズ光	□	○	×	○	○	○	○	6	室積沖田6番1号	0833-79-2025
68		室積コミュニティセンター	■	○	○	○	○	○	○	5	室積一丁目6番1号	0833-78-0013
69		室積小学校校庭		○	○	×	○	×	○	2	室積六丁目4番1号	-
70		室積小学校体育館	□	○	○	×	○	×	○	3	室積六丁目4番1号	0833-78-0010
71		伊保コミュニティセンター	□	○	○	○	○	○	○	22	大字室積村858番地	0833-79-0934
72		東部憩いの家	□	○	○	○	×	▲ 1階を除く	○	5	室積新開一丁目1番1号	0833-78-0815
73		千坊台一丁目公園		○	○	○	○	○	○	47	千坊台一丁目380・381	-
74		千坊台二丁目公園		○	×	○	○	○	○	43	千坊台二丁目226	-
75		沖田児童遊園地		○	×	○	○	○	○	5	室積沖田3020-1	-
76		室積市場公園		○	○	×	○	×	○	4	室積一丁目3400-7	-
77		池原公園		○	○	×	○	×	○	4	室積八丁目3951-1	-
78	牛島	牛島コミュニティセンター	■	-	×	▲ 1階を除く	×	▲ 1階を除く	○	2	大字牛島763番地9	0833-79-3198
79		牛島憩いの家	□	-	×	×	○	×	○	2	大字牛島708番地4	0833-78-2022
80	大和	大和コミュニティセンター	■	○	○	-	○	-	○	46	大字岩田2483番地1	0820-48-2211
81		大和スポーツセンター	□	○	○	-	○	-	○	65	大字岩田849番地	0820-48-5500
82		大和総合運動公園		○	○	-	○	-	○	65	大字岩田849番地	-
83	岩田	大和小学校校庭		○	○	-	○	-	○	49	大字岩田193番地2	-
84		大和小学校体育館	□	○	○	-	○	-	○	49	大字岩田193番地2	0820-48-2404
85		マルキュウ岩田店駐車場		○	×	-	○	-	○	43	大字岩田2299番地	0833-72-1403
86	三輪	旧三輪小学校校庭		○	○	-	○	-	○	60	大字三輪264番地1	-

地区	名称	指定避難所	指定緊急避難場所						海拔 (約 m)	所在地	電話番号
			洪水	土砂 災害	高潮	地震	津波	大規模 な火事			
87	旧三輪小学校体育館	□	○	○	-	○	-	○	60	大字三輪 264 番地 1	0833-72-1403
88	旧塩田小学校校庭		△	×	-	○	-	○	62	大字塩田 1927 番地 6	-
89	旧塩田小学校体育館	□	△	×	-	○	-	○	62	大字塩田 1927 番地 6	0833-72-1403
90	大和中学校校庭		○	○	-	○	-	○	35	大字塩田 3333 番地 1	-
91	大和中学校武道場・体育館	□	○	○	-	○	-	○	35	大字塩田 3333 番地 1	0820-48-2803
92	旧東荷小学校校庭		×	○	-	○	-	○	56	大字東荷1301番地	-
93	旧東荷小学校体育館	□	○	○	-	○	-	○	56	大字東荷1301番地	0833-72-1403

□：指定避難所、■：指定避難所兼自主避難所

※指定避難所については、災害の状況を考慮した上で、開設する避難所を決定します。

○：適、△：災害状況によっては不適、▲：一部不適、×：不適、-：想定なし

内水氾濫は、全てを適とし、災害状況によって個別に判断します。

洪水の自主避難所は計画規模降雨に基づいて開設します。

火山現象は対象とする火山がないため省略しています。

※地震については、昭和56年以前の建物で耐震補強が行われていない建物は不適とします。

※津波については、内閣府が公表した津波高5m以下の施設又は海岸線に近接する施設は不適とします。

※大規模な火事については、地震防災計画に記載されている「火災拡大危険地域一覧」内にある施設は不適とします。

※海拔については、小数点以下を切り捨てて表示しています（現地測量または地理院地図による）。

市の施設以外の避難施設

県立高等学校

大規模災害時など、市の施設では収容能力が不足する場合などに、市の要請により避難場所の提供を行う。

・山口県立光高等学校 武道場

○市内要配慮者利用施設（高潮浸水想定区域）一覽

＜高潮＞

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
1	医療施設	多田クリニック	島田一丁目1番21号	74-2960	71-7107	停電時は 広報車等で 直接伝達
2	医療施設	しまた歯科医院	島田一丁目2番17号	72-5545	72-6880	
3	医療施設	くもい歯科医院	島田一丁目11番25号	72-8001	-	
4	医療施設	吉村医院	島田二丁目4番33号	71-0111	48-8721	
5	介護保険施設	ケアシステムオレンジサークル	島田二丁目17番10号	44-9890	44-9890	
6	医療施設	耳鼻咽喉科 前田医院	島田二丁目18番3号	71-0271	71-4918	
7	介護保険施設	アリヴィオげんきむら	島田二丁目20番20号	71-3045	71-3047	
8	医療施設	光中央病院	島田二丁目22番16号	72-0676	72-0789	
9	介護保険施設	ケアシステムオレンジ	島田二丁目22番16号	72-1212	72-0789	
10	医療施設	周南ホームケアクリニック	島田二丁目23番8号 原田ビル1階	48-8878	48-8838	
11	医療施設	やまて小児科・アレルギー科	浅江一丁目10番12号	72-5041	72-5046	
12	障害者支援施設	西日本ケアサービス光	浅江一丁目15番3号	72-0708	48-9599	
13	医療施設	守友医院	浅江一丁目17番20号	71-2010	72-4630	
14	医療施設	光内科消化器科	浅江二丁目12番3号	72-0010	72-7540	
15	医療施設	耳鼻咽喉科 しみず医院	浅江三丁目9番5号	71-4187	71-4287	
16	医療施設	クリニック高橋眼科	浅江三丁目17番1号101	72-1010	72-1010	
17	医療施設	虹ヶ浜皮フ科クリニック	浅江三丁目17番18号	72-2720	72-2721	
18	医療施設	諏訪歯科医院	浅江三丁目20番1号	72-5755	72-6116	
19	医療施設	あさえ歯科クリニック	浅江四丁目1番19号	48-8241	48-8242	
20	児童福祉施設	浅江南保育園	浅江七丁目4番23号	72-1449	72-1495	
21	児童福祉施設	浅江東保育園	大字浅江302番地1	72-1448	72-1478	

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
22	医療施設	河内山医院	大字浅江 1340 番地 1	71-1040	71-6030	停電時は 広報車等で 直接伝達
23	医療施設	虹ヶ浜整形外科クリニック	虹ヶ浜一丁目9番11号	44-7024	44-7025	
24	医療施設	くにもと歯科	虹ヶ浜一丁目5番37号	48-8750	48-8752	
25	介護保険施設	特別養護老人ホーム光富士白苑	虹ヶ浜二丁目5番7号	71-3090	71-3196	
26	介護保険施設	光富士白苑デイサービスセンター	虹ヶ浜二丁目5番12号	71-1788	71-1811	
27	高齢者施設	ヴィラ虹ヶ浜	虹ヶ浜二丁目5番12号	72-6017	71-1811	
28	障害者支援施設	エーアンドエム	虹ヶ浜三丁目2番18号	71-6337	44-7037	
29	医療施設	梅田病院(有床医療施設)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
30	児童福祉施設	梅田病院(院内託児所)	虹ヶ浜三丁目6番1号	71-0084	71-0818	
31	医療施設	あきよし心療内科クリニック	虹ヶ浜三丁目16番30号	74-1177	74-1166	
32	医療施設	中川歯科医院	宮ノ下町11番6号	72-8049	72-8049	
33	介護保険施設	グループホームアクア	木園一丁目4番5号	48-8321	48-8322	
34	医療施設	ふなつ眼科光分院	木園一丁目5番22号	74-1288	74-1289	
35	介護保険施設	ニチイケアセンター光	木園一丁目5番32号	74-2888	74-2891	
36	医療施設	ひかり皮フ科クリニック	木園一丁目8番3号	74-1112	74-1116	
37	児童福祉施設	東光保育園	木園一丁目11番2号	71-1449	71-3444	
38	障害者支援施設	光市身体障害者デイサービスセンター	光井二丁目2番1号	74-3050	74-3076	
39	医療施設	光市休日診療所	光井二丁目2番1号	74-1399	74-3077	
40	医療施設	広田医院	中央二丁目15番1号	71-0225	71-0225	
41	児童福祉施設	野原保育園	中央三丁目5番12号	71-1085	71-1222	
42	介護保険施設	さくらデイサービス光	中央三丁目7番18号	71-0787	71-0778	
43	医療施設	友愛歯科医院	室積四丁目1番1号	79-0517	79-0517	

番号	施設種類	施設名	住所	電話	FAX	その他
44	児童福祉施設	室積保育園	室積五丁目13番27号	78-0047	78-0047	停電時は 広報車等で 直接伝達
45	児童福祉施設	室積サンホーム	室積六丁目4番1号	79-0911	79-0911	
46	障害者支援施設 介護保険施設	福祉メイキングスタジオ みべ	室積六丁目13番28号	48-8232	48-8249	
47	介護保険施設	デイサービス美ら海	室積八丁目3番1号	79-3322	79-3333	
48	医療施設	松田歯科クリニック	室積松原4番3号	79-2533	79-2533	
49	医療施設	平岡医院	室積松原4番7号	79-1500	79-0079	
50	高齢者施設	養護老人ホーム海光苑	室積七丁目18番20号	48-5665	48-5666	
51	学校施設	マリア幼稚園	室積松原21番37号	78-0658	78-2995	
52	介護保険施設	光市牛島憩いの家デイ サービスセンター	大字牛島708番地4	74-3020 (光市社会 福祉協議 会)	74-3073 (光市社会 福祉協議 会)	
53	医療施設	光市牛島診療所	牛島762番地1	79-3197	-	

○市内防災重点ため池一覧

整理 番号	ため池名	所在地	ため池規模			避難場所		危険ため池 の指定状況
			堤高	堤長	貯水量	第一場所	第二場所	
1	景平	大字室積村	8.0	38	37,000	伊保木コミュニティセンター		
2	宮ノ尾2号	大字島田	7.6	163	20,000	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	
3	宮ノ尾1号	大字島田	10.3	92	23,100	島田コミュニティセンター	地域づくり支援センター	○
4	柏木	大字浅江	4.1	57	6,200	浅江小学校体育館	テクノキャンパス研修センター	
5	山崎	大字三井	3.9	66	3,700	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
6	岩狩	大字三井	3.6	42	5,200	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
7	山代	大字三井	3.4	85	3,600	三井小学校体育館	やよい幼稚園	
8	神原池	大字東荷	3.4	60	1,500	旧東荷小学校体育館		
9	八ヶ宗	大字東荷	4.4	45	7,000	旧東荷小学校体育館		
10	宮重	大字岩田	3.8	70	2,700	大和スポーツセンター	大和小学校体育館	○
11	高塔	大字東荷	3.9	40	700	旧東荷小学校体育館		

〈選定基準〉

決壊した場合の浸水想定区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるもの。

ア ため池から100m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があるもの

イ ため池から100m以上500m未満の浸水区域内に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量1,000m³以上のもの

ウ ため池から500m以上の浸水区域に家屋、公共施設等があり、かつ貯水量5,000m³以上のもの

エ 上記以外で、ため池の規模、構造、地形条件、家屋、公共施設等の位置関係、維持管理の状況、上流域の地域指定の状況、崩壊地等の土質及び地形等から、都道府県又は市町村が特に必要と認めるもの

○市内危険ため池一覧

整理番号	ため池名	所在地	所管農林事務所	管理者 (代表者名)	ため池規模			受益面積 (ha)	予想される危険	対策水防工法	保全対象区域の現況				避難場所		老状 朽況
					堤高 (m)	堤長 (m)	貯水量 (m ³)				人口	戸数	公施設数	冠水面積	第一場所	第二場所	
1	宮ノ尾 1号	大字島田	周南	共同 (吉原則行)	10.3	92.0	23,100	0.5	堤体決壊	積土の う又は 切開	150	50	1	14.0	島田コ ミュニ ティセ ンター	地域づ くり支 援セン ター	b b c
2	宮重	大字岩田	周南	共同 (宮本義郎)	3.8	70.0	2,700	1.6	堤体決壊	積土の う又は 切開	57	19	0	11.5	大和ス ポーツ センタ ー	大和小 学校体 育館	b a b

備考 「老朽状況」欄中、左(a～c)：堤体の老朽化及び断面不足、中(a～c)：取水施設の老朽化、右(a～c)：余水吐の老朽化及び断面不足

○土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧

第 1 急傾斜地の崩壊

大字等	区域番号	区域名	警戒区域		特別警戒区域		避難場所
			年月日	告示 番号	年月日	告示 番号	
浅江	K-210-RD344-006	浅江(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
浅江	K-210-RD441-003	浅江(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-004	浅江(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-006	浅江(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-007	浅江(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-010	浅江(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-011	浅江(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-014	浅江(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-015	浅江(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-016	浅江(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-026	浅江(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-029	浅江(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-031	浅江(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-033	浅江(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-004	浅江(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-006	浅江(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-018	浅江(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-020	浅江(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-022	浅江(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD442-041	浅江(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD443-003	浅江(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD443-004	浅江(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-037	浅江(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-038	浅江(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-043	浅江(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-044	浅江(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD441-045	浅江(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	K-210-RD443-009	浅江(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

浅江	K-210-RD443-010	浅江(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
浅江	K-210-RD443-013	浅江(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩狩	K-210-RD353-037	岩狩(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	三島コミュニティセンター
岩狩	K-210-RD451-003	岩狩(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-003	岩田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
岩田	K-210-RD452-004	岩田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-023	岩田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-024	岩田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-026	岩田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-027	岩田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-028	岩田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-029	岩田(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-031	岩田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-032	岩田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-035	岩田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-001	岩田(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-002	岩田(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-006	岩田(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-007	岩田(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-011	岩田(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-014	岩田(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-016	岩田(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-017	岩田(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-018	岩田(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-019	岩田(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-020	岩田(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-021	岩田(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-024	岩田(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-025	岩田(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-026	岩田(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-027	岩田(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-028	岩田(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-030	岩田(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-031	岩田(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

岩田	K-210-RD454-032	岩田(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-038	岩田(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
岩田	K-210-RD454-040	岩田(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-041	岩田(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-047	岩田(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-001	岩田(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-002	岩田(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-005	岩田(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-007	岩田(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-008	岩田(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-009	岩田(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-012	岩田(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-045	岩田(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD452-037	岩田(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-055	岩田(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD454-059	岩田(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-047	岩田(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD461-048	岩田(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD463-027	岩田(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD463-028	岩田(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田	K-210-RD463-029	岩田(一)(51)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田立野	K-210-RD452-002	岩田立野(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
岩田立野	K-210-RD452-006	岩田立野(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-001	牛島(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	牛島コミュニティセンター
牛島	K-210-RD961-002	牛島(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-003	牛島(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-004	牛島(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-005	牛島(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
牛島	K-210-RD961-006	牛島(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-013	上島田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	地域づくり支援センター
上島田	K-210-RD451-014	上島田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-015	上島田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-017	上島田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-006	上島田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

上島田	K-210-RD453-007	上島田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-008	上島田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-009	上島田(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	地域づくり支援センター
上島田	K-210-RD453-010	上島田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-012	上島田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD453-015	上島田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-018	上島田(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-021	上島田(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-022	上島田(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-025	上島田(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD452-008	上島田(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-024	上島田(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-029	上島田(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-030	上島田(一)(19)	H28.12.20	418			〃
上島田	K-210-RD451-031	上島田(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-032	上島田(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
上島田	K-210-RD451-033	上島田(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
協和町	K-210-RD441-017	協和町(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
小周防	K-210-RD253-001	小周防(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	周防コミュニティセンター
小周防	K-210-RD253-002	小周防(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD253-003	小周防(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD253-005	小周防(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD253-006	小周防(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD254-001	小周防(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD351-002	小周防(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD351-004	小周防(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD351-006	小周防(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD351-007	小周防(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD351-008	小周防(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-001	小周防(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-003	小周防(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-004	小周防(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-005	小周防(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-006	小周防(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

小周防	K-210-RD352-008	小周防(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-009	小周防(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-010	小周防(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-012	小周防(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	周防コミュニティー
小周防	K-210-RD352-013	小周防(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-016	小周防(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-017	小周防(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-018	小周防(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD354-001	小周防(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD351-010	小周防(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-023	小周防(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-024	小周防(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-027	小周防(一)(29)	R04.10.18	309	R04.10.18	315	〃
小周防	K-210-RD352-028	小周防(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-030	小周防(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD352-031	小周防(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD361-030	小周防(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-210-RD361-031	小周防(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
小周防	K-215-RD351-013	大河内(一)(70)	H24.10.16	396	H24.10.16	397	〃
小周防	K-215-RD253-027	安田(一)(1)	H24.10.16	396	H24.10.16	397	〃
塩田	K-210-RD461-042	塩田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティー
塩田	K-210-RD364-010	塩田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-011	塩田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-015	塩田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-017	塩田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD364-019	塩田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-001	塩田(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-003	塩田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-006	塩田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-007	塩田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-008	塩田(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-010	塩田(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-016	塩田(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD373-017	塩田(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

塩田	K-210-RD373-020	塩田(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-026	塩田(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-028	塩田(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-029	塩田(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-030	塩田(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-032	塩田(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-036	塩田(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティーセンター
塩田	K-210-RD461-037	塩田(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-040	塩田(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-002	塩田(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-003	塩田(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-004	塩田(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-005	塩田(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-006	塩田(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-007	塩田(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-008	塩田(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-011	塩田(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-012	塩田(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-013	塩田(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-014	塩田(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-001	塩田(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-002	塩田(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-003	塩田(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-005	塩田(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-006	塩田(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-008	塩田(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-010	塩田(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-014	塩田(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-015	塩田(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD472-003	塩田(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD473-023	塩田(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD473-025	塩田(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD473-026	塩田(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD461-052	塩田(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

塩田	K-210-RD462-020	塩田(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-021	塩田(一)(51)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD462-022	塩田(一)(52)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-017	塩田(一)(53)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-018	塩田(一)(54)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-021	塩田(一)(55)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-022	塩田(一)(56)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
塩田	K-210-RD471-023	塩田(一)(57)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
塩田	K-210-RD471-024	塩田(一)(58)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-004	島田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	地域づくり支援センター
島田	K-210-RD444-005	島田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-006	島田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-007	島田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-009	島田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-016	島田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-020	島田(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-021	島田(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-022	島田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD453-023	島田(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-048	島田(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-049	島田(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-050	島田(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-021	島田(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-022	島田(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD444-023	島田(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-056	島田(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD542-023	島田(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
島田	K-210-RD454-042	島田(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-009	千坊台(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
千坊台	K-210-RD553-010	千坊台(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-012	千坊台(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-013	千坊台(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD553-016	千坊台(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
千坊台	K-210-RD554-001	千坊台(一)(6)	H28.12.20	418			〃

宝町	K-210-RD442-023	宝町(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
立野	K-210-RD353-034	立野(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	周防コミュニティセンター
立野	K-210-RD353-011	立野(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-012	立野(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-014	立野(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-015	立野(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-033	立野(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-036	立野(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-003	立野(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	周防コミュニティセンター
立野	K-210-RD354-006	立野(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-007	立野(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-008	立野(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-009	立野(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-028	立野(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-029	立野(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-001	立野(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD454-043	立野(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD451-026	立野(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-010	立野(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-011	立野(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-012	立野(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-013	立野(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-014	立野(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-016	立野(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-017	立野(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-020	立野(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD353-040	立野(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-030	立野(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD354-032	立野(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
立野	K-210-RD452-036	立野(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-001	中央(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	光市総合福祉センター
中央	K-210-RD542-002	中央(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-004	中央(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-005	中央(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

中央	K-210-RD542-008	中央(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-009	中央(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-010	中央(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中央	K-210-RD542-011	中央(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD354-013	東荷(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
東荷	K-210-RD354-014	東荷(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD354-016	東荷(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD354-017	東荷(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
東荷	K-210-RD354-018	東荷(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD354-020	東荷(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD354-021	東荷(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD354-024	東荷(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD354-027	東荷(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-001	東荷(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-002	東荷(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-005	東荷(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-006	東荷(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-007	東荷(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-008	東荷(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-010	東荷(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-011	東荷(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-012	東荷(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-013	東荷(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-017	東荷(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-020	東荷(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-021	東荷(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-024	東荷(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-027	東荷(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD361-028	東荷(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD363-001	東荷(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD363-003	東荷(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD363-007	東荷(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD363-008	東荷(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
東荷	K-210-RD363-009	東荷(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

束荷	K-210-RD363-011	束荷(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-014	束荷(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-015	束荷(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-021	束荷(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-022	束荷(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-025	束荷(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-029	束荷(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-030	束荷(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD364-001	束荷(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニティセンター
束荷	K-210-RD364-005	束荷(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD364-006	束荷(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD364-008	束荷(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD461-034	束荷(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD354-034	束荷(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-032	束荷(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-033	束荷(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD361-034	束荷(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD362-005	束荷(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-031	束荷(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-033	束荷(一)(51)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-034	束荷(一)(52)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-035	束荷(一)(53)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-037	束荷(一)(54)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD363-038	束荷(一)(55)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
束荷	K-210-RD364-024	束荷(一)(56)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-002	中島田(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	地域づくり支援センター
中島田	K-210-RD444-003	中島田(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-012	中島田(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-013	中島田(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-014	中島田(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-016	中島田(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
中島田	K-210-RD444-018	中島田(一)(7)	R03.12.21	394	R03.12.21	410	〃
中島田	K-210-RD444-019	中島田(一)(8)	R03.12.21	394	R03.12.21	410	〃
中島田	K-210-RD453-001	中島田(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

中島田	K-210-RD453-003	中島田(一)(10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
中島田	K-210-RD453-004	中島田(一)(11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
虹ヶ丘	K-210-RD443-001	虹ヶ丘(一)(1)	R06. 07. 26	220			浅江コミュニティセンター
虹ヶ丘	K-210-RD443-002	虹ヶ丘(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
虹ヶ丘	K-210-RD443-012	虹ヶ丘(一)(3)	H28. 12. 20	418			〃
花園	K-210-RD443-006	花園(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
花園	K-210-RD443-007	花園(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
花園	K-210-RD443-008	花園(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
丸山町	K-210-RD441-018	丸山町(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
丸山町	K-210-RD441-023	丸山町(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	浅江コミュニティセンター
丸山町	K-210-RD441-024	丸山町(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
丸山町	K-210-RD441-046	丸山町(一)(4)	H28. 12. 20	418			〃
三井	K-210-RD442-033	三井(一)(1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	三島コミュニティセンター
三井	K-210-RD451-009	三井(一)(2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-001	三井(一)(3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-003	三井(一)(4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-007	三井(一)(5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD344-010	三井(一)(6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-001	三井(一)(7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-004	三井(一)(8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-005	三井(一)(9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-008	三井(一)(10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-010	三井(一)(11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-020	三井(一)(12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-021	三井(一)(13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-024	三井(一)(14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-026	三井(一)(15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-028	三井(一)(16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-029	三井(一)(17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-030	三井(一)(18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD353-031	三井(一)(19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-012	三井(一)(20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-013	三井(一)(21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	K-210-RD442-014	三井(一)(22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

三井	K-210-RD442-015	三井(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-016	三井(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-017	三井(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-025	三井(一)(26)	H28.12.20	418			〃
三井	K-210-RD442-028	三井(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-029	三井(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-030	三井(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-031	三井(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-032	三井(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-034	三井(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-035	三井(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	三島モエティセンター
三井	K-210-RD442-036	三井(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-038	三井(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-040	三井(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD451-001	三井(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD451-005	三井(一)(38)	H24.01.31	29			〃
三井	K-210-RD451-008	三井(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD451-027	三井(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD353-041	三井(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-044	三井(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-045	三井(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-050	三井(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-051	三井(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-052	三井(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-053	三井(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-055	三井(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD442-056	三井(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三井	K-210-RD451-028	三井(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD453-025	光井(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	光市総合福祉センター
光井	K-210-RD542-003	光井(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-006	光井(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-012	光井(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-013	光井(一)(5)	H28.12.20	418			〃
光井	K-210-RD542-014	光井(一)(6)	R04.10.18	309	R04.10.18	315	〃

光井	K-210-RD542-015	光井(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-016	光井(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-017	光井(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-018	光井(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-019	光井(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-020	光井(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-022	光井(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-003	光井(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-004	光井(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-005	光井(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-006	光井(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-009	光井(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	光市総合福祉センター
光井	K-210-RD551-010	光井(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-011	光井(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-012	光井(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-013	光井(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-014	光井(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-016	光井(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-017	光井(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-018	光井(一)(26)	H28.12.20	418			〃
光井	K-210-RD551-019	光井(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-020	光井(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-021	光井(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-022	光井(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-023	光井(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-024	光井(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-025	光井(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-026	光井(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-027	光井(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-028	光井(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-029	光井(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-030	光井(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-031	光井(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-033	光井(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

光井	K-210-RD551-034	光井(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-035	光井(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-036	光井(一)(43)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-037	光井(一)(44)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-038	光井(一)(45)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-039	光井(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-040	光井(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-041	光井(一)(48)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-042	光井(一)(49)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD552-014	光井(一)(50)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD552-015	光井(一)(51)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD552-018	光井(一)(52)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD552-019	光井(一)(53)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	光市総合福祉センター
光井	K-210-RD552-020	光井(一)(54)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD552-021	光井(一)(55)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD552-022	光井(一)(56)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD553-002	光井(一)(57)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD553-004	光井(一)(58)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD553-005	光井(一)(59)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD553-008	光井(一)(60)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD542-025	光井(一)(61)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
光井	K-210-RD551-046	光井(一)(62)	H28.12.20	418			〃
光井	K-210-RD553-018	光井(一)(63)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD454-033	三輪(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	大和コミュニケーション
三輪	K-210-RD454-034	三輪(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD454-035	三輪(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD454-036	三輪(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD461-014	三輪(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD461-016	三輪(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD461-020	三輪(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD461-021	三輪(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD461-022	三輪(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD461-023	三輪(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD463-001	三輪(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

三輪	K-210-RD463-002	三輪(一)(12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-003	三輪(一)(13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-004	三輪(一)(14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-005	三輪(一)(15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-006	三輪(一)(16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-008	三輪(一)(17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-010	三輪(一)(18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-012	三輪(一)(19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-014	三輪(一)(20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-015	三輪(一)(21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-016	三輪(一)(22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-017	三輪(一)(23)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-018	三輪(一)(24)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-020	三輪(一)(25)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
三輪	K-210-RD463-022	三輪(一)(26)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-025	三輪(一)(27)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-001	三輪(一)(28)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-003	三輪(一)(29)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-004	三輪(一)(30)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-007	三輪(一)(31)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-008	三輪(一)(32)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-009	三輪(一)(33)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-010	三輪(一)(34)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-011	三輪(一)(35)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-012	三輪(一)(36)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-023	三輪(一)(37)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-024	三輪(一)(38)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-025	三輪(一)(39)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-026	三輪(一)(40)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD552-028	三輪(一)(41)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD561-001	三輪(一)(42)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD461-050	三輪(一)(43)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-031	三輪(一)(44)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	K-210-RD463-032	三輪(一)(45)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

三輪	K-210-RD463-033	三輪(一)(46)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
三輪	K-210-RD463-034	三輪(一)(47)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積大町	K-210-RD651-002	室積大町(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
室積新開	K-210-RD553-014	室積新開(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積新開	K-210-RD553-015	室積新開(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積新開	K-210-RD651-001	室積新開(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	K-210-RD652-007	室積東ノ庄(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	K-210-RD654-001	室積東ノ庄(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積東ノ庄	K-210-RD654-002	室積東ノ庄(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD652-001	室積村(一)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-008	室積村(一)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD553-001	室積村(一)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD553-006	室積村(一)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD553-007	室積村(一)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
室積村	K-210-RD554-002	室積村(一)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD654-004	室積村(一)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-001	室積村(一)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-003	室積村(一)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-004	室積村(一)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-006	室積村(一)(11)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-009	室積村(一)(12)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-011	室積村(一)(13)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-012	室積村(一)(14)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-013	室積村(一)(15)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD663-014	室積村(一)(16)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-001	室積村(一)(17)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-002	室積村(一)(18)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-003	室積村(一)(19)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-004	室積村(一)(20)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-006	室積村(一)(21)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-007	室積村(一)(22)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-008	室積村(一)(23)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

室積村	K-210-RD761-009	室積村(一)(24)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-010	室積村(一)(25)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-011	室積村(一)(26)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-012	室積村(一)(27)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-014	室積村(一)(28)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-015	室積村(一)(29)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-016	室積村(一)(30)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-017	室積村(一)(31)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-018	室積村(一)(32)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-019	室積村(一)(33)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD761-020	室積村(一)(34)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-001	室積村(一)(35)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-002	室積村(一)(36)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-003	室積村(一)(37)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-005	室積村(一)(38)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-006	室積村(一)(39)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD762-007	室積村(一)(40)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	室積コミュニティセンター
室積村	K-210-RD653-001	室積村(一)(41)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
室積村	K-210-RD653-003	室積村(一)(42)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

第2 土石流

大字等	区域番号	区域名	警戒区域		特別警戒区域		避難場所
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	
浅江	D-210-RD344-001	浅江(二)(1)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	浅江コミュニティセンター
浅江	D-210-RD432-001	浅江(二)(2)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-002	浅江(二)(3)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-003	浅江(二)(4)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-005	浅江(二)(5)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-006	浅江(二)(6)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-008	浅江(二)(7)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-009	浅江(二)(8)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-010	浅江(二)(9)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃
浅江	D-210-RD441-011	浅江(二)(10)	H28.12.20	418	H28.12.20	420	〃

浅江	D-210-RD441-012	浅江 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田	D-210-RD452-003	岩田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
岩田	D-210-RD452-004	岩田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田	D-210-RD452-005a	岩田 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田	D-210-RD452-005b	岩田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田	D-210-RD454-005	岩田 (二) (5)	H28. 12. 20	418			〃
岩田	D-210-RD454-007	岩田 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田	D-210-RD461-001	岩田 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田	D-210-RD461-002	岩田 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田	D-210-RD461-004	岩田 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
岩田立野	D-210-RD452-006	岩田立野 (二) (1)	H28. 12. 20	418			〃
牛島	D-210-RD961-001	牛島 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	牛島コミュニティセンター
牛島	D-210-RD961-002	牛島 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
牛島	D-210-RD961-003	牛島 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
牛島	D-210-RD961-004	牛島 (二) (4)	H28. 12. 20	418			〃
牛島	D-210-RD961-005	牛島 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD451-003	上島田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	地域づくり支援センター
上島田	D-210-RD453-004	上島田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-007	上島田 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-008a	上島田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-008b	上島田 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	地域づくり支援センター
上島田	D-210-RD453-011	上島田 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD453-012	上島田 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD451-004	上島田 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD451-005	上島田 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
上島田	D-210-RD451-006	上島田 (二) (10)	H28. 12. 20	418			〃
小周防	D-210-RD351-001	小周防 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	周防コミュニティセンター
小周防	D-210-RD351-002	小周防 (二) (2)	H28. 12. 20	418			〃
小周防	D-210-RD351-003	小周防 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	D-210-RD351-004	小周防 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
小周防	D-210-RD353-009	小周防 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-009	塩田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター

塩田	D-210-RD364-010a	塩田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-010b	塩田 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-011	塩田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-012	塩田 (二) (5)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD364-013	塩田 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-014	塩田 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-015	塩田 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-016	塩田 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD364-017	塩田 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-002	塩田 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-003	塩田 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-004	塩田 (二) (13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-005	塩田 (二) (14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-006	塩田 (二) (15)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD373-007	塩田 (二) (16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-008	塩田 (二) (17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-009	塩田 (二) (18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-010	塩田 (二) (19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-011	塩田 (二) (20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
塩田	D-210-RD373-012	塩田 (二) (21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-013	塩田 (二) (22)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD373-014a	塩田 (二) (23)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-014b	塩田 (二) (24)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD373-015	塩田 (二) (25)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD461-008	塩田 (二) (26)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-001	塩田 (二) (27)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-003	塩田 (二) (28)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-004	塩田 (二) (29)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-005	塩田 (二) (30)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-006	塩田 (二) (31)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-007	塩田 (二) (32)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-008	塩田 (二) (33)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-009	塩田 (二) (34)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

塩田	D-210-RD462-010	塩田 (二) (35)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-011	塩田 (二) (36)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-012	塩田 (二) (37)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD462-013	塩田 (二) (38)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-014	塩田 (二) (39)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD462-015	塩田 (二) (40)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD471-001	塩田 (二) (41)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD471-002	塩田 (二) (42)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD471-003	塩田 (二) (43)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD471-004	塩田 (二) (44)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
塩田	D-210-RD472-001a	塩田 (二) (45)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-210-RD472-001b	塩田 (二) (46)	H28. 12. 20	418			〃
塩田	D-343-RD373-001	大波野 (二) (1)	H28. 10. 18	325			〃
塩田	D-343-RD374-006	大波野 (二) (4)	H28. 10. 18	325			〃
島田	D-210-RD444-002	島田 (二) (1)	H28. 12. 20	418			地域づくり支援センター
島田	D-210-RD444-003	島田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
島田	D-210-RD444-001	島田 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
島田	D-210-RD453-010a	島田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
島田	D-210-RD453-014	島田 (二) (5)	H28. 12. 20	418			〃
島田	D-210-RD454-008	島田 (二) (6)	H28. 12. 20	418			地域づくり支援センター
千坊台	D-210-RD553-005	千坊台 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	室積コミュニティセンター
千坊台	D-210-RD554-001	千坊台 (二) (2)	H28. 12. 20	418			〃
千坊台	D-210-RD554-002	千坊台 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD353-007	立野 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	周防コミュニティセンター
立野	D-210-RD353-008	立野 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD354-002	立野 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD354-003	立野 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD354-005	立野 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD452-001	立野 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD451-008	立野 (二) (7)	H28. 12. 20	418			〃
立野	D-210-RD452-002	立野 (二) (8)	H28. 12. 20	418			〃
立野	D-210-RD452-007	立野 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
立野	D-210-RD454-001	立野 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
中央	D-210-RD542-001	中央 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター

束荷	D-210-RD263-001	束荷 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
束荷	D-210-RD263-002	束荷 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD354-006	束荷 (二) (3)	H28. 12. 20	418			〃
束荷	D-210-RD354-007	束荷 (二) (4)	H28. 12. 20	418			〃
束荷	D-210-RD354-008	束荷 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD354-010	束荷 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD354-011	束荷 (二) (7)	H28. 12. 20	418			〃
束荷	D-210-RD361-001	束荷 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-002	束荷 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-003a	束荷 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-004	束荷 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-005	束荷 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-007	束荷 (二) (13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD361-009	束荷 (二) (14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD362-001	束荷 (二) (15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD362-002	束荷 (二) (16)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD362-003	束荷 (二) (17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD363-001	束荷 (二) (18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD363-002	束荷 (二) (19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD363-003	束荷 (二) (20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
束荷	D-210-RD363-004	束荷 (二) (21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD363-007	束荷 (二) (22)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-001	束荷 (二) (23)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-002	束荷 (二) (24)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-003	束荷 (二) (25)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-007	束荷 (二) (26)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD364-008	束荷 (二) (27)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
束荷	D-210-RD461-006	束荷 (二) (28)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
中島田	D-210-RD444-004	中島田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	地域づくり支援センター
中島田	D-210-RD444-005	中島田 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
中島田	D-210-RD453-001	中島田 (二) (3)	H28. 12. 20	418			〃
中島田	D-210-RD453-002	中島田 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-003	三井 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	三島コミュニティセンター
三井	D-210-RD344-002	三井 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

三井	D-210-RD344-003	三井 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD344-004	三井 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD344-005	三井 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD344-006	三井 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-001	三井 (二) (7)	H28. 12. 20	418			〃
三井	D-210-RD353-002	三井 (二) (8)	H28. 12. 20	418			〃
三井	D-210-RD353-004	三井 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-005	三井 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-010	三井 (二) (11)	H28. 12. 20	418			〃
三井	D-210-RD353-011	三井 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD353-012	三井 (二) (13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三井	D-210-RD442-008	三井 (二) (14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD453-016	光井 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター
光井	D-210-RD542-002	光井 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-002	光井 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-003	光井 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-004	光井 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-005	光井 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-006	光井 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-007	光井 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	光市総合福祉センター
光井	D-210-RD551-008	光井 (二) (9)	H28. 12. 20	418			〃
光井	D-210-RD551-009b	光井 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-010	光井 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD551-011	光井 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD552-001b	光井 (二) (13)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD552-002	光井 (二) (14)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD552-003	光井 (二) (15)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD553-001	光井 (二) (16)	H28. 12. 20	418			〃
光井	D-210-RD553-002	光井 (二) (17)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD553-003	光井 (二) (18)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD553-004	光井 (二) (19)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD553-007	光井 (二) (20)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
光井	D-210-RD554-011	光井 (二) (21)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

三輪	D-210-RD461-011	三輪 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	大和コミュニティセンター
三輪	D-210-RD463-001	三輪 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD463-002	三輪 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD552-004	三輪 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD552-005	三輪 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD552-006	三輪 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD552-007	三輪 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD552-008	三輪 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD552-009	三輪 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-210-RD552-010	三輪 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
三輪	D-343-RD561-001	宿井 (二) (11)	H28. 10. 18	325	H28. 10. 18	326	〃
室積新開	D-210-RD651-001	室積新開 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	室積コミュニティセンター
室積新開	D-210-RD652-001	室積新開 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積神田	D-210-RD652-006	室積神田 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積神田	D-210-RD652-007	室積神田 (二) (2)	H28. 12. 20	418			〃
室積西ノ庄	D-210-RD652-003	室積西ノ庄 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積西ノ庄	D-210-RD652-004	室積西ノ庄 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積西ノ庄	D-210-RD652-005	室積西ノ庄 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積東ノ庄	D-210-RD652-008	室積東ノ庄 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積東ノ庄	D-210-RD654-001	室積東ノ庄 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD553-006b	室積村 (二) (1)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	室積コミュニティセンター
室積村	D-210-RD663-001	室積村 (二) (2)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD663-004	室積村 (二) (3)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD761-002a	室積村 (二) (4)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD761-003	室積村 (二) (5)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD761-004	室積村 (二) (6)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

室積村	D-210-RD761-005	室積村 (二) (7)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-001	室積村 (二) (8)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-002	室積村 (二) (9)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-003	室積村 (二) (10)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-004	室積村 (二) (11)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃
室積村	D-210-RD762-005	室積村 (二) (12)	H28. 12. 20	418	H28. 12. 20	420	〃

第 3 地すべり

大字等	区域番号	区域名	警戒区域		特別警戒区域		避難場所
			年月日	告示番号	年月日	告示番号	
塩田	J-210-RD462-001	塩田 (三) (1)	H24. 1. 31	29			大和コミュニティセンター
室積村	J-210-RD663-001	室積村 (三) (1)	H24. 1. 31	29			室積コミュニティセンター